

三井家同族会の成立過程

岩崎宏之

はじめに

- 一 明治二三年改革の発端
 - 二 明治二四年における三井家憲草案
 - 三 三井家板評議会の設立
 - 四 三井家組織変更問題の推移
- 1 大元方寄会の設立問題
2 三井家諸事業の再編成
3 三井組の改組
4 三井家同族会の設立

はじめに

資本集中の日本における発現形態である財閥資本の性格を考えるうえで、重要な問題のひとつは、その資本集中の中核にある財閥家族の強力な支配力が、いかなる要因によつて支えられていたかを明らかにすることである。わが国の財閥資本は、多角的経営を行なうコンシェルン形態をとり、この多角的経営体を構成する各部分が、日本資本主義の主要な経済部門のほとんどにおいて独占的地位を占めたことを、大きな特色としている。しかし、こうした金融資本としての一般的性格に加えて、財閥資本が、とくに日本における固有な存在として有している性格のひとつは、強固な同族團的財産共有制を資本集中の核としていたことであろう。事例を三井財閥に求めれば、その同族財産共有制の淵源は享保七年の「宗竺遺書」に發するが、明治維新以後数次の家政改革を経て、明治三三年の「三井家憲」制定によつて確立を

みたものである。

この、近代における三井家の同族財産共有制の再編成過程をみる場合、それが三井家の事業活動とどのようにかかわりあって成立してきたかを明らかにすることが必要とされる。明治期における三井家の家政改革の中心をなすものは、近代法体系のもとでいかにして巨大な財産を分割することなしに同族の共有制を維持し、その管理・運用をはかるかという問題であった。この背後には、日本資本主義の形成・展開に照應した三井家の「家業」の変質があり、同族が共有する家産の所有形態とその維持の方法を、「家業」のあり方に如何に適合させるかが、この改革の主要な課題であった。財産の共有制を維持するための同族団的結合の基礎となる共有の原理は、「家業」の存在形態によって規定される。結合の原理が、より大きな資本蓄積を可能ならしめる「家業」のあり方と整合することによって、はじめて家産の維持と拡大を可能にするのであって、明治期における三井家の家制の変質過程が「家業」の変化に対応するものであるとすれば、三井家にとっての資本蓄積基盤の検討を抜きにしてこの問題を考えられないことはいうまでもない。

筆者は、前稿「明治期における三井家大元方制度の構造とその機能」（本誌第六号）において、明治九年の三井銀行創立以後、同一九年にいたる三井家大元方制度の再編成過程をあとづけた。この論文において筆者は、明治一九年の三井家政改革の段階における三井家にとっての「家業」とは三井銀行のみであり、銀行業以外の部分については、三井家の事業という意識はきわめて稀薄であったことを指摘した。三井物産会社、三越呉服店などはいずれも三井家の資本蓄積の境外に置かれており、いわば三井銀行のみが三井家の唯一の経済的基盤であった。この三井銀行を基盤として新たな財産共有制を築くことに、明治一九年の家政改革のねらいがあつたのである。

しかし、明治二〇年代に入ると、企業勃興以後の状況のなかで、三井家の資本蓄積基盤には大きな変化がもたらされた。そして、日本資本主義の展開を背景に、新たな産業的基盤にたった事業活動を必然化する動きがみられ、従来「家

業」の埠外にあつた事業をも含めた新たな三井家の事業のあり方が問われるにいたつたのである。

すなわち、三井銀行のみならず、三井物産会社・三越呉服店をも含め、さらには銀行・物産がそれぞれ別個に経営してきた鉱山事業を統合して独立会社を組織し、これら諸会社の全体を三井家の事業として総合する新たな資本集中の問題であり、同時に、このような「家業」＝事業経営の変化に対応する三井家の家制の改革が日程にのぼるのであった。この改革は明治二三年にはじまり、明治二六年には銀行・物産・鉱山・呉服店の四つの事業部門を合名会社化し、また三井家共有財産の管理部門を三井元方として再編成し、「三井家同族会」を設立した。すなわち、三井の場合には、明治二〇年代のなかばに、かつての三井銀行のみを「家業」とした段階から、銀行・物産・鉱山・呉服店の四合名会社を接合した多角的事業体に発展したのであった。このことは、この時期にいたつてはじめて三井における産業資本的蓄積を可能ならしめる条件の成立を示すとともに、他方では、それぞれの事業部門の側においても、三井資本としての有機的結合を求める要請が生じたことを意味するものである。そして、このような個別資本の集中の結果としての事業の多角化にともなって、資本集中の中核部分の形成が同時に並行して進められ、明治二六年には三井家の最高の意志決定機関としての三井家同族会が設立されたのである。いわば、のちの「三井財閥」に展開するうえでの総合事業体としての基本的骨格は、ほぼこの時点で形成されたといいうるであろう。三井家同族会の設立は、三井財閥形成途上におけるきわめて重要な画期をなすものであった。

本稿では、このような三井家同族会の設立にいたる三井家の家制とその事業との両面における変化を、(一)三井の多角的事業体としての骨格が、どのようにして形成されたか、(二)その資本集中の中核にある三井家の同族財産共有制が、多角的事業体の形成過程とどのようにかかわりあって再編成されたか、この二点を中心にして追求しようとするものである。

一 明治二三年改革の発端

明治一九年における三井家政改革論議の焦点が、三井銀行を三井家の唯一の家業と規定し、三井銀行を資本蓄積の基盤とする新たな三井家の同族財産共有制を構築することにあったことは、すでに前稿において明らかにしたとおりである。⁽¹⁾この三井家の家政改革を導き出した契機のひとつが、三井家の経済的基礎をなす三井銀行経営の動搖にあったことはいうまでもない。周知のごとく、三井銀行の創立当時において、営業の極めて重要な部分は、官金取扱業務が占めていた。しかし、三井銀行のこのような性格は、明治一〇年代のなかには、おのずと変化せずにはいなかつた。その原因としては、明治政府の三井にたいする保護の関係が微妙な変化をきたしたことであり、また直接的な要因としては、日本銀行の創立とともになう影響があつた。すなわち、同行の創立によって従来の各府為替方・府県為替方など国庫金取扱は政府の委托事務として同行の業務とされ、三井銀行などが従来取扱つて來た政府関係機関の出納事務は、漸次これに吸収する方針が示されたからである。松方の紙幣整理の進行にともなつて深化する不況のなかで、三井銀行の経営はきわめて厳しい状況に置かれていた。三井銀行は再三にわたつて官金取扱業務の延長を歎願したが、政府の方針を変えることは出来なかつた。こうして、官金取扱への依存からの脱皮を余儀なくされた三井銀行は、明治一九年四月を期して民間預金の吸収と貸出の拡張を中心とする普通銀行業務への転換をはかることになつたのである。三井家の家政改革は、この三井銀行の経営の動向と密接に関連して進められたものであつた。

しかし、「改革」は容易に成果を見るにはいたらなかつた。家政改革は新たな家則草案の作成をみながらも中断し、三井銀行の「民間商業銀行」への転換も困難であった。営業面での転換をはかるにしても、三井銀行の保守的体質までを変えるには相当の努力を要し、銀行経営の抜本的改革を必要としたのであつた。こうして明治二三年春、三井銀行監

事石川良平は、首相山県有朋に三井銀行改革への援助を求めるにいたつたという。⁽²⁾

明治二三年の秋以降、三井家の家政改革問題は、新たな展開をしめすにいたつた。この時期の三井家にとって重要な関心事のひとつに、民法、商法の公布とともに三井家の組織改正問題があつた。この年には法律第二八号、第九八号をもつて民法が、また法律第三二号をもつて商法が公布され、その施行は明治二六年よりと定められていた。この公布された民法、商法にたいして学界、実業界からの反論が捲き起つて紛糾したが、このような状況のなかで三井家は、民法・商法の施行が三井家の家制＝同族財産共有制に及ぼす影響を検討し、懸案の新たな家則の制定を迫られるうことになったのである。東京大元方の「日記」明治二三年一〇月九日の項には、つきのような記事が記されている。⁽³⁾

一昨年十一月ヨリ、商法施行に拠リ当組モ同法ニ則リ組織セサルヘカラサルニ付、方々様并重役ニモ御配慮、方々様ニハ寄々御相談有之候事

この記事は、商法の公布を目前にして、三井家が商法実施にともなう三井組の組織変更の検討を重ねていたことを示している。「日記」のこの記事の前後には、三井家同苗・三井組重役らのあわただしい動きが記されているが、しかし事態は、この日記の記録者が窺い知ることが出来ない所で、深刻な局面を迎えていた。それは、さきに述べた三井銀行の経営改革問題の進展であつたが、さらにこれに三井物産会社社長益田孝の辞表提出問題が加わつたことである。

明治二三年一〇月一日、益田孝は、三井家にたいして物産会社社長の辞表を提出した。⁽⁴⁾

明治二三年当时において、益田が三井物産会社の経営上の責任をとらねばならなかつたような事態は、とくに見当らない。とすれば、この時点での辞表を提出した益田の真意は、どこにあつたのであろうか。

周知のように、明治九年七月三井銀行の創立と同時に設立された三井物産会社は、先取会社ならびに三井組国産方の営業を継承し、益田孝・木村正幹以下幹部の多くを旧先取会社から引きついでいた。⁽⁵⁾ 三井物産会社を創立するにあたって三野村利左衛門は、創立後三か年間新会社の一切の事務を益田孝に委任したが、三野村の没後、三井家は渡沢栄一とともに益田へ三井家の顧問役を委嘱し、あらためて物産会社の經營を益田に一任するなど、物産会社の經營の実際面においては、益田孝の個人請負事業的性格が強かつた。

一方、三井家は、三井物産会社を創立する際、あらたに三井武之助（三井高福六男）、三井養之助（三井高喜三男）の両名を分籍して三井物産会社専任の別家家長とした。両名は物産会社の社主となり、両社主と三井家同苗一名との間に「約定書」が締結された。⁽⁶⁾ これによれば、三井物産会社を創立する趣旨は「三井銀行ノ万一閉鎖スル等ノコトアレハ吾儕（引用者注・三井家同苗）ハ該銀行ノ為メニ至当ノ義務ヲ尽サ、ルヲ得サレハ、吾儕所有ノ物ヲ以此義務ヲ尽シタル上、生計ノ目途ヲ此物産会社ニ由テ謀ランカ為メ」であるという。物産会社は三井を冠称しても、三井家ならびに三井銀行とは判然身代を別にし、相互に負債を償却する義務を負わない。三井組大元方は物産会社創立のための資本金を渡さず、また武之助・養之助両名にたいする定額金（賄料）・手当を交付することもない。この定額金は、物産会社純益金の内より支出されたのであった。このように、三井物産会社の設立は、三井家側からすれば三井銀行が万一破綻する場合に備えた危険分散の意味があったのである。したがって、形式的にも大元方＝三井家と物産会社とは分離されており、各季の決算書類が大元方へ報告される程度で、大元方が直接三井物産会社の經營に介入することはなかつた。この意味においても、明治一〇年代の三井物産会社は、「三井家の事業」としての色彩はきわめて薄かつたといえよう。

しかし三井物産会社と三井家とのこのような関係は、企業勃興期以降における営業の拡大の過程ではむしろ桎梏となり、また商法実施にともなつて必然となる会社組織の変更を前に、あらためて三井家との関係が問い合わせられたのであつ

た。益田は、後年この辞表を提出するにいたった事情を、つぎのように語っている。⁽⁷⁾

二十八年^(マダ)、私が其三井の全体の創立に付て甚だ懸念を抱いて、此改革はどうしてもどうかしなくてはならぬと云ふことから私が辞表を出して——私が辞表を出すと云ふことは、一体三井物産会社と云ふものは、益田の三井か、三井の益田かと云ふ位で、盛田が居らなくなつても此三井物産会社と益田と云ふ者の関係が深いのだから、今銀行に就てごたゞして居る折柄、益田が辞表を出すと云ふことは全体に取つて甚だ憂慮に堪へぬからと云ふことで、老人の主人だの西村だのみんな揃つて私の家へ来て、止つて呉れぬかと云ふので、それは御尤も千万不要だから、それが心配だから私が罷める、私が罷めれば世間の銀行に対する憎しみも少なくなるだろう、私が余計なのだ、運輸会社とか何とか居るから敵も多い、罷めれば宜いのだと斯う言つたのです。私が罷めると云う様になると、どうしても私を止めさせるのは井上さんでなければならぬと云うことになつて、それで井上さんの処へ西村等が行つた。山県さんに行つた。私を入れたのは井上さんだから、西村は井上さんの処へは行つたことがなかつたが、山県さんの処へは時々行つた様ですが、今度は井上さんの処へ行かざるを得ないことになつた。

益田はここで、明治二八年のこととして語つているが、前後の記事からこれが二三年の辞表提出のいきさつであることは明らかである。一部意味の不明瞭な箇所もあるが、益田のねらいは、辞表によって三井家に衝撃を与え、改革をすみやかに行なわしめることにあつたといえよう。そしてここには、三井物産会社を実質的意味での三井家の事業として定着させようとする意図が含まれていた。益田は、この辞表を提出するに先立つて井上馨に書簡を送り、その了解を得ている。してみると、益田の辞表提出を機として井上が三井家の家政改革に直接介入することは、予定の筋書であったとみられないこともない。

しかし、益田孝の辞表提出が三井家側にとって予期せぬものであったことは、その後の同苗・重役らの狼狽ぶりからも推察できる。一〇月七日大元方臨時寄会が招集されたが、この集会へはとくに日本銀行の理事となつていた三野村利

助へも出席が求められた。この日の議題は、「山県伯官宅へ参上」、「国庫事件」、「益田孝辞職事件」の三件であった。⁽⁸⁾

第一の議題は、いまでもなく三井家ならびに三井銀行の改革にかんして山県有朋のもとへ出頭することであり、第二の国庫事件とは官金出納業務にかんして日本銀行へ陳情することについてであった。この日の協議の内容を窺い知ることは出来ないが、西邑席四郎は、同日付で日本銀行總裁川田小一郎へ「貴行御便宜上代理事務万々一他ニ御転任之御場合ニ於テハ、徐々御放転之御寛恕被成下度、単ニ希望仕候」との書簡を送っている。⁽⁹⁾ そしてこの日以後、三井家の内外は次第にあわただしい動きをしめすのであった。大元方の「日記」その他の資料によつて、以後の経過を追つてみよう。

一〇月一九日 大元方臨時寄会開催

一〇月二四日 在京の同苗および重役ら山県伯を官邸へ訪問

一〇月二八日 大元方臨時寄会開催「御密談有之候事」

一〇月三〇日 益田孝辞職慰留のため、三井高喜、三井高辰、西邑席四郎、石川良平ら品川の益田邸を訪問

一一月一日 同苗・四重役三井銀行において集会

一一月四日 銀行改正目的書および三井銀行明治二三年上半季実際報告表を山県のもとへ持参

一一月五日 同苗ら三井銀行において会議、「正午頃重役中御同伴式方へ御越」、一方は銀行改正目的書および三井

銀行実際報告表を井上伯邸へ持参し、その際益田慰留工作を井上に依頼する。帰店後ふたたび銀行において会議

一一月六日 本日も同苗、重役ら三井銀行にて会議

一一月七日 大元方寄会開催日のところ「臨時重要之件御相談有之」につき北三井家において集会（大元方寄会は延期）、夜二時ごろにいたつて解散

この一一月七日の会議には、在京の三井家同苗全員のほか、井上馨、波沢栄一、三井物産会社両社主（三井武之助、三

井養之助)、益田孝(物産会社社長)、木村正幹(同副社長)、大元方重役(西邑、中井三平、今井友五郎、石川)らが出席し、「三井家全般改革事件」について協議した。そして席上、改革を進めるにあたっての基本方針として、つぎの一三項目の決議がなされたのであった。⁽¹⁰⁾

- 一 西邑庸四郎 従前ノ如ク常務担当ナシ、改正草案貰フ命ス
- 一 三野村利助更ニ相談役ヲ命シ、而シテ從来拠來タル貸付金整理セシム
- 一 益田孝辞表、井上伯ヘ御預リヲ願フ
- 一 渋沢、益田、從来相談役依頼シタルト雖トモ、今後更ニ依頼ス
- 一 井上伯ヘ依頼書差出スコト
- 一 重役ヨリ同苗へ書面差出スコト
- 一 穂積陳重ヲシテ合名会社ニヨリテ規則草案取調依頼之事
- 一 三井組ヲ合名会社ニヨリテ設立之事
- 一 従来三井組ノ供有金ハ、同苗三井銀行持株高ニ応シテ分割ス
- 一 三井家憲法ヲ設ルコト
- 一 三井銀行ヲ合資会社ニ依テ設ルコト
- 一 三井物産会社ヲ合資会社ニ依テ設ルコト
- 一 井上伯、神戸ニ於テ在京都同苗へ面会ヲ乞フノコト

右の決定は、これ以後三井家の家制と事業との全般にわたつて進められる改革の起点ともいべきものであった。ここでは、三井家憲を制定し、三井組を合名会社組織に、銀行と物産会社をそれぞれ合資会社組織に変更する方針が決定した。そして、これらの改革を推進するにあたつては、渋沢、益田、三野村ら「部外者」の指示に全面的に依存することになったのである。一一月一九日には三井銀行総長・副長と三名の相談役との間で、三井銀行の行務を処理するにあ

たつて相談役の賛同を要すべき九か条の要項を盛り込んだ規約が定められ、また同日付で山県有朋、井上馨への誓約書などいくつかの重要な文書が作成された。こうして、三井家の改革は、井上馨の監督のもとで、渋沢・益田・三野村ら三名の相談役を中心に進められることになつたのである。

- (1) 拙稿「明治期における三井家大元方制度の構造とその機能」(『三井文庫論叢』第六号)。
- (2) 『三井銀行八十年史』一一一ページ。
- (3) 三井文庫所蔵史料 本七四四。
- (4) 同右 井上交付書類第一冊。
- (5) 拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号)二二三三ページ。なお先取会社については田村貞雄「政商資本成立の一過程」(『史流』第九号)。
- (6) 三井文庫所蔵史料 別二六二九一、『三井事業史』資料篇三 八九ページ。
- (7) 「男爵益田孝氏談話速記原稿」(三井文庫所蔵史料 W・四一六九九)。
- (8) (10) 三井文庫所蔵史料 新三〇。
- (9) 同右 別一九四五—四。

二 明治二四年における三井家憲草案

先に述べたごとく、明治二三年一月一九日三井銀行総長・副長と三名の相談役との間に「規約⁽¹⁾」が結ばれ、三井銀行の行務の執行にあたつて重要な問題は、相談役の「協賛」を得ることになつた。この規約に盛り込まれた事項は、(一)職制・諸規則の制定・改廃、(二)分店または出張所の新設・廢止、(三)七等以上行員の任免黜陟、(四)重要な件についての对外的約定の締結、(五)無抵当の貸付金および確実な抵当品のない手形割引の取扱、(六)諸会社株式の引受、(七)滞貸金の回収方法など多面にわたつていた。相談役は毎月一六日の午後四時三井銀行に会合し、「本店及各分店ノ前月計算表ヲ監閲シ、諸務ノ利害得喪ヲ議定」することになつてゐた。また相談役は、ひとりでも必要と認めるときは三井銀行の各課に

三井家同族会の成立過程（岩崎）

ついて行務取扱方を点検し、諸帳簿を検査することができ、とくに貸金回収についてはその方策を総長に提案し、この方策を調査する場合には行員あるいは部外者を適宜に使用することができるとしている。相談役の権限は強大であり、三井銀行は、相談役の強い監督下に置かることになったのである。この相談役による会合は、当時「十六日ノ相談会」とよばれ、二三年一二月一六日を第一回とし、以後定期的に開催されている。もとより相談会の議事は、三井銀行の行務にかんするものだけではなかつた。一一月七日の北三井家における会議の決定にもあるように、相談役の役割は三井家の改革全般にわたるものであり、定例の相談会のほかにもしばしば臨時の集会が開かれるなど、この相談会が三井改革推進の実質的中心として機能していたことは明らかである。

さて、井上は、三井家の改革を進めるにあたつて、高橋義雄を推挙した。以下は、一二三年一一月二四日付で益田へ送られた井上の書簡である。⁽²⁾

—前略—何分涉沢・三野村三君ニ仰合、御多忙中ニ候得共別ア心頭ニ被懸、取纏候様御尽力被下度、三野村者殊更調査之任ハ隨手數も相懸り候事故迷惑ニ候得共、非常ニ力ヲ尽シ不申而明春帰宅之上見込相立候事も六ツケ敷候間御通意奉願候、別而西邑も一入記載制限ニ寄り不和を不生様御力添被下度候、尚明年徐ニ着手之際ト申候而も実三君共ニ非常ニ多忙之一身、日々三井銀行之業務ニ從事候ハ事實之免サ、ル義ニ候得者、申残シ置タル人物高橋義雄ナル者、最早為人粗相知レ候上ハ、生より之伝信ト御申出被成候而、三井家之組織丈ニ從事為仕候様御相談有之度候、生乞見ル処ニ依ハ真ニ好人物にて、経済上ニも見込ハ充分ナル実業家ト可相成—後略—

この井上の書簡と平行して、一一月二六日には三井銀行において同苗、重役、相談役のほか法科大学教授穂積陳重も出席した集会が行なわれている。⁽²⁾ この席で穂積へ家憲草案の作成が依頼されたとみてよいであろう。一二月三日付益田の井上への返書は、この間の事情をつぎのごとく記している。⁽³⁾

前略一扱、御懇書ハ三野村始渋沢・西邑へも夫々為拝見
御趣旨ハ片時も等閑ニ付せざる様夫々申合も仕候、後一同両
度相会シ、家憲取調ハ穂積氏ニ從來之事共詳敷申語依頼仕候、是ハ一月休暇中ニ必ス同人起艸いたし候約束ニ御座候、其組織之考
按ニ拠リ銀行并物産会社之組織起艸可致、是ハ穂積氏ニ顧問ニ有之候而已ニ而別人ニ起艸相願可申約ニ御座候
相談役と惣長同志之約定ハ直ニ調印、早速此条款ニ拠リ厳重ニ執行可仕積リニ御座候、別而御配慮之三野村引受之調査一条ハ、特
ニ一人之懸り員相命し、是ヘ三野村より貸出金調査申付、近日是も調ヘ出し候積リニ御座候、此調ヘ出来候節、口々篤と分析いた
し候而本人之意見を定メ物長及相談役へ申出候積り、御帰京前ニ而も結局之相付候もの丈ケハ夫々片付可申、是ハ三野村ニ而深く
注意、無怠慢努力可仕候間御放念被下候様、分而小生より申上被下候様申出候

高橋義雄之義ハ、小生も面会仕、成程と御着目敬服仕候

高橋義雄は文久元年水戸に生れた。明治一四年上京して慶應義塾に入學、卒業後時事新報の記者となつた。明治二〇年より二二年まで洋行し、この当時は洋行帰りの新知識人として「商政一新」なる著書をあらわしていた。外国の商業事情の視察談を機縁に井上、山県らの知遇を得たといふ。⁽⁴⁾ 井上は、この高橋に、三井家改革案の作成を期待したようである。高橋の三井入りの直前、明治二三年一二月三〇日付で井上は、高橋に次の如き指示を与えていた。⁽⁵⁾

前略一渋沢栄一氏ヨリ三井銀行ニ関係シテハ如何と御内談候由、実ハ生出立前、三井家方今迄之失策ヲ救正シ、且将来之組織スル等之依頼迄受ケ、度々主人或ハ重立タル人ニモ令集会候上ニテ、急卒之改革有無可トシ、先其目的ヲ達スル初步トシ準備スル方ヲ可トシ、夫々手數申合置候次第ニテ、賢兄ヲ試ミテ同意ナレバ先組織ヲ組立候事ヲ依頼候而ハ如何ヲ申入置候、今幸ニ賢兄御同意ニ候は、断然諸方之関係を拒絶シ三井江御尽力候は、随分大家之事、其一証者人民之預ケ金計六百万円以上ニ有之候、尤御高安之如く不残天保度之人を相手ニシテ之ヲ救正スル事故、第一堪忍、第二勉強、又施行上ニ付テハ旧古ヨリ存スル大家屋ヲ當世流之住居ニ引直スカ如キ有様ニテ、万事如意不被行事每ニ可有之候間、深く御考案被下度候、必要ハ

三井家同族会の成立過程（岩崎）

一三井組之組織

一三井七家コンソシチーション

右ニ付テハ第一三井旧来之家法も有之、其内ニハ隨分可取も有之、可相成ハ旧家の本体を不崩様仕度所存ニ御座候、尤七家之内本家之憲法別て御注意被下度候、三井家累代之ヒストリヲ克ク三野村、西邑ニ御尋不被下候而、誰某ニ而ハ充分スタデー不相成候而ハ容易ニ分明仕兼可申

高橋義雄は明治二四年一月より三井銀行へ出勤、大元締役場において銀行の成規改正の準備に着手した。高橋は、「銀行に入つても先づ何事もせず、暫く現在の状態を注視して規則其他業務上の関係を取調ぶるを専要とし、夫れが十分に頭に入るまでは何事も輕卒に発言せぬが宜い」との井上の忠言に従つて、「私は当日より銀行の諸規則類を取寄せ、之を研究し始めた」と記している。⁽⁶⁾

さて、「改革」の最大の焦点である家憲制定あるいは三井組・銀行・物産の組織変更問題は、どのように推移したであらうか。

すでに一一月下旬に、穂積陳重に家憲草案の作成を依頼していたが、翌二四年一月七日には三井銀行に一同集会し、席上穂積より三井家憲案の概略についての説明が行われた。一月九日付で渋沢は、井上へ宛ててつぎのように事態の進歩を伝えている。⁽⁷⁾

三井家法之事ハ、其前益田と申談、穂積陳重ニ依頼いたし、是又三井主人一同集会ニて穂積へ詳細ニ相托し、即今其法案起草中ニ御座候、而して三井家營業ニ属する組織ニ付而も、穂積と申談候上、其根本ハ民事上之組合法ニ組織し、三井銀行又ハ物産会社、又ハ鉱山部等之事ハ其根本より分派して、或ハ合名、又ハ合資会社ニ組織せしめ候見込ニ取調候筈ニ御座候、且此法案調査ニ付、尊示ニハ高橋ニ専任との事ニ候得共、穂積之考察ニてハ、右等会社定款等之調査ハ矢張法律専門家ニ起草為致、而後高橋氏ニ於て

修正いたし候方、所謂餅ハ餅屋之古諺ニ適ひ可申との説も有之、多分他之法律家ニ下タ調相托し候都合ニ御座候、乍去高橋も既ニ本年より専務三井之為相商候都合ニ付、其執務ニ付而ハ第一小生・益田兩人ハ相談役之資格ニ参与いたし候筈ニ付、其辺ニ於て高橋ニ托し種々取調度事共も有之候ニ付、高案之如ク内政参与ニ於てハ同様之力を以て関係いたし候筈ニ候——中略 右様之順序ニ付、前陳家法及会社組織ニ関する定款等之草案ハ、可成二月中位ニ脱稿、主人始重立候者共之協議を尽し置、閣下御出京之節相伺取極可申見込ニ御座候

渋沢が伝えるところによれば、穂積は二月中を日途に三井家憲草案を作成し、また三井組等の定款草案は穂積とは別の法律家に委嘱する。そして、草案の作成過程で高橋義雄がこれに協力するという。三井組および三井各商店の定款草案の編成は、東京在住の弁護士岡山兼吉に依頼された。このうち三月二三日には、中立売三井家宅において井上も出席して大元方臨時寄会が開催された。⁽⁹⁾ この席では「宗笠遺書」、「家法式目」、「内評議式目」、「月次寄会式目」などの江戸期以来三井家に行われていた旧規則類が家憲編成の参考として井上に渡された。⁽⁸⁾ また四月に入ると、京都在住の同苗をも東京に集めて会議が頻繁に行われ、ことに五月一日には相談役、同苗、重役をはじめ穂積、岡山、高橋ら改革の関係者全員を集めた会議が開かれた。⁽¹⁰⁾ この会合は続いて同月二二日にも催されているが、その翌二三日付で井上へ送った渋沢の書簡には、つぎのことく記されている。

三井家政改革之事も先月中別而御高配被下、家憲之大旨略相定候ニ付穂積へ度々其草案之脱稿を促し、本月十日頃漸く出来候ニ付、不取敢西村より一本奉呈仕候由ニ候、然處其際例之兎變ニテ、老闘ニモ西京御越相成、引続き山口へ御廻之由拝承仕候ニ付、茲ニ尚写一冊送呈仕候、

昨夜も益田と共に三井銀行へ会し色々相談之上別冊も一統仕候、先日客月御垂示之要点ハ大概認入候様相見へ候得共、再考致候処にてハ少々文字上ニも穏当ならざる処有之、其上三井組定款、又ハ三井各商店定款制定之際、尚修正せされハ不相成と存候件々も相見へ候得共、右等ハ一応之評議といたし、先此大体ニ就而主人達一同之意向如何を充分推問中ニ御座候、昨夜ハ高朗ハ欠席ニ候

三井家同族会の成立過程（岩崎）

得共、其他ハ一同参席いたし、いつれも是非此際速ニ確定を企望致候旨熱心ニ申居候又、前陳定款取調之事も、穂積、岡山之間ニ少々其説を異ニし、為メニ高橋より種々聞合候處、穂積之説稍適當と被存候間、岡山ニ再応其主意ニ拵り調成候様申談居候義ニ候
依而此草案も十日間以内ニ出来可致、又、主人達之内評議も（家憲逐条ニ付）五七日ニ相済可申、然時ハ夫々速ニ実施之運ニ取掛申度之処、生憎老闘東京御見棄と相成候ハ第一之差支と相成候次第ニ候、就而ハ内々相伺候義ハ右等書類取纏候上ハ如何之手配可仕哉、幸ニ近々内々ニも御出京被下候御都合なる哉、又ハ両三人貴方へ罷出候様可為致哉、心得之為拝承仕度候
貸付金整理之事ニ付而も昨夜西村杯へ切々申談し、此際別局相立、主人之内一名及高橋を其副とし、実地方整理方ニ着手候方と申談置候、是ハ近日三野村帰京次第取極可申と評議仕候、小生意田杯右様百事せり立候も、兼而御承知被下候通、主人達ハ一同優柔不斷、西村ハ情実拘泥之弊多く、折角其縁ニ就候家憲も事務改正も只空論ニ相成、雲散霧消之恐有之候ニ付、不得已外部より鼓舞相加候義ニ御座候

三井家改革問題が、明治二四年五月の時点でかなりの進展をみていたことは、右の書簡で明らかとなる。すなわち穂積に委嘱した三井家憲草案がすでに五月上旬には完成し、また岡山兼吉が手がけている定款編成の作業も近日中には出来する見込みであり、家憲の逐条審議を中心これら組織・制度面での改革案をめぐって三井家首脳部の協議が続けられていることを、渋沢は報告しているのである。

ところで、右の書簡に添えて渋沢が井上へ送付した家憲草案が、「三井家憲第二草案」であることに注目しなければならない。この第二草案とは別に「三井家憲第一草案」が現存しており、しかも第一草案は第二草案に先行するものであることが明らかだからである。それでは第一草案はどのように作成され、また第二草案にたいしていかなる関係にあつたのであらうか。

三井家憲が明治三三年に実施をみるまでには多くの草案が作成されているが、「第一草案」ならびに「第二草案」についても数種の異本が現存している。第一草案の諸本のうちで、原本ないし原本に最も近いと考えられるのは井上侯爵

家に保存されてあつたもの⁽¹⁾、北三井家本⁽¹²⁾、新町三井家本⁽¹³⁾はこれより以後に作成されたものである。いずれも墨あるいは鉛筆などによつて修正や加筆が施されており、草案の検討過程を辿ることができる。この修正の跡から、第二草案が第一草案とは別個に作成されたものではなく、第一草案を修正増補することによって成つたものであることが明瞭になる。いわば第一草案は、明治二四年五月に脱稿した第二草案の原型といえるのである。

また、数種ある三井家憲第一草案のうち、同族会事務局旧蔵本（三井文庫所蔵史料、別一九四六一一）は裏表紙のとじ紐の箇所に「穂積」の認印があることから、これが明治二四年五月に穂積陳重が三井家側に提出した草案の原本であると考えられる。井上侯爵家旧蔵本の第一草案が、これと同じ筆跡と推定しうることに注意しておこう。北家本、新町家本の第一草案に付された貼紙による修正箇所は、ほぼ全面的にこの第二草案に盛り込まれている。したがつて以上を考え合わせると、まず穂積が作成した「第一草案」（井上侯爵家旧蔵本）は、三井部内における検討を経て多くの修正が施され（修正の跡は北家本、新町家本）、これらの修正箇所をさらに穂積が整理して「第二草案」（同族会事務局旧蔵本）を作成したといえよう。渋沢が、明治二四年一月九日付の井上宛書簡で「家法及会社組織ニ関する定款等之草案ハ可成二月中位ニ脱稿、主人始重立候者共之協議を尽し置、閣下御出京之節相伺取極可申見込ニ御座候」と記していることから推測すれば、第一草案の完成はほぼ二四年三月ごろと考えられよう。さきに述べた三月二三日の会合（井上も出席）あるいは四月に入つてからの会議は、家憲第一草案をめぐる論議のためのものであつたと思われる。

このように、三井家改革問題は、まず家憲制定をめぐる論議を中心に進められた。この明治二四年前半期における第一草案から第二草案への修正の過程には、改革が発足した時点におけるさまざまな問題が集約されている感がある。なぜなら、ここには、穂積陳重が作成した原案にたいして、より一層「三井家の実情」に即した修正を加えようとする意図が働いているとみられるからである。以下では、明治二四年における三井家憲草案の二つの段階を対比しつつ、三井

家政改革が当面した問題点を整理しておこう。

三井家憲第一草案 (井上交付書類第八冊)

三井家憲第二草案 (昭一九四六一一)

我三井家ハ世々祖先ノ遺訓ヲ奉シテ家政ヲ處理シ、業務ヲ經營セシニ、今ヤ時勢ノ開進ト法律ノ改正トニヨリ祖先ノ遺訓ニ斟酌ヲ加フルノ必要ヲ生スルニ至リタリ、乃チ祖先ノ遺訓ニ基ツキ、時勢ト法律ノ必要ニ応シ、三井家一族協議ノ上茲ニ家憲ヲ制定シ、三井家一族ハ将来此家憲ニ対シ永遠ニ遵守ノ義務ヲ負フベキコトヲ盟ノ

我三井家ハ世々祖宗ノ遺訓ヲ奉シテ家政ヲ處理シ、業務ヲ經營セシニ、今ヤ時勢ノ開進ト法律ノ改正トニヨリ新ニ家憲ヲ制定スルノ必要ヲ生スルニ至リタリ、乃チ祖宗ノ遺訓ニ基ツキ、時勢ト法律ノ必要ニ応シ、三井家一族協議ノ上茲ニ家憲ヲ制定ス

家憲目次

第一章

三井家同族

第二章

同族會議

第三章

婚姻及養子縁組

第四章

後見

第五章

相続

第六章

財産

第七章

会計

第八章

補則

家憲目次

第一章

三井家同族

第二章

同族ノ義務

第三章

同族會議

第四章

婚姻養子縁組及分家

第五章

後見

第六章

相続

第七章

財産

第八章

三井組及三井各商店

第九章

会計

第十章

補則

第一章 三井家同族

第一条 三井家同族トハ元祖三井宗寿居士ノ苗裔ナル三井八家ヲ総称スルモノニシテ即チ三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇及各家ノ家督相続人ヲ謂フ

第二条 三井〇〇ノ一家ヲ三井宗族ノ宗家ト称ス

第三条 三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇ノ家ヲ三井同族ノ本家ト称ス

第四条 三井〇〇、三井〇〇ノ家ヲ三井同族ノ連家ト称ス

第五条 同族ノ席次ハ總長ヲ主座トシ、其他ハ家格（又ハ年齢）ノ順位ニ依ル

三井同族家格ノ順序ハ左ノ如シ

三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇、
三井〇〇、三井〇〇、三井〇〇

第五条 同族ノ席次ハ本家ヲ上位トシ、連家之ニ次キ、年齢ノ順序ニ依テ之ヲ定ムルモノトス

第六条 初代、二代及三代ノ祖先ノ祭典ヲ行フトキハ、家格ノ順序ニ依リ其席次ヲ定ムルモノトス

第七条 第一条ニ記載シタル三井同族各家ハ、祖先ノ遺訓ニ基キ此家憲ヲ以テ永世渝ル可ラサル同族ト定メ、将来如何ナル事由アリト雖トモ廢家又ハ退族ヲ為スヲ許サス

第八条 将来同族中新タニ分家ヲ為ストキハ、之ヲ其本家ノ分家トシ、同族ニ加ヘサルモノトス

第九条 同族中新タニ分家ヲ為ストキハ、別ニ定ムル分家規則ヲ要ス

第一章 三井家同族

第一条 三井家同族トハ先祖三井宗寿居士ノ苗裔ナル三井十一家ヲ総称スルモノニシテ即チ三井八郎右衛門、三井元之助、三井源右衛門、三井高保、三井八郎次郎、三井三郎助、三井復太郎、三井守之助、三井武之助、三井養之助、三越得右衛門及各家ノ相続人ヲ謂フ

第二条 三井八郎右衛門、三井元之助、三井源右衛門、三井高保、三井八郎次郎、三井三郎助ノ六家ヲ三井家同族ノ本家トシ、三井八郎右衛門ノ一家ヲ其總領家ト称ス

第三条 三井復太郎、三井守之助、三井武之助、三井養之助、三越得右衛門ノ五家ヲ三井家同族ノ連家ト称ス

第四条 三井家同族ノ家格ハ第二条及第三条ニ記載シタル順序ニ依ル

第五条 同族ノ席次ハ本家ヲ上位トシ、連家之ニ次キ、年齢ノ順序ニ依テ之ヲ定ムルモノトス

第六条 初代、二代及三代ノ祖先ノ祭典ヲ行フトキハ、家格ノ順序ニ依リ其席次ヲ定ムルモノトス

第七条 第一条ニ記載シタル三井同族各家ハ、祖先ノ遺訓ニ基キ此家憲ヲ以テ永世渝ル可ラサル同族ト定メ、将来如何ナル事由アリト雖トモ廢家又ハ退族ヲ為スヲ許サス

第八条 将来同族中新タニ分家ヲ為ストキハ、之ヲ其本家ノ分家トシ、同族ニ加ヘサルモノトス

第九条 同族中新タニ分家ヲ為ストキハ、別ニ定ムル分家規則ヲ要ス

ニ従フ可シ

第二章 同族ノ義務

第十一条 三井家同族ハ、祖先ノ遺訓ヲ体シ、常ニ兄弟ノ誼ヲ以テ交ハリ、同心協力以テ倍々祖宗ノ遺業ヲ隆昌ナラシムルコトヲ勉ム可ン

第十二条 奢移ヲ禁シ節儉ヲ守ルハ祖先以来三井家ノ家風ナルヲ以テ、同族各家ハ永ク此美風ヲ保統ス可キモノトス

第十三条 三井八郎右衛門ノ一家ハ特別ノ由緒ニ依リ祖先以来總領家タルヲ以テ、同族各家ハ宗竺遺書ノ趣旨ニ従ヒ特ニ之ヲ敬重ス可キモノトス

第十四条 同族各家ノ男子学齢ニ達スルトキハ必ス相当ノ学校ヲ選ンテ就学セシメ、少クトモ小学科及尋常中学科ヲ全修セシム可シ、若シ疾病其他ノ事故ニ因リ本条ノ規定ニ従フ能ハサルトキハ、同族會議ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

第十五条 同族各家ハ左ノ事項ヲ為スコトヲ禁ス

一政社又ハ政党ニ加入スルコト

一同族會議ノ許可ヲ経スシテ他人ノ為ニ保証人ト為ルコト

一同族會議ノ許可ヲ経スシテ私ニ商業ヲ営ムコト

一同族會議ノ許可ヲ経スシテ私ニ他ノ会社ノ株主ト為ルコト

一同族會議ノ許可ヲ経スシテ他ノ会社ノ役員ト為ルコト

一他人ヨリ負債ヲ為スコト

第十五条 同族間又ハ同族會議ト同族トノ間ニ如何ナル争ヲ生スルトモ、之ヲ裁判所ニ出訴スルヲ許サス、此場合ニ於テ法

第二章 同族会議

第七条 三井家同族會議ノ組織ハ三井家同族ヲ以テ正員トシ、顧問、幹事ヲ以テ参列員トス

第三章 同族會議

律ノ定ムル仲裁手続ニ從ヒ仲裁判断ヲ受ク可シ、若シ仲裁判断ヲ取消ストキハ、再ヒ之ヲ仲裁ニ付ス可シ

第八条 同族会正員中未成年者又ハ禁治産者アルトキハ、後見人ヲ以テ之ヲ代表セシム

第九条 同族会員中准禁治産者アルトキハ保佐人ヲ以テ、禁治産ヲ受ケサル瘋癲者アルトキハ仮管理人ヲ以テ之ヲ代表セシム

第十条 同族会員ニシテ疾病旅行及其他ノ事故ニ因リ引続キ會議ニ出席スル能ハサルトキハ、同族若クハ親族中ヨリ同族會議ノ認可シム

第十二条 同族會議ニ役員ヲ置クコト左ノ如シ
第一條 同族会議ハ、必要ノ場合ニ於テ三井組及三井各商店ノ役員ヲ出席セシムルコトアルベシ

第一條 同族会議ハ、必要ノ場合ニ於テ三井組及三井各商店ノ役員ヲ出席セシムルコトアルベシ
第一條 同族会議ニ左ノ役員ヲ置ク
一議長 一人
一顧問 ○人
一幹事 ○人

第十六条 三井家同族會議ノ組織ハ三井家同族ヲ以テ正員トシ、三井家ノ隔居、同族會議ノ顧問及三井組ノ重役ヲ以テ参列員トス

第十七条 同族各家ノ後見及相続等ニ関スル事ニシテ親族会ノ権限ニ属スルモノアルトキハ、同族會議ハ親族会ニ向テ合同協議スルコトヲ請求ス可シ

第十八条 同族会正員中未成年者又ハ禁治産者アルトキハ、後見人ヲ以テ之ヲ代表セシム
第十九条 同族会正員中准禁治産アルトキハ保佐人ヲ以テ、禁治産ヲ受ケサル瘋癲者アルトキハ仮管理人ヲ以テ之ヲ代表セシム

第二十条 同族会正員ニシテ疾病旅行其他ノ事故ニ因リ引続キ會議ニ出席スル能ハサルトキハ、同族會議ノ認可シム

第二十一条 同族会正員ニシテ疾病旅行其他ノ事故ニ因リ引續キ會議ニ出席スル能ハサルトキハ、同族會議ノ認可シム
第二十二条 同族會議ニ左ノ役員ヲ置ク
一議長 一人
一秘書記 二人

三井家同族会の成立過程（岩崎）

第十三条 同族会議ノ議長ハ同族ノ總長之ニ任ス、若シ議長故障アルトキハ、本家ノ同族中年長ノ出席員ヲシテ之ヲ代理セシム可シ

第十四条 同族会議ノ議長ハ同族会議ヲ招集ス、若シ会員ノ請求アルモ之ヲ開カザルトキハ、会員二名以上ノ名前ヲ以テ之ヲ招集スルヲ得

第十五条 同族会議ノ顧問ハ同族会議ノ決議ニヨリ之ヲ嘱託スルヲ得ベシ、但適當ノ人物ナキトキハ、必スシモ之ヲ置クヲ要セズ

第十六条 同族会議ノ幹事ハ同族会議ノ決議ニヨリ之ヲ兼任セシス、但三井組、三井商店及ヒ会社ノ役員ヲシテ之ヲ兼任セシムルヲ得

第十七条 同族会議ハ少クトモ一ヶ月一回以上便宜ノ場所ニ於テ之ヲ開ク可シ

第十八条 左ノ諸件ハ同族会議ヲ經ベキモトス

一 同族各家ノ相続、婚姻、養子、隠居、自治産、禁治產、准禁治產其他重大ナル身分ノ変更ニ関スル件

一 同族ノ増加ニ関スル件

一 同族各家ノ賄料ノ定額ニ関スル件

一 同族中地所家屋株式公債証書ノ売買譲与書入質入

一同族各家ノ後見人、後見監督人、保佐人ノ選定及免除

第二十三条 同族会議ノ議長ハ三井組ノ給長之ニ任ス、議長故障アルトキハ、本家ノ同族中年長ノ出席員ヲシテ之ヲ代理セシム可シ

第二十四条 同族会議ノ議長ハ同族会議ヲ招集ス、若シ会員ノ請求アルモ之ヲ開カザルトキハ、会員三名以上ノ名前ヲ以テ之ヲ招集スルコトヲ得

第二十五条 同族会議ノ秘書記ハ議長之ヲ選任ス

第二十六条 同族会議ノ顧問ハ五人以下トシ、同族会議ノ決議ニ依リ之ヲ嘱託ス可シ

第二十七条 同族会議ハ少クトモ一月一回以上三井組会議所ニ於テ之ヲ開ク可シ

第二十八条 左ノ諸件ハ同族会議ノ決議ヲ經可キモノトス

一 同族各家ノ相続、婚姻、養子、隠居、分家、自治産、禁治產、准禁治產其他重大ナル身分ノ変更ニ関スル件

件

一 同族各家ノ歳費定額ニ関スル件

一 同族各家ノ地所家屋其他同族会議ニ届出タル家産ノ変更及抵當質入ニ関スル件

一同族各家ノ後見人後見監督人保佐人ノ選定及免除

一三井家同族会議顧問ノ撰定依頼及解嘱

一同族会議ノ顧問ノ選定依頼及解嘱

一三井家同族ノ共同財産ニ関スル件

一同族会議ノ共同財産ニ関スル件

一三井組資産ノ管理及処分ニ関スル件

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

一三井組及ヒ三井各商店定款ノ認可

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

一三井組及ヒ三井各商店重役ノ撰任及免除

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

一三井組及ヒ三井各商店ノ役員雇員ノ給料ニ関スル件

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

一三井組及三井各商店ノ会計ニ関スル予算及決算ノ認可

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

一其他三井家同族ノ身上、家政及ヒ三井組、三井各商店

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

ノ資産及ヒ営業ニ関スル重大ノ事件

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

第十九条 同族会議ノ議案ハ、緊急事件ヲ除クノ外予メ会員ニ

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

通知ス可シ

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

第二十条 同族会議ハ会員半数以上ノ出席アルニアラサレハ之ヲ開クヲ得ズ

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

第二十一条 同族会議ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、但可否同

數ナルトキハ旧制ヲ廢セザル方ニ決ス可シ

第二十二条 同族会議ノ議長ハ討議及投票ノ権ヲ妨ケラル、コ

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

トナシ

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

第二十三条 第七条ニ掲タル同族会議参列員ハ投票ノ権ヲ有

ス、但顧問ハ意見ヲ述フルモ投票ニ与カラサルモノトス

トナシ

一同族会議ノ管理及処分ノ方法ニ関スル件

第二十四条 同族ノ後見人、保佐人、仮管理人ハ議事ニ与リ投

票ヲ為スヲ得ス

第二十五条 同族会議ニ出席スル能ハサル会員ハ、他ノ会員ニ委

トナシ

第二十六条 同族ノ後見人、保佐人、仮管理人ハ議事ニ与リ投

票ヲ為スヲ得ス

第二十七条 同族会議ニ出席スル能ハサル会員ハ、他ノ会員ニ委

トナシ

第二十八条 同族ノ後見人、保佐人、仮管理人ハ議事ニ与リ投

票ヲ為スヲ得ス

第二十九条 同族ノ後見人、保佐人、仮管理人ハ議事ニ与リ投

票ヲ為スヲ得ス

第三十条 同族ノ後見人、保佐人、仮管理人ハ議事ニ与リ投

票ヲ為スヲ得ス

第三十一条 同族ノ後見人、保佐人、仮管理人ハ議事ニ与リ投

票ヲ為スヲ得ス

第三十二条 同族ノ後見人、保佐人、仮管理人ハ議事ニ与リ投

票ヲ為スヲ得ス

第三十三条 第十六条ニ掲タル参列員ハ討議及投票ノ権ヲ有

ス、但同族ノ隠居及同族会議ノ顧問ハ意見ヲ述フルモ投票ニ

第三十四条 同族ノ後見人、保佐人、仮管理人ハ議事ニ与リ投

票ヲ為スヲ得ス

第三十五条 同族会議ニ出席スル能ハサル会員ハ他ノ会員ニ委

トナシ

委託シ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述へ、若クハ投票ヲ為スヲ得

トシ、又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述へ及ヒ投票ヲ為スヲ得ルモノ

第二十六条 同族各家ノ賄料ノ定額其他各家ノ資産ニ関スル事件ハ予メ其利害ノ關係ヲ有スル會員ノ意見ヲ聴カスシテ之ヲ議決スルヲ得ズ

第二十七条 同族會議ノ議決ハ之ヲ會議錄ニ記載シ、同族之ニ換印スペシ

第二十八条 同族會議ハ總テ秘密會議トス、故ニ其會議錄ハ会員及列席員外ノ者ニ示ス可ラズ

第二十九条 同族中甚タシキ素行アリ又ハ家財浪費ノ所行アル者ハ、同族會議四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ定期間又ハ終身同族會議員タルヲ停止スルコトヲ得、但此場合ニ於テハ其成年推定相続人又ハ未成年ノ推定相続人ノ後見人ヲシテ之ヲ代表セシムルヲ得

第三章 婚姻及養子縁組

第三十条 同族各家ノ婚姻ハ予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ

第三十一条 同族各家ニ於テハ成ルヘク近親結婚ヲ避ク可シ

第四章 婚姻養子縁組及分家

第四十条 同族各家ノ婚姻、養子縁組及分家ハ予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ

第四十一条 同族各家ノ男子ハ成年以上ニ非サレハ結婚ヲ為スヲ許サス

第三十二条 同族各家ニ於テ養子ヲ為サントスルトキハ、予メ

同族會議ノ認可ヲ經可シ

第三十三条 同族中養子ヲ為サントスル者ハ成ル可ク同族各家中ノ男子ヲ折フ可シ

第四十二条 同族中養子ヲ為サントスルトキハ、成ルヘク同族各家中ノ男子ヲ折フ可シ

第三十四条 同族各家ノ離婚及離縁ハ予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ

第四章 後見

第三十五条 同族各家中未成年者ノ後見人タル可キ者ヲ指定シ若クハ撰定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第三十六条 同族各家中心神喪失ノ者アリテ裁判所ニ禁治產ヲ請求セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第三十七条 禁治產者ノ後見人ヲ指定シ若クハ撰定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ經可シ

第五章 後見

第四十五条 同族各家中未成年者ノ後見人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十六条 同族各家中心神喪失ノ者アリテ裁判所ニ禁治產ヲ請求セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十七条 禁治產者ノ後見人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十八条 同族各家中心身耗弱者、聾啞者、盲者又ハ浪費者アリテ裁判所ニ准禁治產ヲ請求スルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ

第三十九条 後見監督人ヲ指定シ若クハ撰定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ經可シ
第四十条 後見監督人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十一条 後見監督人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十二条 後見監督人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ

第三十九条 禁治產及ヒ准禁治產ノ解除ヲ裁判所ニ請求セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ經可シ

第四十三条 同族各家ノ男子ニシテ分家ヲ為シ又ハ他家ノ養子ト為リ、女子ニシテ他家ニ嫁スル者ハ相當ノ財產ヲ分与ス可シ、但財產分与ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム
第四十四条 同族各家ノ離婚及離縁ハ予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十五条 同族各家中未成年者ノ後見人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十六条 同族各家中心神喪失ノ者アリテ裁判所ニ禁治產ヲ請求セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十七条 禁治產者ノ後見人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十八条 同族各家中心身耗弱者、聾啞者、盲者又ハ浪費者アリテ裁判所ニ准禁治產ヲ請求スルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第四十九条 准禁治產者ノ保佐人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第五十条 後見監督人ヲ指定シ若クハ選定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ
第五十一条 同族各家ノ後見人、保佐人、及後見監督人ハ同族中ヨリ之ヲ指定可シ、親族会之ヲ選定スル場合ニ於テハ、同族會議ハ親族会ニ協議シ同族中ヨリ之ヲ選定ハシム可シ
第五十二条 禁治產及准禁治產ノ解除ヲ裁判所ニ請求セントスルトキハ予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ

三井家同族会の成立過程（岩崎）

第四十条 後見人、後見監督人及保佐人ヲ免除、除斥又ハ罷黜セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ経可シ

第四十一条 後見人及保佐人ノ管理行為ニシテ民法上親族会ノ許可ヲ要スルモノハ、總テ其許可ヲ与フル前ニ同族會議ノ認許ヲ経可シ

第四十二条 後見人及ヒ保佐人ヨリ親族会ニ差出ス可キ財産目録、管理狀況ノ報告書及ヒ計算書等ハ、總テ之ヲ受取りタル者ヨリ直チニ同族会ニ差出ス可シ

第四十三条 同族各家中品行修マラザル者又ハ家財ヲ浪費スル者アルトキハ、准禁治產ノ請求ヲ為スニ至ラザル場合ト雖トモ同族會議ハ之ニ監督者ヲ付シ、品行ノ監督、財產ノ管理ヲ為サシムルヲ得

第四十四条 同族各家中ニ心神耗弱者、聾啞者又ハ浪費者アリテ、裁判所ニ准禁治產ヲ請求セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ経可シ

第四十五条 准禁治產ノ保佐人ヲ指定シ若クハ撰定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ経可シ

第四十六条 同族各家中ノ未成年者ニ自治產ヲ許サントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ経可シ

第四十七条 自治產ノ未成年者ニ保佐人ヲ指定シ若クハ撰定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ経可シ

第五十三条 後見人、保佐人及後見監督人ヲ免除、除斥又ハ罷黜セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ経可シ

第五十四条 後見人及保佐人ノ管理行為ニシテ親族会ノ許可ヲ要スルモノハ、總テ其許可ヲ与フル前ニ予メ親族会ヨリ同族會議ニ協議セシム可シ

第五十五条 後見人財產目録ノ調製ヲ為ストキ、同族會議ハ後見監督人ト協議シ之ニ立会フ可シ

第五十六条 後見人及保佐人ヨリ親族会ニ差出タス可キ財產目録、管理狀況ノ報告書及計算書等ハ、總テ其謄本ヲ同族會議ニ差出タシム可シ

第五十七条 同族各家中品行修マラザル者又ハ家財ヲ浪費スル者アルトキハ、准禁治產ノ請求ヲ為スニ至ラザル場合ト雖トモ同族會議ハ之ニ監督者ヲ付シ、品行ノ監督、財產ノ管理ヲ為サシムルヲ得

第五十八条 同族各家中ニ於テ未成年者ニ自治產ヲ許スコトヲ得ス

第五十九条 同族ニ非サル者ニシテ同族各家ノ後見人、保佐人、後見監督人ト為ルトキハ、同族會議ハ之ニ家憲ノ趣旨ヲ

遵守ス可キ誓書ヲ差出タサシム可シ

第五章 相続

第四十八条 同族中隠居ヲ為サントスル者ハ予メ同族會議ノ認
許ヲ經可シ

第四十九条 同族中民法ニ定メタル原因ニ依リ法定ノ推定家督
相続人ヲ廢除セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許ヲ經可
シ

第五十条 同族中遺言書ヲ以テ家督相続人ヲ指定セントスルト
キハ、予メ同族會議ノ認許ヲ經可シ、但此場合ニ於テ成ル可
ク同族ノ家族中ヨリ之ヲ択フコトヲ要ス

第五十一条 法定又ハ指定ノ相続人アラサル場合ニ於テ民法ノ
規定ニ從ヒ家族中ヨリ相続人ヲ撰定セントスルトキハ、死亡
者ノ父母又ハ親族会ハ予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ

第六十二条 同族中遺言書ヲ以テ家督相続人ヲ指定セントスル
トキハ、予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ、此場合ニ於テ成ル可
ク同施ノ家族中ヨリ之ヲ択フコトヲ要ス

第六十三条 法定又ハ指定ノ家督相続人在ラサル場合ニ於テ民
法上ノ規定ニ從ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定セントスルト
キハ、死亡者ノ父若クハ母ハ予メ同族會議ノ認可ヲ經可シ

第六十四条 前条ノ場合ニ於テ父母在ラサルトキ、親族会ニ於
テ家督相続人ヲ選定ス可キトキハ、同族會議ト協議シテ之ヲ
定ム可シ

第六十五条 前条ノ家督相続人在ラサルトキニ於テ最近尊属親
又ハ配偶者家督相続ヲ為サントスルトキ、及ヒ親族会ニ於テ他人
ヲ家督相続人ニ撰定セントスルトキハ、予メ同族會議ノ認許
ヲ經可シ

第五十三条 遺言ヲ以テ遺贈ヲ為サントスルモノハ、予メ同族
會議ノ認許ヲ經ルニ非サレハ他人ノ為ニ相続財産ノ〇分以上
ヲ遺贈スルコトヲ得ズ

第六章 財産

第七章 財産

第五十四条 三井家ノ資産ハ之ヲ分テ同族ノ家産及ヒ同族ノ共
同財産ノ二種トナス

第五十五条 同族ノ家産ハ、家法ニ於テ特別ノ規定アル場合ヲ
除クノ外、各家ニ於テ同族會議ニ差出シタル予算ニ拠リ之ヲ
処分スルコトヲ得ルモノトス

第五十六条 同族ノ共同財産ハ三井組ニ於テ之ヲ所有保管スル
モノトス

第五十七条 三井組所有ノ共同財産ノ持分ハ、同族會議ノ決議
ニ拠リ三井組定款ニ従ヒ之ヲ定ムルモノトス

第六十六条 三井家ノ資産ハ之ヲ分テ同族ノ共同財産及同族各
家ノ家産ノ二種トス

第六十七条 同族ノ共同財産ハ三井組ニ於テ之ヲ所有保管スル
モノトス

第六十八条 三井組所有ニ属スル同族ノ共同財産ノ同族持分ハ
左ノ如シ

一一〇〇 三井某

第六十九条 三井組所有ノ財産ニ於ケル同族各家ノ持分ハ、之
ヲ同族中ノ者又ハ他人ニ譲与スルヲ許サズ

第五十八条 同族共同財産ノ持分ハ、同族會議ノ議決ヲ経ルニ
非サレハ其持主之ヲ処分スルコトヲ得ザルモノトス

第五十九条 三井組ノ財産ハ、其定款ノ定ムル処ニ従ヒ三井家
同族及ヒ三井ノ商号アル各種商店及ヒ会社ニ対シ貸付ヲ為ス
コトヲ得ルモノトス

第六十条 同族ハ同族會議ノ認許ナクシテ三井組ヨリ財産ヲ借
受クルコトヲ許サズ

第六十一条 同族ハ三井組財産中自己ノ持分ニ属スル資本金及
ヒ利息積立金ト雖トモ同族會議ノ認許ヲ経ルニ非サレハ之ヲ
引出スコトヲ許サス

第七十条 同族ノ共同財産ハ之ヲ四種ニ分テ基本財産、營業資
金、積立金及分配金トス

第七十一条 同族ノ基本財産ハ、此家憲施行ノ際 万円ヲ分

チテ之ニ充テ、其資金ヲ以テ漸次不動産ヲ購入ス可キモノトス

第七十二条 基本財産ヨリ生スル利益金ハ總テ之ヲ基本財産ニ組入レ、増殖ノ法ヲ設ク可シ

第七十三条 基本財産ハ、如何ナル場合ト雖トモ之ヲ売買譲与シ又ハ抵当質入ト為スヲ許サズ

第七十四条 災厄其他ノ事故ニ因リ基本財産ニ欠損ヲ生スルトキハ、營業資金又ハ積立金ヨリ之ヲ補充ス可シ

第七十五条 同族ノ營業資金ハ、共同財産中基本財産以外ノ資産ヲ以テ之ニ当テ、家憲及三井組定款規約ニ従テ之ヲ処分スルモノトス

第七十六条 同族ノ營業資金ノ純益金百分ノ二十八營業資金ニ組入ル可キモノトス

第七十七条 同族ノ積立金ハ之ヲ通常積立金及予備積立金ニ二種トシ、營業資金ヨリ生スル純益金ノ百分ノ十ヲ以テ通常積立金トシ、純益金百分ノ二十ヲ以テ予備積立金トス

第七十八条 通常積立金ハ同族共同財産ノ準備金トシ、予備積立金ハ基本財産欠損ノ補充、同族各家ノ分家ノ資本、災厄ノ救助等ニ充ツルモノトス、但分家及同族共救ノ規程ハ別ニ之ヲ定ム

第七十九条 同族ノ積立金ハ、同族会議四分ノ三以上ノ同意アルニ非レハ之ヲ処分スルコトヲ許サス

第八十条 同族ノ分配金ハ、營業資金ヨリ生スル純益金百分ノ五十ヲ以テ之ニ充テ同族各家ノ歳費ニ充ツルモノトス

三井家同族会の成立過程（岩崎）

第六十二条 三井同族各家ノ賄料ハ、三井組各年収入金ノ内ニヨリ左ノ如ク支給スルモノトス

三井某

第六十三条 同族中災厄其他已ムヲ得サル事故ニヨリ家庭ヲ以テ経費ヲ弁スル能ハサルコトアルトキハ、同族會議ノ決議ヲ以テ三井組資産中ヨリ之ヲ支給スルコトアルベシ

第六十四条 同族中過失又ハ不行跡等ニヨリ家産ヲ以テ経費ヲ弁スル能ハサルコトアルトキハ、同族會議其決議ヲ以テ三井組資産中ヨリ之ヲ借受クルコトヲ許スコトアルベシト雖ト

第六十五条 同族中同族會議ニヨリ三井各商店ノ資本金トシテ
三井組ヨリ金員ヲ借受ケタルトキハ、其金員及ヒ利益金ハ同

第八十一条 同族各家ノ歳費ハ左ノ定率ニヨリ之ヲ分配ス

百分ノ二十三 総領家 三井某

百分ノ十一半

百分ノ三・九

卷之三

三井某

第八十二条 同族各家ノ家産ハ、家憲ニ於テ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外、各家ニ於テ自由ニ処分スルコトヲ得ルモノト

卷之三

第八十三条 同族中其家産ヲ同族會議ノ監督ニ付セントスルトキハ、目録ヲ具ヘテ之ヲ届出ツ可シ、此場合ニ於テハ、其家産ノ賣買、譲与、抵當質入其他ノ処分ハ同族會議ノ認可ヲ経可キモノトス

第八十四条 同族中災厄其他止ムヲ得サル事故ニ因リ家産ヲテ其経費ヲ弁スル能ハサルコトアルトキハ、同族會議ハ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ同族ノ予備積立金ヨリ之ヲ支給スルコトアルヘシ、但事宜ニヨリ期限ヲ定メテ之ヲ返弁セシムルゾ

得

族会議ノ指定シタル目的以外ニ使用スルコトヲ許サズ

第六十六条 同族中本法ノ規定ニ違ヒ三井組ニ対スル負債ノ弁済ヲ怠ル者アルトキハ、同族会議ハ毎年支給スヘキ賄料ノ中ヨリ之ヲ弁済セシム可シ

第八十五条 祖先以来伝家ノ宝器ハ之ヲ重器目録ニ登録シ、同族会議之ヲ保管ス可シ

第八十六条 祖先以来ノ系譜、遺訓、家法其他重要ナル記録ハ之ヲ重器目録ニ登録シ、同族会議之ヲ保管ス可シ

第八章 三井組及三井各商店

第八十七条 三井組及三井各商店ハ、同族会議ノ認可ヲ経タル定款及規約ニ從テ営業ヲ為ス可シ

第八十八条 同族会議ハ業務監査役一名若クハ數名ヲ置キ、三井組及三井各商店ノ業務施行ヲ検査セシム可シ

第八十九条 業務監査役ノ職分ハ左ノ如シ

一 業務施行カ定款規約及同族会議ノ決議ニ適合スルヤ否
ヤヲ監視シ、且給テ業務上ノ実況ヲ視察スルコト

一 財産目録、貸借対照表、帳簿、計算書類等ヲ検査スルコト

第九十条 業務監査役ハ其検査ノ結果ヲ同族会議ニ報告ス可シ

第九十一条 三井組及三井各商店ノ財産目録ハ同族会議ニ差出タシ、半期毎ニ之ヲ整理ス可シ

第六十七条 三井組、三井各商店及ヒ同族各家ノ財産ハ之ヲ財産台帳ニ登録シテ、同族会議之ヲ保管シ、半期毎ニ之ヲ整理ス可シ

第七章 会計

第六十八条 三井組、三井各商店及ヒ同族各家ノ予算ハ半期毎

第九章 会計

第九十二条 三井組、三井各商店ノ予算ハ半期毎ニ之ヲ同族会

三井家同族会の成立過程（岩崎）

ニ之ヲ同族會議ニ差出タシ、其認可ヲ受ク可シ

第六十九条 三井組、三井各商店及ヒ同族各家ノ決算ハ半期毎ニ之ヲ同族會議ニ差出タシ、其ノ認可ヲ受ク可シ

第七十条 同族會議ハ幹事ヲシテ三井組、三井各商店及ヒ同族各家ノ会計ヲ監督整理セシム可シ

第八章 補則

第七十一条 此家憲中将来國法ノ改正ニヨリ法令ニ抵触スル条规定ヲ生スルトキハ、同族會議ハ成ル可ク本法ノ精神ヲ貫徹セシムヘキ法律上ノ処分ヲ為シ、必要アル場合ニ於テハ其条規ノ改正ヲ為ス可シ

第七十二条 此家憲ニ明文ナキ場合ニ於テハ、宗竺遺書其他從來三井家ニ行ハレタル規則ニ拠ル可シ、但同族會議ノ議決アルトキハ此限ニ在ラズ

第七十三条 此家憲ト宗竺遺書、家法式目、式目、家法勤仕録、家法内慎対、内評議式目、月次会寄会式目其他從来三井家ニ行ハレタル規則ト抵触スルトキハ、此家憲ノ条項ニ拠ル可キモノトス

第七十四条 此家憲ノ解釈ニ付キ同族中意見ヲ異ニスルトキハ、同族會議之ヲ決ス可シ

第九十八条 同族各家ハ其親戚ヲシテ此家憲ノ趣旨ヲ遵奉セシムルノ義務アルモノトス、若シ親戚中親族会等ノ權限ニ関シ故意ニ家憲ノ条項ニ違背スル者アルトキハ、同族ハ之ト交渉ヲ絶ツヘキモノトス

議ニ差出タシ、其認可ヲ受ク可シ

第九十三条 三井組、三井各商店ノ決算ハ半期毎ニ之ヲ同族會議ニ差出タシ、其認可ヲ受ク可シ

第九十四条 同族各家ノ歳費会計監督規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 補則

第九十五条 此家憲中将来國法ノ改正ニヨリ法令ニ抵触スル条规定ヲ生スルトキハ、同族會議ハ成ル可ク本法ノ精神ヲ貫徹セシムヘキ法律上ノ処分ヲ為シ、必要アル場合ニ於テハ其条規ノ改正ヲ為ス可シ

第九十六条 此家憲ニ明文ナキ場合ニ於テハ、宗竺遺書其他從來三井家ニ行ハレタル規則ニ拠ル可シ

第九十七条 此家憲ト宗竺遺書其他從来三井家ニ行ハレタル規則ト抵触スルトキハ、此家憲ノ条項ニ拠ルヘキモノトス

第九十九条 将來三井家同族ノ家督相続人ト為リタル者ハ相続開始ノ時ニ於テ、同族各家ノ推定家督相続人タル者ハ成年ニ達シタル時ニ於テ、同族立会ノ上祖先ノ靈前ニ於テ家憲ヲ遵奉スヘキコトヲ誓ハシメ、且誓書ニ署名捺印シテ之ヲ同族會議ニ差出タサシム可シ

第七十五条 此家憲ハ同族會議ノ総員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

第七十六条 每年一月、五月、九月ノ同族會議ニ於テ宗竺遺書、家法式目及ヒ家憲ノ朗誦式ヲ行フ可シ

第一百条 每年一月、五月、九月ノ同族會議ニ於テ家憲ノ朗誦式ヲ行ヒ、宗寿居士、宗竺居士ノ靈祭ニ於テハ宗竺遺書ノ朗誦式ヲ行フ可シ

我等祖宗ノ遺訓ニ基キ、三井同族各家ノ基礎ヲ永遠ニ鞏固ナラシメ、祖宗ノ遺業ヲ倍々隆昌ナラシメンカ為メニ、同族協議シテ茲ニ此家憲ヲ制定シ、恭シク之ヲ祖宗ノ尊靈ニ告ク、三井同族各家ハ子孫ニ至ルマテ永ク此条章ヲ遵奉シ、敢テ濫ニ之カ紛更ヲ試ルコトナカルヘシ、依テ祖宗尊靈ノ前ニ於テ記名宣誓ス

三井 某

三井家憲第一草案は八章、第二草案は一〇章で構成されており、第二草案では新たに「同族ノ義務」と「三井組及三井各商店」の章が設けられている。全体に、第二草案は条文が整備され、規程も詳細になつてゐる。両案を対照して注目すべき点の第一は、「三井家」を構成する同族の家が、第一草案では八家であるのにたいして、第二草案では一家

であり、なお本家・連家のそれぞれを明示していることである。

三井家を構成する同苗の家は、「宗竺遺書」（享保七年）において本家六軒（内、惣領家一軒）、連家三軒と規程されたが、その後家原、長井両家を連家に加えて一一家となっていた。しかし、江戸末期には五連家のうち小野田、家原、長井の三連家は廃絶し、維新後明治四年に一旦三連家再興相続のことが決定したが、その後の情勢のなかで自然消滅となっていた。明治九年の三井物産会社設立の際、新たに三井武之助（三井高福六男）、三井養之助（三井高喜三男）両家を起して物産会社社主としたが、両者は三井姓を称しても三井銀行株主としての三井家同族とは明確に区別されていた。したがって、三井銀行創立以後の三井家は八家をもつて構成されていたことは、すでにみてきたとおりである。井上侯爵家旧蔵の「三井家憲第二草案」^[14]の第一条の箇所には貼紙があり、「此家憲施行之際、旧連家小野田氏・家原氏、長井氏ノ三家ヲ再興シテ氏改、三井武之助、三井養之助、三越得右衛門ノ三家ヲ同族ニ加盟シ十一家トス」と記されているが、第二草案においてはじめて物産会社社主両名と三越家相続人とを連家に加えようとしていることの意味は重要である。それは、単に廃絶した家を再興することにとどまらず、三井物産会社・三越呉服店を三井家の事業として組み入れることであり、同時に家憲制定＝家制の再編成が、このような事業部門の再編成と不可分な関係において進められることを意味しているからである。

さらに、三井家の同族の範囲について、第二草案が第一草案と異なる点は、同族を一一家のみに固定し、拡大を避けていることである。第一草案が同族の増加を否定していないことは第六条あるいは第一八条によって明らかである。第一草案には分家についての規定がないが、むしろ分家によつて新たに創出された家をも含めた同族団が考えられていていえよう。しかし第二草案では、これら同族の増加にかんする規程は削除され、この家憲に規定された一一家のみを同族と定めて増減を認めない。したがつて分家を創出する場合も、同族の共有財産部分から一定の財産分与を行うのみ

で、これをそれぞれの本家の分家とするととどめ、分家を三井家の「同族」から排除するなど、強い封鎖性が示されているのである。

同族の家の固定化は、三井家一族の資産を維持するうえで、同族の紐帯をより一層強力にするためにほかならない。第二草案では新たに一章を設けて同族の義務、行為の制限を規定しているが、さらにまた各家がその親族等との関係において家憲の規定と対立する事能を生じた場合の処理についても配慮している（第一七条、第九八条）ことに注目しておきたい。

三井家の資産は、三井組において所有保管する同族の共同財産と同族各家の家産に分けられる。したがって、各家が私的に所有する家産についても広義の三井家資産の一部と考えられるが、第二草案では第一草案にあった各家の予算提出の条項を削除し、家憲に特別の規定のある場合以外は各家の自由な処分を認めていた。共同財産に関する規程は、第二草案において詳細になる。第二草案は、共同財産を基本財産、営業資金、積立金、分配金の四種に分けてそれぞれ規定しているが、家憲制定の過程で最大の焦点となつたものが、この第七章財産の部分であった。さしあたり両草案の変化についていえば、第一草案の第五九条が削除されていることに注意しておきたい。これは、三井家の共同財産を所有・管理する三井組の形態、あるいは傘下各事業部門や同族会議などの関係に異論が生じ、第二草案の段階にいたつてもこれについて明確な結論を得るにいたらなかつたことによる。

同族会議が三井家の家政と事業とのすべてにわたる最高意志決定機関として位置づけられていることは、いうまでもない。同族会議は三井家同族（三井各家の戸主および各家の家督相続人）を正員とし、これに参列員を加えて組織される。参列員は、第一草案の場合は、同族会議が嘱託した顧問、同族会議が選任した幹事からなる。第二草案での参列員は三井家の隠居、同族会議顧問、三井組重役からなり、第一草案が幹事に三井組および三井各商店役員の兼任を認めていた

とにかく、その範囲は幾分限定されている。しかし両案とも顧問・同族隠居を除いた参列員の投票権を認めており、同族会議が純粹に同族のみによる決定機関ではないことを示している。

同族会議は、三井各家にたいして強い権限を有し、各同族は同族会議の統制に服することを義務づけられ、これに著しく反する場合には制裁が加えられる。第一草案では、同族間あるいは同族と同族会議との間にいかなる争いを生ずるとも、これを裁判所に提訴することを禁じ、仲裁判断にゆだねるべき規定が新たに加えられた。

同族会議の決議を要すべき事項についてみれば、第二草案で「同族ノ増加ニ関スル件」が除かれ、新たに「同族ノ共同財産ニ関スル件」が加えられたほかは、部分的変更にすぎない。三井家同族内部にたいする同族会議の立場については、両草案に大きな差異はない。しかし、多角化した事業部門、ならびに三井家資産を管理・運用する中枢機関である三井組を「三井資本」として全体的にどのような組織に編成するか、これら各部門と同族会議との関係をどのようにものとするか、という点については、両草案の間にはかなり大きな差異があるようと考えられる。以下ではこの点に注目しつつ、三井家憲草案をめぐってどのような論議が行われたかをみて行くことにしよう。

すでに述べたごとく、明治二三年一月七日の三井首脳部会議では、三井家憲の制定とともに三井組を合名会社に、三井銀行と三井物産会社を合資会社に組織する方針が決定していた。三井組ならびに三井各商店の組織変更問題が、家憲制定と表裏なしていたことはいうまでもない。家憲草案が穂積陳重に、定款編成が岡山兼吉にそれぞれ委嘱されたことはすでに記して来たとおりである。穂積が担当した家憲草案は、明治二十四年五月には第二草案が成稿するにいたったが、それでは三井組および三井各商店の組織変更問題は、その後どのように推移したのであろうか。

明治二十四年五月二三日付で渋沢が井上へ宛てた書簡は、岡山兼吉の定款取調べはほぼ一〇日以内に（すなわち六月上旬には）草稿が出来する見通しを述べている。なお、この書簡には、穂積と岡山の間に意見の相違があり、渋沢は穂積説

を妥当としてこの線に沿った草案の作成を申し入れてゐることが記されている。この時期、六月六日に大元方臨時寄会が開催されて三井高保を「改正取調主務者」に任命、さらに一日には同苗、重役、益田、渋沢らが出席した臨時相談会が行われるなどの動きがあるが、渋沢の書簡から判断すれば、この時期に三井組の定款草案が完成していなければならぬ。しかし、岡山案「合資会社三井組定款」⁽¹⁵⁾は、いかなる理由でか完成が遅れていたのである。このことに関連して、高橋義雄の動きを追つてみたい。高橋は、井上の指示に従つてボアソナード、ロイスレルを訪問し、三井家組織改革についての意見を徵していた。後年、彼はつぎのことく記している。⁽¹⁶⁾

—前略（明治二四年一月、三井銀行に入行して）—斯くて一月半許毎日研究して略ば銀行の内情が分りましたから、私は井上侯に向つて私の改革意見を述べやうと思って一日侯を訪ひました処が、侯は私に対しても更に他の方面の事を依頼されたのであります。蓋し井上侯の最初の三井改革は、実は営業の方ではなかったのであります。—中略—井上侯の意見は、是より先き毛利家の為に家憲を作つて一家の基礎を立て、主人をして其家憲に従つて行動せしむる事にした先例に拠り、三井家も亦家憲を作るのが一家改革の根本義であると云ふに在つたのであります。—中略—井上侯の考では、先づ三井元方即ち三井同族の集合体は他の商店の営業盛衰に因つて動搖を受けず、例へば其関係営業店が失敗するやうな事があつても、元方とは法律上絶縁して居つて是が為めに三井が倒産すると云ふやうな事のないやうにしたい。夫には独逸、英吉利、仏蘭西等に於て実業大家が如何なる家憲を作つて居るか、一家の財産を或る状態の下に永久堅固に保護する事の出来る方法はなからうか、例へば華族の世襲財産の如く、其財産だけは他の財産の消長に因つて影響を受けない都合には行かないものであらうか。之を研究したいと云ふので、一番初めに私は侯の命令に依て、我が御傭法律家として民法制定に最も功勞のあつた仏蘭西人ボアソナードを訪ぶ事になりました。

高橋は、井上より渡された「箇条書」を持つて単身ボアソナードを訪問、不十分な英語で複雑な内容をもつこの問題を説明したが、ボアソナードは井上が希望しているようなことは法律上においては到底規定し得ないと返答し、何等の収穫もなく悄然と帰つた、と記している。統いて井上は、「仏蘭西の民法学者などに聞いたのは逆も旨い考が出ま

いとて、今度は方向を変へて、當時枢密院の御傭で我が商法制定に功労のあつたロイスレルと云ふ独逸人に就いて聞いて見ることにし、ふたたび高橋が使者に立った。高橋は枢密院書記官本尾敬三郎（ロイスレルの弟子分で独逸法律学者）を介してロイスレルに面会、井上の質問の趣旨を述べて井上が面会したい希望を伝えた。井上とロイスレルの会談は井上邸で行われたが、ロイスレルの返答は「法律として一家族に左る特別の保護を与ふる事は到底出来ないが、併し独逸の大貴族中には其財産の始末に就て公の法律ではないが同族間に習慣的に効力を有つて居る規則があるから、夫れを取調べて成るべく御希望に副ふやうな御返答を申そう」ということで当日の会見を終つた。⁽¹⁾

ボアソナードならびにロイスレルとの会見がいつ行われたかは、定かではない。しかし、明治二四年五月一日に三井銀行において同苗、重役、渋沢、益田、穂積、岡山、高橋らが出席して臨時集会が開かれたあと、四日に「ボアソナード氏へ副長（引用者注・三井銀行副長）より之書状ヲ高橋義雄氏へ渡ス」との記事が三井銀行大元締日誌に見えて⁽¹⁸⁾いることから、この後とみてよいであろう。ロイスレルは、七月二〇日付で三井家家法案についての意見書を提出しているが、これは三井家憲第二草案にたいするものであった。そしてこのロイスレルの意見書とは別に、ボアソナードとロイ・スレルの見解を記した覚書が残されているのである。⁽²⁰⁾

ジエ・ボアソナード氏の返翰

拝啓公用多忙の為め民事組合問題の御返答予想よりも延引致候、尤も該民事組合は果して合法の者なりや如何ワ充分突き留候て御返答致候積りに付き、為めに延引したる次第も有候

扱て熟考致候に彼、の一件は徹頭徹尾御望に協へ候やう成立す可き者と相認め申候得共、此問題は凡そ左の如き二様の反対論に出逢ひ申す可く候

第一反対論 該民事組合は其性質こそ民事なれ、其身商人たる組合員が組合自身を利するが為め仮面を被り、仮名を冒して商業を為すに着用すべし云々（果して然ならば是れ民事組合に非ず）

第二反対論 談民事組合若し商業に因りて自身を利せずとすれば、其目的たる組合員の財産をして債主の抵当物に供し去る者にし

て同族の信用を損するに至らん（果して然らは是れ合法組合に非ず）

然れども余は右二反対論の根拠なきを公言し、敢て之を排斥することを得べしと信ず

今第一反対論に對しては、談民事組合は商業に非ざる他の目的ある事を指示するを得べし、現に今度の新商法中にも、商法の規定に従はずして民法による可き共算商業組合あるを承認したり（商法第六章第五節共算商業組合參看）（朱書）「第二百六十五条规定」

第二反対論に對しては、先づ彼の抵当を抑へ置くは後日の処分に都合宜しからんが為めなり、次に抵当を抑へ前以て其金額の精數を知り置くも亦是れ便利の事なりとの理由を陳するを得べし

該民事組合本来の目的は、同族員一同を以て其一箇人々を支配し、一族の財産を保持せんとするに在りと相見え申候

以上陳述する所は大要彼の民事組合案者の所見に違はざる者と仮定して、扱て愈々この組合を作るに際し、其約束の基本と為る可き箇条を記して御参考に供し候

第一、同族員（幾人にも）は該民事組合に其現有財産（動産若くは不動産）の一部若くは全部を加へ、又各同族員の出資額不同なれば其額を金員に見積るか或は其全数を仮に八と定めて八分の四、八分の二、八分の一等に分つか、其何れの方法を取るやを定むべき事

第二、該組合の指揮を組合員一同に属せしむるに付ては、議事は一人にても多数なる者に決するか、或は其三分の二の多数に因りて決するかを定め、又其事務の監理は同族員に一任するか或は同族員の配下に立ちて権限の定りたる他人に依託するかを決すべき事

第三、該民事組合は、其組合員各自の商業の為めに金を貸与するに當り、共算商業組合の主義に従ひ借用人の利益の割合に準じて（或は準せずして）其利子を取る可きや如何の事

第四、同族員中破産する者あれば、該民事組合は裁判所の命令に因り組合財産より其持分支けを引渡すの責ある事

第五、該民事組合員は、他人に其権利及び持分を売却若くは譲与するを得ず、但し同組合員には之を売却譲与するを得べき事

第六、該民事組合は、其成立年限を定め置き、追て之を継続す可き事

第七、該民事組合は、其組合員の一人若くは数人の死亡破産に因りて解散せず、此場合には其残りの組合員にて之を持続し、且死亡者の相続人をして其権利及び位置を繼がしむ可き事

第八、該民事組合は其名称を設け、民法財産取得篇第百八十八条に従ひ其契約を公告す可き事

余は右御下問に係る民事組合の合法たるを認めて欣快に堪へず、此外尚ほ御質問の箇条あらば何事にても御答可申候、敬具

ロイスレール氏ノ返答

三井組ノ事務タル、財産ヲ所有シテ之ヲ同族各家ニ貸附クルニ在レバ、其性質固ヨリ民事ニ属シ、之ヲ民事会社法人組織ト為スコトヲ得ベシ、但シ同族會議ヲ三井組ノ内ニ置キ、此會議ガ直接ニ三井銀行三井物産会社等所謂民事会社ノ事業ヲ監査シ若クハ其行事ヲ可否裁制スルノ權限ヲ有スルトキハ、三井組ハ同族各家ニ財産ヲ貸附クルノ外ニ更ニ民事会社ヲ直轄スルノ職務ヲ帶フル者ニシテ、或ハ民事会社ニ類似スルノ嫌ナキニ非ヌ、故ニ三井組ヲ純粹ノ民事会社ト為スニハ、同族會議ヲ三井組ト引キ離シテ体面上劃然別物ト為シ、此會議ヲシテ他ノ三井各商店ヲ支配スルト同様ニ三井組ヲ支配セシムルニ若カズ

三井組ヲ民事会社法人組織ト為スニハ合資会社ノ形ヲ取ルヲ可トス（株式会社ノ形ヲ取レバ商法ノ明文ニ拠リ商法ノ規定ニ従ハズル可ラズ、合名会社ハ社員ノ數ニ制限アル等採用スルニ便ナラザル処アリ）、会社組織ノ上ハ社名、位置、会社ノ目的等（会社公告ノ要点ハ商法中ニ見ニ）ヲ公告スベシ、但シ民事会社ナレバ公告ノミニテ登記ヲ為スニ及ハズ

〔〔御外茶書〕公告ノ要点ハ商法第七十九条、第百卅八条〕

ロイスレール氏ノ返答

三井同族會議ハ三井各商店ノ事務ヲ検視シ若クハ之ヲ指揮取捨スルノ故ヲ以テ、各商店破産等ノ場合ニ臨ミ第三者ニ対シテ責任ヲ負フコトナシ、何トナレバ各商店ハ銘々独立ノ一會社ニシテ、其事務ニ就キ同族會議ノ指摘ヲ乞フト否トハ第三者ノ問ハザル所ナレバナリ、即チ同族會議ト三井各商店トノ關係ハ相互德義上ノ約束ニ属シ、各商店ノ破産等アルニ當リ同族會議ガ引キ合ヒニ出サル、ノ掛念アルコトナシ、云々

岡山兼吉氏ノ答弁モ前同断

ボアソナードの意見は書簡の形式をとつてゐるが、「ロイスレール氏ノ返答」は談話要約した体裁を示してゐる。こ

れらの文書は井上侯爵家旧蔵書類に含まれており、高橋が井上の指示によつてボアソナード、ロイスレールと接觸してい
た時期に、井上の手許に提出された報告であると推定できる。両者の回答は、いずれも三井組を民事会社とすることの
可能性をめぐる意見表明であり、これらの回答が、岡山兼吉の民事合資会社三井組定款案成稿以前になされて
いる。しかも、ここでは三井家憲草案について言及してはいないが、七月二〇日の日付を持つロイスレールの

第二草案についての意見書より以前に作成されたものであるとみて誤りない。したがつて、これらの意見書は、三井家憲第二草案の成立とほぼ同時期にもたらされたものといえるであろう。

三井家の資産を所有し、運用する三井組の組織がいかなるものになるかは、三井家組織変更問題の焦点ともいべき重要な意味を持つていた。この点についてのロイスレル、ボアソナードの指摘は、三井首脳部に大きな影響を与えたことが想像される。とりわけ、三井組を合資会社型態に組織し、しかもこの三井組を純粹の民事会社とするためには、同族会議を三井組から分離して、この同族会議をして他の各商店を支配すると同様に三井組をも支配せしめればよいとするロイスレルの見解は、改革の方向を定めるうえで重要なヒントを与えたものといえよう。

しかし、高橋義雄が「斯くて一二三ヶ月を経過する間に、此処に突然大事件が勃発して、家憲制定論どころではなく、目前焦眉の急として之を解決しなければならぬ事に為りました」と記しているように⁽²¹⁾、改革論議を一時中断せしめる事が生起したのである。それは、中上川彦次郎の三井銀行入行と、七月六日にはじまる三井銀行京都分店における取付け事件であった。

- (1) 三井文庫所蔵史料 別一九四五一一、『三井事業史』資料篇三 一五一ページ。
- (2) 同右 別一九四五一一三。
- (3) 同右 井上交付書類。
- (4) 高橋義雄『幕のあと』による。
- (5) 三井文庫所蔵史料 殊一六。
- (6) (16)、(17) (21) 高橋義雄「三井家中興事情」(三井文庫所蔵史料 追二一四四)。
- (7) 三井文庫所蔵史料 井上交付書類第一冊、『波沢栄一伝記資料』第二九巻 三六五ページ。
- (8) 三井文庫所蔵史料 本七四四。
- (9) (18) 三井銀行「秘史係日記」(同右 本七五七)。

(10) 三井文庫所蔵史料 井上交付書類第八冊、『波沢栄一伝記資料』第二九巻 三六六ページ。
 (11) 三井文庫所蔵史料 井上交付書類第八冊。

(12) 同右 北六五。

(13) 同右 新一〇二一一。

(14) 同右 井上交付書類第八冊。

(15) 同右 追六八七一六。

(19) 同右 追六八六一二、『三井事業史』資料篇三 一六九ページ。

(20) 同右 井上交付書類第一一冊・追一三三六。

三井家仮評議会の設立

明治二四年七月の三井銀行京都分店における取付け事件は、三井家の内外に大きな衝撃を与えた。すでに前年末より相談役の管理のもとに開始された三井銀行の改革は、この年一月以来高橋義雄をスタッフに加えて、資産状況の調査や滞貸整理係の設置など、改革のためのいくつかの方策が実施に移された。しかし、銀行改革の最大の眼目である不良貸金の回収は容易には進まなかつた。京都分店事件後、三井銀行副長中井三平は、同行の病根をつぎのごとく指摘し、改革の早急な実施を訴えた。⁽¹⁾

抑モ今般世上ニ於テ本行ノ信用ヲ傷害スヘキ惡評ヲ招キ、其最モ甚キ影響ヲ京都分店ニ受ケ、將ニ大恐慌ヲ惹起セシメントシタルハ如何ナル原因ニ出ツルヤア討尋スルニ、曰東京米商会所ノ不始末中村道太ノ失体ニ起因スルカ、否然ラハ政党ノ争点、井大両伯及渋益両氏等ニ関係利縁シタル乎、曰否、然ラハ諸新聞紙カ溢リニ種々ノ妄説ヲ掲ケ露々浮説ヲ構造流布シタルニ因ル乎、否然ラス、必竟是等ハ何レモ随伴枝葉ノ繁茂ゼンモノニンテ、全其原因根本タル処ハ、本行ノ財源ヲ塞キ、資本流動ノ途ヲ杜絶セシメタル固着貸金則是ナリ、各分出張店ニ於テ經營辛苦蒐集シタル諸預り金所謂流通資金ヲ挙テ独リ本店ノ固定貸ト化セシメ、近時ニ至ツテハ容ク其利足ダモ收入スルコトヲ得ス、剩ニ元金ヲ損失ニ帰セントスルモノ又鮮少ナラス、故ニ社員中少シク思慮アル者

ハ、斯クテハ本行ノ将来如何ト窃カニ杞憂ノ念ヲ懷カサル者ナシ——中略——凡銀行ノ資金タルヤ、第一株主ノ集合金ト加フルニ顧主ノ諸預リ金トヲ以テ有利ノ事業ニ回転スルモノナレハ、苟モ一私人ノ専行或ヘ情実ニ拘泥シ危険ノ貸出金等ヲ為スヘカラサルハ論ヲ俟タス、仮ヘ確実ト認ムルモノト雖モ、同僚相俱ニ協議ノ上取扱ハサルヘカラス、然ルニ本行ハ元來ノ組成他ノ一般株式会社ト異リ一種特別ノ成立ニシテ、元々主従ノ間ニ組織セラレ、故ニ總長ハ則主人、其代理タル副長ニ於ケルモ自ラ其主宰権ヲ握リ、隨て權限広大百事一己人ノ專断ニ成リ、以テ今日ニ因襲シ来リタリ、則其弊害前述ノ如キ惡結果ヲ見ルニ至リシヘ寔ニ是非モナキ次第ト謂フヘキナリ、嗚呼事既ニ茲ニ及フ、又憾ムモ詮ナシ、速ニ此弊ヲ脱シ、将来本行ノ安寧ヲ希图シ、既ニ固定シタル資本ノ回収ヲ計ルコト最モ今日ノ急務ナリ

中上川彦次郎は、このような状況のもとで三井銀行改革の推進者として迎えられた。中上川は明治二四年八月より三井銀行に出勤するが、その三井入りの折衝は六月ごろ行われたとみられる。⁽²⁾それは、三井家憲第二草案をめぐる論議が進められていたところであった。三井家業店組織の再編成と三井家憲の制定を進めるうえで、「三井資本」の中核ともいいうべき三井銀行の改革は急務であり、これを強力に推進しうる人材を外部に求めざるをえなかつたのであった。井上は、中上川の入行にともなつて西邑、中井、今井ら重役から進退出処を一任する誓書を徵している。⁽³⁾またこのとき三井家の同苗も、連署して井上に「誓言」を提出したが、これは「今般三井家務整理ハ一部トシテ自今三井銀行ハ第一、國立銀行、ハ、協力ヲ得テ共ニ三井物産会社ノ業務ヲ贊助シ、三者同心和熟シテ永ク共ニ営業ノ繁昌ヲ期スルコトハ我々共ノ誠実ニ同意シ、之ヲ実施スルニ躊躇セザル所ナリ、但シ此方策実施ニ際シ、果シテ目的ヲ誤ラス良成績ヲ得ヘキヤ、又ハ不幸ニシテ意外ノ凶結果ヲ來タスベキヤ固ヨリ之ヲ今日ニ前知スベカラスト雖トモ、我々共ハ其結果ノ良否如何ニ由テ後日或ヘ今日ノ決心ヲ悔ルガ如キ不都合ノ事ナカルベシ」⁽⁴⁾（注・傍点は引用者）というものであつた。

三井銀行の經營改革は、中上川によつて本格的な展開をはじめた。いわゆる「中上川の改革」について、ここで深く立ち入る余裕はないが、ひとつだけ指摘しておきたいことは、中上川に与えられた権限は、明治初年の三井家政改革を

主導した三野村利左衛門が掌握していた実権ほど巨大ではなかったことである。このことの意味は、以下の行論のなかで明らかにするつもりである。

さて、一時中断していた三井家の組織改革の論議は、明治二四年の秋ごろから再開された。一月一二日、北三井家において同苗、各重役、渋沢、益田のほか、井上馨の出席をももとめて大元方臨時寄会が開かれた。続いて一四日にも臨時集会が招集されており、ここではつぎのような事項が議題となっていた。⁽⁵⁾

- 一 仮集会場設置取調之件
- 一 恩給扶持規則取調之件
- 一 地所掛り員選定之件
- 一 南改正主務者（引用者注・三井八郎次郎）、第一銀行出勤前毎日一時間或ハ昼前迄大元方へ出勤、左ノ件取調ノ事
- 一 大元方改正ノ件
- 一 鉢山会社設置取調ノ件
- 一 吳服店改正取調ノ件
- 一 八郎右衛門、改正掛補助トシテ至急帳簿整理之件

組織変更問題を進める同苗側の担当者である改正取調主務者は、三井高保が三井銀行総長に就任したため、三井八郎次郎が後任に補せられた。改革論議の再開にあたって、八郎次郎に与えられた任務は、大元方＝三井組の改組案の検討と、鉢山会社の新設および吳服店改革方針の調査であった。そして、これら改革問題を審議するための機関として「仮集会場」の設置が考慮されていることに注目したい。しかし、この日の会合では結論に達するにいたらず、翌一五日に引き続いて開かれた臨時寄会で、漸くつぎの議決が行われたのであった。⁽⁶⁾

一改正事務及重大ノ件評議ノ為相談会ヲ設ル事
一會員ハ同苗、改役、大元締重役、渋沢、益田
　但物産及三越重役ハ要用ノ場合ニ招集スル事

一改正事務主務者ヲ以テ会務ヲ主トル事

一集会定日第一・第三ノ月旺日トス

一仮規則ヲ設ル事

一大元方月並寄会ハ相談会ノ前金旺日トス

一寄会刻限ハ午後四時トス

一改正事務役場ヲ大元方ニ設ル事

一南主務者日々適時出勤スル事

一北補役日々出勤取調スル事

一小久保佐助改正掛書記申付ル事

一松山米三郎東京エ呼寄ル事

一浅井文右衛門、京大元方出張所エ出勤申付ル事、但当分一時雇、月給セシ円

一地所課適当ノ人物ヲ選ミ雇入改正スル事

一恩給扶持規則（中上川案）旧書類取調ル事、但此細則艸案スル事

決議の中心はのちに三井家仮評議会に展開してゆく「仮集会場」の設置をめぐる問題であった。すなわち、あらたに設けられる「相談会」は、大元方＝三井組の改組と三井家の重大な問題にかんする常設の評議機関であり、この会員は三井家同苗、大元方改役、三井銀行大元締重役、渋沢、益田らによって構成される。相談会の目的が、(一)大元方制度の改革、(二)鉱山会社の新設、(三)三井物産会社・三越呉服店の三井家事業への統合等々、三井家組織全般の再編成問題の処理にあったことは云うまでもない。そして、この相談会は、三井銀行の改革問題を直接とりあげるものとしては考えら

三井家同族会の成立過程（岩崎）

れていることにも注意する必要があろう。いわばこの相談会は、三井銀行のみを唯一の「家業」としていた明治一〇年代の三井家が、さらに物産会社、鉱山会社、呉服店を包含する多角的事業体に移行するための諸方策を審議するための機関なのであった。しかもこの相談会は、旧来の三井家の大元方寄会とは別個の組織として考えられており、系譜的には明治二三年秋以来継続してきた渋沢、益田らによる三井銀行の「十六日の相談会」が発展したものと見られないこともない。

決議によれば、相談会の会務は、三井家同苗の中から選ばれた改正事務主務者がある。主務者は南家当主の三井八郎次郎であり、これに総領家（北家）当主八郎右衛門（高棟）が補佐役として協力する。そして独立した事務機関として大元方に改正事務役場を新設し、小久保・松山ら事務職員の増強が行われたのである。

こうして、集会の決議に従つて一月一六日には「改正取調役場」が設けられ、翌一七日には「三井家全体ノ改正相談会設クルニ付、主務者、相談会規則草案ヲ制シテ同苗・重役へ回付」した。⁽⁷⁾改正取調役場の「日誌」の一月一八日の条には、つぎのごとく記されている。⁽⁸⁾

一相談会規則改メ三井組集会草案ヲ制シテ本日午後四時ヨリ三井銀行上等之間ニ於テ集会場所ヘ該草案提出シタリ
一右草案、更ニ同族会ニ替ル集会規則ヲ新制スルコトヲ中上川彦次郎へ命タリ

この日誌の記事によれば、まず改正取調主務者によつて相談会規則草案が作られ、さらに改正案が三井銀行における會議に提出されたが、席上あらためて中上川に規則草案の作成が命じられたという。このうち、最初に提出された相談会規則あるいは三井組集会規則の草案が、どのような内容のものであったかは明らかではない。しかし、「同族会ニ替ル集会規則」として中上川が起草したとみられる草稿は残存している。これは三井銀行の用箋一枚に記され、表題を

「三井組評議会内規」としているが、第一条から第四条までのきわめて簡単なものであつて、むしろ草案起草途上の断片というものが適切であろう。以下はその全文である。⁽⁹⁾

三井組評議会内規

- 第一条 三井家各般ノ事業上重要ノ事務ヲ商議スル為メ三井組評議会ヲ設ク
第二条 三井組評議会ハ左ノ人々ヲ以テ成立ス
一 三井家同族ノ戸主及ビ其隠居
二 三井家大元方改役、三井銀行大元締役、三井物産会社正副社長及ビ三越呉服店筆頭番頭
三 三井組評議会ノ議決ヲ以テ特に出席ヲ嘱託シタル三井組評議会相談人
第三条 三井組評議会ノ議席ハ三井八郎右衛門之ヲ整理ス、八郎右衛門故障アル時ハ出席三井家同族員ノ年長者之ニ代ル
第四条 每月第一及ビ第三月旺日ヲ以テ三井組評議会ノ定日ト定メ、急ニ評議ヲ要スル事務アル場合ニハ定日ニ拘ハラズ臨時ニ開会ス

この文書は、三井家の同苗らによる会議の文書を合綴した、大元方改正取調主務者の「大元方會議案并ニ諸書類」に収められている。この内規には二枚の下げ紙が付されており、草案第三条の下に付された下げ紙には、「第三条 三井組評議会ニ幹事ヲ置、会務ノ事ヲ整理ス」とあり、これはさらに墨で全文が抹消されている。また第四条は朱筆で第五条と訂正され、ここに「第四条 三井組評議会書記ノ事務ハ三井組大元方改役之ニ任ス」と記した下げ紙が付されている。この「内規」が規則草案の全体ではないにしても、起草後に三井家同苗側の検討を経たものであることが推測できる。三井家仮評議会についての最も早い時期の構想を示すものとして注目しておく必要があるのである。

「内規」によれば、新設機関の名称は「三井組評議会」であり、ここにはいまだ「仮」の字は冠していない。また、会の目的を「事業上重要ノ事務ヲ商議スル」ことに置いていることに注意したい。この内規では後述する仮評議会規則

三井家同族会の成立過程（岩崎）

の諸案のような審議事項の細目までを規定するにはいたっていない。しかし、この会の目的の規定から判断すれば、三井組評議会は、三井全家全般の問題についてではなく、限定された事業上の問題にかんする審議機関として考えられたことが推測できよう。また三井組評議会を構成する会員についても、注目すべき内容を含んでいる。内規によれば、三井組評議会は(一)三井家同族の戸主および隠居、(二)三井組、三井銀行、三井物産会社、三越呉服店の代表者、(三)三井組評議会の議決をもつて嘱托する相談人とによって構成されるが、営業店の業務執行者の参加を大はばに認めている点は、一一月一五日の会合の決定が物産会社・呉服店の重役は要用ある場合にのみ招集することにしていたのとくらべて、重要な変更であると考えられる。「同族会ニ替ル集会規則」としての中上川案では、むしろ営業部門の代表者によつて、多角化する三井家の事業体制を検討する評議機関として考えられていたのであった。

しかし、中上川による規則草案の起草は、これ以後進展することはなかつた。そして、新設する評議機関の規則案は、井上馨から三井家へ提示されたのである。明治二十四年一二月五日付で井上へ宛てた三井高保の書簡は、つぎのよう記している。⁽¹⁾

——前略一過日推參之御特殊ニ御多忙中御妨仕恐縮仕候、其際種々御懇諭之趣難有奉存候、願置候協議会規則申案御送付被成下難有奉存候、御下付之申案至急一統へ配布仕、集会之上決議之趣上伸可仕候、益田へ御沙汰之趣も熟々拝承仕候、朝吹之件ニ付過日来沢氏へ面話可仕之處、懸違面会ハ不仕候へとも、該社取締ニも打合相付候ニ付、中上川帰京之上出勤之運ニ可仕候間、此段上伸仕候、中上川ニも両三日之内帰東之苦ニ在之候——後略——

井上による規則案は、一二月はじめに三井高保へ交付され、ただちに石版刷りにして関係者に配布された。これは「仮協議会規則草案」と題し、仮協議会設置の趣旨を述べた簡単な前文と一九か条の規則からなり、これに仮協議会員

依頼書案が付されている。以下に規則の全文を掲げよう。⁽¹²⁾

〔表紙〕
「仮協議会規則草稿」

今井友五郎
中上川彦次郎
木村正幹
外一名

仮協議会設置ノ旨趣

時勢ノ変遷ニ従ヒ、宗寿居士ノ遺法ニ基キ家憲制定ノ必要ヲ感セリ、然レトモ因襲ノ久キ、営業諸務錯綜シ、予メ之カ整備ヲ経タル後ニ非サレハ家法ヲ規定スル能ハス、因テ三井銀

行整理方法、三井物産会社改良新組織及ヒ諸鉱山ヲ一括シ独立セシムヘキ組織、三越呉服店始末等ノ為メ、仮協議会ヲ設ケ、処理法案ヲ規画シ、主務者ヲシテ執行セシムヘシ

仮協議会員ハ三井同族ノ内、三井銀行重役ノ内、三井物産会社重役ノ内、及三井銀行ト最モ親密ノ関係ヲ有スル渋沢栄一氏等、即チ左記ノ人名ヲ以テ会員トス

仮協議会員

三井高保

三井八郎右衛門

三井三郎助

渋沢栄一

西邑房四郎

益田孝

三野村利助

中井三平

仮協議会規則

第一条 本会員ハ熟議ヲ遂ケ、懇和シ、精確ナル方案ヲ定ム

第二条 協議会ノ会長ハ三井銀行社長ヲ以テ之ニ任ス、会長ハ別ニ之ヲ定ム

第三条 本会ノ事務ハ会長之ヲ総理セシム

第四条 本会事務ノ都合ニヨリ、会員中ヨリ幹事一名ヲ撰定シ、本会一切ノ庶務ヲ處理セシムルコトアルヘシ

第五条 本会ニ秘書記二名ヲ置ク
但秘書記ハ事ヲ会長及幹事ニ請ケ、庶務ニ従フヘシ

第六条 本会ノ議定スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

三井銀行ニ閑スル件

一三井銀行本支店其他出張所代理店間ノ氣脉貫通、其他諸取扱事務整理並ニ権限等ノ方法ヲ定ムルコト
一重要ナル各支店ヲシテ小支店出張店又ハ代理店ヲ管轄セ

三井家同族会の成立過程（岩崎）

シムヘキ区域権限並ニ其責任等ヲ定ムルコト

一大阪、京都、横浜、函館、名古屋其他枢要ノ支店重役ノ

当否ハ營業ノ盛衰ニ最モ關係ヲ有スルヲ以テ、其人選ハ

深ク注意シ、進退黜陟ヲ定ムルコト

各支店出張店等ノ營業事実當否ヲ考査シ、其重役ヲ陶汰

スルコト

但庶掛員等モ可及的減少ヲ加ヘ、且冗費節減法案ヲ設

クルコト

一 支店出張店等ノ存廢ヲ定ムルコト

但廢店ノ時ハ該所ニ屬スル財産及貸付金取立処分方法

ヲ定ムルコト

一本願寺及第三十三國立銀行、鐘淵紡績会社、田中製鐵場

其他滯資金ニ對スル抵當品ヲ調査シ、並ニ之ヲ処分スヘ

キ方針ヲ設ケ、又年賦其他ノ方法ニ因リ貸金取立方ノ手

続等ヲ定ムルコト

一本支店重役其他枢要ノ役員進退黜陟ニ關スルコト

三井物産会社ニ關スル件

一本三井物産会社ノ改良新組織ノ方針ヲ定メ、商業ノ目的ヲ

確立シ、定款規約ヲ製シ、殊ニ節儉及信用等社員注意ノ

法ヲ設ケ、且投機營業又ハ見込商業等危險ノ營業ハ社名

ハ勿論一個人ノ資格ヲ以テスルモ之ヲ嚴禁シ、若シ違背

シタルトキハ直ニ解任スヘキ等ノ方法ヲ定ムヘシ

一 徒來任用セシ本支店出張店等ノ重要諸役員ヲ陶汰シ、且

諸掛員減少及冗費節減方法ヲ定ムルコト

一 改良新組織ニ基キ物産会社ノ引受クヘキ現在物品等ノ価

格ヲ定メ、資本金額ヲ確定スヘキコト

一 新組織ニ基キ本支店ノ予算決算ノ方法ヲ定ムルコト

一 新組織ニ係ル本支店等ノ位置ヲ定メ、且重要役員ヲ撰定

スルコト

一 徒來三井銀行其他ニテ借用セシ金額返済ノ方法ヲ定ムル

コト

雜 件

一 徒來銀行及物産会社ニ屬スル諸鉱山ハ獨立セシムヘキ方

法ヲ定ムルコト

一 諸鉱山ヲ合併シ会社組織ニ為スト決定セシ時ハ、定款規

約等ヲ定ムルコト

一 諸鉱山収益如何ヲ精査シ価格ヲ定メ、鉱山会社ノ資本額

ヲ定ムルコト

一 將來目的ナキ鉱山ハ之ヲ廢業セシムルコト

一 但廢業手続及該所ニ屬スル資產処分方法ヲ定ムルコト

一 徒來任用セシ諸鉱山重要役員陶汰並諸掛員減少及冗費節

省方法ヲ定ムルコト

一 新組織鉱山營業ノ予算並ニ決算ノ方法ヲ定ムルコト

一 新組織鉱山重要ノ役員ヲ撰定スルコト

一 三井銀行ト第一國立銀行ト聯合シテ三井物産会社營業上

ノ運用金支弁方法案ヲ定ムルコト

一 三越呉服店ハ三井組ト分立セシムルカ又ハ三井各家ヲ以

テ合命会社ニ組織スルヤ否ヤヲ定ムルコト

但独立セシムル方法案ニ拠ルトキハ從来決定ニ因リ貸
金ノ与ユヘキハ之ヲ与へ、貸付ニ係ル金額ハ年賦又
ハ他ノ方法ヲ以テ返済ノ道ヲ定メ、且其家法ヲ定メ
シメ、三井各家ト尋常戚ト定メ、三井同族ト諸取
引上ハ他人同様ニ為サシムル等ノ方法ヲ設クルコト

一本条記載外ニシテ本会設置ノ目的ヲ達スルニ必要ノ事件
又ハ臨時発生シタル重要ノ事柄ハ總テ本会ノ議ニ付シ決
行スヘシ

第七条 本会ノ議案ハ緊急事件ヲ除クノ外ハ少クモ五日前ニ
会員ヘ配付スヘシ

第八条 本会ノ議事ハ懇意熟識ノ上決定スヘシ、但其議一定
セサルトキハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ
会長之ヲ決スヘシ

第九条 本会ニ於テ次会ニ議スヘキ事件ヲ定メ、会長ハ之ヲ
其主務者ニ命シ其処理方法案並ニ説明書ヲ調製セシムヘン
但主務者ニ命シタルトキハ、其調理期限ヲ定メ会長ニ報
告セシムヘン

第十一条 時宜ニ因リ主務者ヲシテ説明員ト為シ、本会ニ出席
セシムルコトアルヘン

第十二条 三井家同族一般ニ関スル重要ノ事件、仮令ハ三越
呉服店始末、三井物産会社新組織、鉱山独立等ニテ三井同
族一同ノ合名会社トナスカ又ハ若干名ノ株主ト定ムルカ如
キ同族中ニ直接關係スヘキ事柄ハ、決議執行前同族一般ノ
同意ヲ要スヘシ、若シ異議者アルトキハ直ニ同族会ヲ開

キ、期日ヲ定メ之ヲ決定セシムヘシ、其場合ニ於テハ本会
ヨリ二名乃至三名ノ委員ヲ出シ該同族会ニ列シ、議決ノ要
領並ニ利害得失ヲ説明シ、且本会ノ意見ヲ發言スルヲ得ヘ

第十二条 本会ハ少クモ毎月二回之ヲ開クヘシ
但一會ニテ決セサル事件ハ引続開会スヘシ

第十三条 本会決定ノ事項ハ主務者ヲシテ之ヲ執行セシムヘ
シ

第十四条 各主務者ヲシテ其執行シタル事実又ハ執行中ノ成
跡ヲ会長ニ報告セシメ、会長ハ之ヲ本会ニ報告スヘシ

第十五条 会長ハ三井銀行ノ監査役ヲシテ各主務者ハ本会ノ
決議ニ適合スル処分ヲ為スヤ否、又怠慢ナク施行シアルヤ
否ヲ監視セシメ、其如何ヲ本会ニ報告スヘシ

第十六条 本会ハ第十四、十五兩条ノ報告ヲ請ケタルトキ
ハ、其事実ヲ調査シ、若シ緩慢ニ亘ルトキハ之ヲ督促シ、
又其処理方法議決ニ違背セシトキハ再調セシムルコトアル
ヘシ

第十七条 議事録ヲ製シ、秘書記ヲシテ之ヲ調理セシメ、決
定ノ事項ハ決議書ヲ作り、出席会員之ニ記名捺印スヘシ
第十八条 本会ハ總テ秘密トス、因テ会員及ヒ秘書記ハ本会
協議ノ事項ハ細大トナク誓テ之ヲ秘シ、其會議録及ヒ議決
書類ハ直接關係以外ノ者ニ示スヘカラス

第十九条 出席会員半数以上ニ充タサル時ハ開会ヲ得ス

井上が提示した仮協議会の規則案は、まず前文において三井家の諸事業部門の整備・統合が家憲制定の前提であることを述べ、三井銀行・三井物産会社・三越呉服店の改組と諸鉱山経営の統合独立等についての処理方針を立案審議することが仮協議会設置の目的であるとしている。そして、第六条において仮協議会が議定すべき事項を具体的に掲げるが、一二項目の内訳けは三井銀行に関するもの七項目、三井物産会社に関するもの七項目、鉱山部門の独立に関するものの七項目、呉服店に関するもの一項目となっている。これらが仮協議会が審議すべき議事の範囲にあたるわけであるが、この議事項目からみるかぎりでは、仮協議会の議事は各営業部門についての改革方針の立案審議に重点が置かれ、個々の営業部門の経営の内部にまで立ち入って監督する「統轄機関」的性格は持っていない、と見てよいであろう。

井上案の注目すべき点は、会員の構成にある。すなわち、仮協議会は一二名の会員によって構成されるが、このうち三井家の同苗は三井高保、三井八郎右衛門（高棟）、三井三郎助（高景）ら三名にすぎない。これら三名の同苗は同族のなかでは比較的若手に属し、三井高喜ら同族の長老層はすべて除外されている。そして会員以外の同族は、大元方の名義によって連署捺印し、この規則にのっとった組織改正を仮協議会に全面的に委嘱することを誓約する。もとより規則第一一条には、三井家同族中に直接関係する重要な事柄については決議執行以前に同族会議の同意を要することが規定されてはいる。しかし、この場合においても仮協議会側から数名の委員が同族会議に出席し、利害得失を説明するなど仮協議会側の意向に従わせるために説得することが期待されているのである。同族の発言力を極力制約し、渋沢や益田・中上川ら重役の主導によって三井家の事業体制の急速な改変を進めようとする井上の意向を反映したものであった。

さらに、仮協議会々員として「外一名」が加えられていることが注意をひく。詳しい事情は明らかではないが、井上は自分の代弁者として田島信夫を仮協議会々員に加えることを申し入れたようである。田島信夫（安政二年—昭和二年）

は岩国藩士田島直之の二男、毛利公爵家の財産副主管をつとめ、のちに東京電灯、総武鉄道、北海道炭礦、横浜正金銀行、倉谷鉱山等の重役を歴任した人物である。⁽¹³⁾ 井上とのつながりは、井上が毛利家の家政改革に介在したとき以来のものであろう。井上は、規則草案を三井高保に内示した際、あわせてこの田島信夫の三井入りを申し入れたものと思われる。

さて、井上案の提示をうけて、三井家では新たな評議機関設立の準備が進められた。集会は京都に出張した中上川彦次郎の帰京を待つて一二月一六日に予定された。これが「三井家仮評議会」の第一回集会となる。一二月一二日付で井上へ宛てた三井高保の書簡は、この間の事情をつぎのように記している。⁽¹⁴⁾

——前略——協議会規則夫々配布仕置、同族等其他ニも異存も無之候(共々)、^(共々) 渋沢氏ニハ少し考も可在之由ニ候、物産会社・鉱山会社ノ件、協議会規則等ノ為集会可仕ニ付渋沢氏出席乞候處、中上川帰京之上ニ集会可申候と之義ニ在之候、中上川ニも七八日比ニ帰東之予定ニ在之候処、事務ノ都合ニテ十四日京都出発可仕事ニ御座候、田島氏之義、是又同族等其他共異存ハ無之候(共々)、右集会之節取極メ候様仕度奉存候、右等之義ニ付御請甚遅々仕恐縮之至リニ奉存候、前頭之次第不悪御承引可被遊候、集会ハ先十六日打寄候心得ニ御座候、協議之次第ハ磯部ニ以參申上度、猶御指揮奉願候

明治二十四年二月一六日、第一回三井家仮評議会が開かれた。出席者は三井源右衛門（高辰）、三井三郎助（高景）、三井高保、渋沢栄一、西邑庸四郎、三野村利助、中上川彦次郎、今井友五郎の八名である。この第一回仮評議会の議題は、つぎの五件であった。

- (1) 仮評議会規則草案の件
- (2) 三井物産会社の改正に関する件

四三井物産会社役員の件

⑤三井鉱山会社役員の件

まず、第二議題の仮評議会規則制定の件からみることにしよう。この件について、第一回仮評議会の議事録には、つぎのように記されている。⁽¹⁵⁾

一別冊三井家仮評議会規則草案中、三井家同族ニ関スル規定ハ之ヲ刪除シ、其他逐条中ニモ多少ノ修正ヲ加ヘテ更ニ第一草案ヲ作り、井上伯ノ認可ヲ経テ之ヲ確定スルニ決ス

一井上伯ヨリ内示ノ仮評議会規則草案ハ、其項目タル規則中ニ入ル可ラザル者ナキニ非ザレバ、追テ前項規則案確定ノ上其重要ナル箇条ハ之ヲ議事日程トシテ逐項評議ス可キニ決ス

すでに述べて来たように、三井家仮評議会の発足に際して、井上馨は三井家側に仮評議会の規則草案を提示していいた。しかし、この議事録の記述によれば、第一回三井家仮評議会では井上案とは別箇の規則案も提案され、両者を比較検討したうえで後者を採る方針を定めたのであった。仮評議会はこれを第一案とし、この草案中の三井家同族にかんする条項などの修正を加えて第二案をつくり、井上の認可を経たうえで実施に移すこととした。いわば、井上案を排除する結果となつたのである。このように、三井家の家政と事業体制について審議する機関として新設される三井家仮評議会の規則に複数のプランがあつたことは、この新設機関の性格や機能をめぐって、三井家の内外にいくつかの異つた構想が存在していたことを意味している。以下では、三井家仮評議会規則の諸案を対比しつつ、この時期にどのような構想によって三井家仮評議会がつくられたかを明らかにしよう。

さて、井上草案とならんで、三井家側から第一回三井家仮評議会へ提出された規則案(以下第一案とする)と考えられる

のが「三井家評議会規約案」である。⁽¹⁶⁾ そして、これに修正を加えて第二案とし、さらに井上による承認を得て確定する手続きがとられたが、第二案と推定できるものが「三井家仮評議会規則」⁽¹⁷⁾であり、これは井上によつてさらに修正が加えられ、最終的に確定した規則との間には、かなりの差違が認められる。したがつて以下では、第一案、第二案、最終案の三案のそれぞれの箇条を対照して掲げ、修正の経過を知ることにしたい。

(第一案)

(前文なし)

(第二案)

(前文なし)

(最終案)

時勢ノ変遷ニ従ヒ祖先ノ遺訓ニ基キ三
井同族ノ家憲ヲ制定スルニ当リ、先ツ
各般業務ノ整備ヲ圖ルヲ要ス、依テ茲
ニ諸員ヲ勞シテ三井家仮評議会ヲ設
ク、希クハ議事並滞セズ処務宜シキヲ
得ソコトヲ

明治廿四年十二月

三 井 高 喜
三 井 高 朗
三 井 元 之 助
三 井 源 右 衛 門
三 井 八 郎 次 郎
三 井 三 郎 助
三 井 高 保
三 井 八 郎 右 衛 門

三井家評議会規約

第一条 三井家同族ノ營業資産ヲ運用及
ビ保管スル為メ三井家評議会ヲ設ク

第二条 評議会ハ同族ノ戸主ヲ正員ト

シ、同族ノ隠居評議会顧問、三井組
重役及ビ三井銀行重役ヲ参列員トシ以
テ之ヲ組織ス、正員参列員共ニ討議及
ビ投票ノ権ヲ有ス

三井家仮評議会規則

第一条 三井家ノ業務ヲ監督シ、其營業
資金ヲ運用及ヒ保管スル為メ三井家仮
管スル為メ三井家仮評議会ヲ設ク

第二条 仮評議会ハ左ニ列記スルモノヲ
正員トシ、特ニ嘱託シタル仮評議会顧
問ヲ参列員トシ以テ之ヲ組織ス、正員
参列員共ニ討議及ヒ投票ノ権ヲ有ス

評議会ヲ設ク

第一条 三井家ノ業務ヲ監督シ、其營業
資金ヲ運用及ヒ保管スル為メ三井家仮
管スル為メ三井家仮評議会ハ左ニ列記スルモノヲ

仮評議会員

三井高喜
三井元助
三井源右衛門
三井八郎次郎
三井三郎助
三井高保
三井八郎右衛門
三井八郎次郎
三井三郎助
三井高保
三野村利助
中井三平
益田一
西邑房四郎
三井友五郎
木村正幹
今井友五郎

仮評議会員

三井高喜
三井元助
三井源右衛門
三井八郎次郎
三井三郎助
三井高保
三井八郎右衛門
三井八郎次郎
三井三郎助
三井高保
三野村利助
中井三平
益田一
西邑房四郎
三井友五郎
木村正幹
今井友五郎

三井家同族会の成立過程（岩崎）

第三条 評議会正員中未成年者又ハ禁治

産者アルトキハ其後、見人ヲ以テ之ヲ
代表セシム

第四条 評議会正員中准禁治産者アルト
キハ保佐人ヲ以テ之ヲ代表セシメ、禁
治産ヲ受ケザル瘋癲者アルトキハ評議
会ノ議長ハ会員中ヨリ其代表者ヲ指定
スベシ

第五条 評議会正員ニシテ疾病旅行其他
ノ事故ニ因リ引続キ議席ニ列スルコト
能ハサルトキハ、会員中ヨリ評議会ノ
認可ヲ経タル代表者ヲ定メ置クベシ、
但一人ニシテ一人以上ヲ代表スルコト
ヲ得ス

第六条 評議会ニ左ノ役員ヲ置ク

一議長 一人
二秘書記 二人

第七条 評議会ノ議長ハ總領家ヲ以テ之

ニ任ス、議長故障アルトキハ出席同族
中ノ年長者ヲシテ之ヲ代理セシム

第八条 評議会ハ議長之ヲ招集ス

正員ハ開会ヲ請求スルコトヲ得、議長
若シ之ニ応セサルトキハ会員三人以上
ノ同意ヲ得テ之ヲ招集スルコトヲ得

第三条 仮評議会ニ左ノ役員ヲ置ク

一議長 一人
二秘書記 二人

第四条 仮評議会ノ議長ハ全員ノ投票多

数ヲ以テ正員中ヨリ之ヲ選任ス、議長
故障アルトキハ出席正員中ノ年長者ヲ
シテ之ヲ代理セシム

第五条 仮評議会ハ議長之ヲ招集ス

会員ハ三人以上ノ同意ヲ得テ開会ヲ請求
スルコトヲ得、議長若シ之ニ応セサルト
キハ会員自カラ之ヲ招集スルコトヲ得

第三条 仮評議会ニ左ノ役員ヲ置ク

一議長 一人
二秘書記 二人

第四条 仮評議会ノ議長ハ全会員ノ投票

多數ヲ以テ会員中ヨリ之ヲ選任ス、議
長故障アルトキハ出席会員中ノ年長者
ヲシテ之ヲ代理セシム

第五条 仮評議会ハ議長之ヲ招集ス

会員ハ三人以上ノ同意ヲ得テ開会ヲ請
求スルコトヲ得、議長若シ之ニ応セサ
ルトキハ会員自カラ之ヲ招集スルコトヲ得

三井家同族会の成立過程（岩崎）

第九条 評議会ノ秘書記ハ議長之ヲ選任ス
第十条 評議会顧問ハ五人以下トシ、評議会ノ決議ニ依リ之ヲ嘱托ス
第十一条 評議会ハ少クトモ毎月二回之ヲ開クベシ
第十二条 評議会ノ議決スベキ事件ノ概目左ノ如シ
一 三井家同族ノ營業資産ノ運用方法及ビ保管方法ニ閲スル件
二 三井組及ビ三井各商店ノ業務監督ニ閲スル件
三 三井組及ビ三井各商店ノ定款及ビ規約ノ認可ニ閲スル件
四 三井組及ビ三井各商店重役ノ任免ニ関スル件
五 三井組及ビ三井各商店ノ予算及ビ決算ノ認可ニ閲スル件
六 三井組及ビ三井各商店ノ資産及ビ營業ニ閲スル重大ノ事件
七 評議会顧問ノ選定依嘱及ビ解嘱ニ閔スル件
八 其他此規約又ハ他ノ定款規約等ニ

第六条 仮評議会ノ秘書記ハ議長之ヲ選任ス
第七条 仮評議会顧問ハ無定員トシ、仮評議会ノ決議ニ依リ之ヲ嘱托ス
第八条 仮評議会ハ少クトモ毎月三回之ヲ開クヘシ
第九条 仮評議会ノ議決スベキ事件ノ概目左ノ如シ
一 三井家ノ營業資産ノ運用方法及ビ保管方法ニ閲スル件
二 三井組及ヒ三井各商店ノ業務監督ニ閲スル件
三 三井組及ヒ三井各商店ノ定款及規約ノ認可ニ閲スル件
四 三井組及ヒ三井各商店重役ノ任免ニ関スル件
五 三井組及ヒ三井各商店ノ予算及ビ決算ノ認可ニ閲スル件
六 三井組及ヒ三井各商店ノ資産及ヒ營業ニ閲スル重大ノ事件
七 仮評議会顧問ノ選定依嘱及ビ解嘱ニ閔スル件
八 其他此規約又ハ他ノ定款規約等ニ

第六条 仮評議会ノ秘書記ハ議長之ヲ選任ス
第七条 仮評議会員ハ仮評議会ノ決議ヲ以テ之ヲ選任嘱托ス
第八条 仮評議会ハ少クトモ毎月一回之ヲ開クヘン
第九条 仮評議会ノ議決スベキ事件ノ概目左ノ如シ
一 三井家ノ營業資金ノ運用方法及ビ保管方法ニ閲スル件
二 三井組及ヒ三井各商店ノ業務監督ニ閲スル件
三 三井組及ヒ三井各商店ノ定款及規約ノ認可ニ閲スル件
四 三井組及ヒ三井各商店重役ノ任免ニ関スル件
五 三井組及ヒ三井各商店ノ予算及ビ決算ノ認可ニ閲スル件
六 三井組及ヒ三井各商店ノ資産及ヒ營業ニ閲スル重大ノ事件
七 仮評議会員ノ選定依嘱及ビ解任解嘱ニ閔スル件
八 其他此規則又ハ他ノ定款規約等ニ

依リ評議会ノ権限ニ属セシメラ
タル事項

依リ仮評議会ノ権限ニ属セシメラ
レタル事項

依リ仮評議会ノ権限ニ属セシメラ
レタル事項

第十三条 同族各家ハ評議会ノ許可ヲ経
スシテ左ノ事項ヲ為スコトヲ得ス

一 他人ノ為ニ保証人ト為ルコト

二 商工業ヲ創メ又ハ之ヲ変更廃止ス

ルコト

三 他ノ会社ノ株主ト為リ又ハ商工業

ノ資本主トナルコト

四 他ノ会社組合等ノ役員ト為ルコト

五 他人ヨリ負債ヲ為スコト

第十四条 評議会ノ議案ハ緊急事件除ク
外予メ之ヲ會員へ配附スベシ

第十五条 評議会ハ正員半数以上ノ出席

アルニアラザレハ議事ヲ開クコトヲ得
ズ

第十六条 評議会ノ議事ハ過半数ヲ以
テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ

決裁スル所ニ依ル

第十七条 評議会ノ議長ハ討議及び投票

ノ権ヲ妨ケラル、コトナシ

第十八条 評議会ノ認可ヲ経タル同族ノ

後見人、保佐人ハ議事ニ与カリ投票ヲ

為スコトヲ得

第十一条 仮評議会ノ議案ハ緊急事件ヲ除
クノ外予メ之ヲ會員へ配布スヘシ

第十二条 仮評議会ハ正員三分ノ二ニ參

列員二分ノ一以上ノ出席アルニアラザ

レハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第十三条 仮評議会ノ議事ハ過半数ヲ以
テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ

決裁スル所ニ依ル

第十四条 仮評議会ノ議長ハ討議及ヒ投

票ノ権ヲ妨ケラル、コトナシ

第十五条 仮評議会ノ議長ハ討議及ヒ投

票ノ権ヲ妨ケラル、コトナシ

第十六条 仮評議会ノ議事ハ出席會員ノ
過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナル
トキハ議長ノ決裁スル所ニ依ル

第十七条 仮評議会ノ議長ハ討議及ヒ投

票ノ権ヲ妨ケラル、コトナシ

三井家同族会の成立過程（岩崎）

第十九条 評議会ニ出席スルコト能ハサ
ル会員ハ他ノ会員ニ委託シ、又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述べ及ビ投票ヲ為スコトヲ得

第十四条 仮評議会ニ出席スルコト能ハサ
ル会員ハ他ノ会員ニ委託シ、又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述べ及ヒ投票ヲ為スコトヲ得

第十四条 仮評議会ニ出席スルコト能ハサ
ル会員ハ、他ノ会員ニ委託シ、又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ルコトヲ得

第二十条 三井組及ビ三井各商店ハ評議会ノ認可ヲ経タル定款及ヒ規約ニ從テ營業スヘン

第十六条 三井組及ヒ三井各商店ハ仮評議会ノ認可ヲ経タル定款及ヒ規約ニ從テ營業スヘン

第十六条 三井組及ヒ三井各商店ハ仮評議会ノ認可ヲ経タル定款及ヒ規約ニ從テ營業スヘン

第二十一条 評議会ハ業務監査役一人又ハ

第十七条 仮評議会ハ業務監査役一人又

第十七条 仮評議会ハ業務監査役一人又

第二十二条 業務監査役ノ職務ハ左ノ如シ

第十八条 業務監査役ノ職務ハ左ノ如シ

第十八条 業務監査役ノ職務ハ左ノ如シ

第二十三条 業務監査役ノ列席セシム

第十九条 業務監査役ノ列席セシム

第十九条 業務監査役ノ列席セシム

第二十四条 決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視シ、

第二十四条 決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視シ、

第二十四条 決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視シ、

第二十五条 且總テ業務上ノ実況ヲ視察スルコトヲ得

第二十五条 且總テ業務上ノ実況ヲ視察スルコトヲ得

第二十五条 且總テ業務上ノ実況ヲ視察スルコトヲ得

第二十六条 書類等ヲ検査スルコトヲ得

第二十六条 書類等ヲ検査スルコトヲ得

第二十六条 書類等ヲ検査スルコトヲ得

第二十七条 業務監査役ハ時々其監査ノ結果ヲ評議会ニ報告スヘシ

第二十七条 業務監査役ハ時々其監査ノ結果ヲ評議会ニ報告スヘシ

第二十七条 業務監査役ハ時々其監査ノ結果ヲ評議会ニ報告スヘシ

第十四条 評議会ハ三井組及ビ三井各商

店ニ向テ定款規約及ヒ評議会ノ決議執
行ヲ命令ス

第十五条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ニ差出シ、毎年一月、
七月ノ両度ニ之ヲ整理スヘシ

第十六条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
ハ、毎年五月、十一月ノ両度ニ之ヲ評
議会ニ差出シ、其認可ヲ受クベシ

第十七条 三井組及ヒ三井各商店ノ予算
ハ每年五月、十一月ノ両度ニ之ヲ評議
会ニ差出シ、其認可ヲ受クベシ

第十八条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ毎年両度ニ之ヲ仮評議会ニ差出
シ

第十九条 三井組及ヒ三井各商店ノ予算
ハ毎年両度ニ之ヲ仮評議会ニ差出シ、
其認可ヲ受クベシ

第二十条 三井組及ヒ三井各商店ノ決算
ハ毎年一月、七月ノ両度ニ之ヲ仮評議
会ニ差出シ、其認可ヲ受クベシ

第二十一条 三井組及ヒ三井各商店ノ決算
ハ毎年両度ニ之ヲ仮評議会ニ差出シ、
其認可ヲ受クベシ

第二十二条 三井組及ヒ三井各商店ノ決算
ハ毎年五月、十一月ノ両度ニ之ヲ仮評議
会ニ差出シ、其認可ヲ受クベシ

第二十三条 三井組及ヒ三井各商店ノ決算
ハ毎年一月、七月ノ両度ニ之ヲ仮評議
会ニ差出シ、其認可ヲ受クベシ

第二十四条 三井組及ヒ三井各商店ノ決算
ハ毎年五月、十一月ノ両度ニ之ヲ仮評議
会ニ差出シ、其認可ヲ受クベシ

第二十五条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十六条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十七条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十八条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十九条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第三十条 此規約ハ全会員ノ同意ヲ得テ
廃止又ハ変更スルコトヲ得

三井家仮評議会規則の諸案を対照したとき、まず注目したいことは、新設する機関の名称を第一案では「三井家評議会」としており、いまだ「仮」の字が付されていないことである。このことは、先に述べた中上川起草の内規案が「三井組評議会」としていたことにも関連するが、仮評議会すなわち過渡的な評議機関とする考え方は、むしろ井上案から

第二十条 仮評議会ハ三井組及ヒ三井各商

店ニ向テ定款規約及ヒ評議会ノ決議執
行ヲ命令ス

第十七条 仮評議会ハ三井組及ヒ三井各商

店ニ向テ定款規約及ヒ評議会ノ決議執
行ヲ命令ス

第十八条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ毎年両度ニ之ヲ仮評議会ニ差出
シ

第十九条 三井組及ヒ三井各商店ノ予算
ハ毎年両度ニ之ヲ仮評議会ニ差出シ、
其認可ヲ受クベシ

第二十条 三井組及ヒ三井各商店ノ決算
ハ毎年一月、七月ノ両度ニ之ヲ仮評議
会ニ差出シ、其認可ヲ受クベシ

第二十一条 三井組及ヒ三井各商店ノ決算
ハ毎年両度ニ之ヲ仮評議会ニ差出シ、
其認可ヲ受クベシ

第二十二条 三井組及ヒ三井各商店ノ決算
ハ毎年五月、十一月ノ両度ニ之ヲ仮評議
会ニ差出シ、其認可ヲ受クベシ

第二十三条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十四条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十五条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十六条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十七条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十八条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第二十九条 三井組及ヒ三井各商店ノ財産
目録ハ仮評議会ノ記載シ、出席ノ会員之ニ捺印スヘシ

第三十条 此規約ハ全会員ノ同意ヲ得テ
廃止又ハ変更スルコトヲ得

出たものと考えられるのである。これにたいして、三井家側から提出した第一案は、この時期すでに一応の編成作業を終つていた「三井家憲第二草案」から第三章同族会議の部分を引き移したものであり、家憲制定に先立つてまず同族会議を発足させ、この会議において組織改正問題を処理しようとしたものであった。

三井家憲第二草案による同族会議は、三井家同族（正員）と「三井家ノ隠居、同族會議ノ顧問及三井組ノ重役」からなる参列員とによって構成されるが、評議会規約案では、これに三井銀行重役をも参列員に加えている。正員・参列員はともに討議・投票の権利を有すると定められているが、井上案と比較すれば同族の参加を大はばに認めた同族会議的性格を強くしていた。したがつて第一案では、評議会正員としての同族にかんする多くの規定を含み、第一三条では同族にたいする評議会の許認可事項を掲げている。なお第二〇条から第二七条の規定は、三井家憲第二草案ではなく、新たに加えられたものであった。

さて、第一回仮評議会では井上案とこの第一案が提出され、会議では第一案に修正を施してさらに第二案を作成することが決定した。そして一二月三〇日の第一回仮評議会において逐条審議のうえ第二案が確定し、井上のものとへ提出するはこびとなつたのである。⁽¹⁹⁾ この第一案から第二案への修正の過程で、第一案の特色ともいえる三井家同族にかんする規定は、ほとんど全面的に削除された。そのほか、修正箇所の要点はつぎのとおりである。

（）会員の構成

第二案では、同族のうち本家の戸主と高朗・高喜ら二名の隠居を正員とし、とくに囁托する仮評議会顧問を参列員として構成する。顧問に定員は設けられていない。また必要の場合には三井組および各商店の重役を列席させることが加えられた。参列員に投票権はない。

（）議長

第一案では総領家を議長と定めたが、第二案では正員中より投票によつて選任することに改められた。第一案での議長が同族の代表者としての地位を示すものであるとすれば、第二案では会議の主宰者としての性格に変化しているのである。

(3) 会議の定足数

第一案では正員の半数以上とし、参列員については規定していないが、第二案では正員三分の一、参列員二分の一と改めた。なお最終案ではさらに会員半数以上の出席を要すると定めている。

以上、修正の要点を述べたが、ここでは第一案の同族会議的性格は後退し、内容においてはむしろ井上案に近いものになつてゐる。第一回仮評議会のあと、第二案は井上の承認を求めるために提出され、さらに若干の修正が施された。確定した「三井家仮評議会規則」⁽²⁰⁾では、仮評議会の目的を規定した第一条に「三井家ノ業務ヲ監督シ」の一句が挿入され、また第一七条から第一九条にいたる業務監査役の規定が削除された。

つぎに、会議を構成する仮評議会会員についてみよう。第一回三井家仮評議会で決定した会員は、いきの一六名である。三井家同苗以外の会員へは、同苗八名の連名で会員の委嘱書が発せられた。

三井 高喜	三井 高朗	三井 元之助	三井 源右衛門
三井八郎次郎	三井三郎助	三井 高保	三井八郎右衛門
波沢 栄一	西邑 厝四郎	益田 孝	三野村利助
中井 三平	中上川彦次郎	木村 正幹	今井友五郎

ところで、井上馨が規則草案とともに三井家側に提示した、田島信夫を会員に加える問題は、結局実現しなかつた。
第一回仮評議会（一二月三〇日）の議事録には、「田島信夫雇入ノ件」について、つぎのように記されている。⁽²¹⁾

田島信夫履入ノ件

同人永ク三井家ニ奉公セントスルノ都合ナラバ、先ツ一部ノ実務ニ当ラシメ、漸次ソノ昇進ヲ期スルモ、差向キ之ヲ仮評議会員ニ加フ可ラス、若シ又井上伯ノ目代トシテ仮評議会ニ参列セントナラバ、其意見ヲ述フルモ投票ノ數ニ加ハル可ラス、且ツ井上伯ハ同人ヲ三井物産会社ノ重役ニ加ヘントスルノ内意ナレトモ、斯くてハ旧社員トノ関係モ掛念スペキ者ナキニ非ザレバ、先ツ之ヲ仮評議会ヨリ派遣スル監査役トスルヲ可トス、因テ之旨趣ヲ井上伯ニ覆申スルニ決ス

仮評議会の会長には、第一回仮評議会における指名投票の結果、三井高保が選任された。このようにして三井家仮評議会は漸く軌道に乗つたが、会議の実質的運営に当つたものは誰であつたろうか。仮評議会は、明治二六年一〇月三井家同族会の設立にともなつて解散するまで、通算一九回開催されている。このうち、会議への出席者が判明する一三分についてみると、同苗で常時出席していたのは三井高保、三井三郎助、三井八郎次郎ら三名にすぎない。この間顧問の渋沢は、一度欠席しただけである。仮評議会の運営は、改革相当の任にあつた少数の同苗と、渋沢ならびに益田、中上川、三野村、西邑ら重役陣によつて進められていたのであつた。会議は、その実質において前掲した井上の規則案であるいは中上川の内規案に近い形で運営されていたといえよう。

仮評議会の議事の範囲について、第一回仮評議会では二〇項目の議事順序を確定した。⁽²²⁾

- 一三井物産会社、三越呉服店ヲ三井家ノ経済ニ合併スルノ可否ニ關シ三井同族会議ノ諮問ニ応ジ、尚ホ其決議ヲ同会議ニ求ムル事
- 二三井物産会社新組織、定款、規約議定、新役員選任之事
- 三物産会社ノ営業方針ヲ定ムル事

四物産会社ノ現在資産調査ノ事

五新營業方針ニ從ヒ三井物産会社新役員ノ營業見込ヲ徵シ、及ビ之ニ関スル議定ノ事

六物産会社明治廿五年度予算ヲ徵シ、及其認可ノ事

七物産会社ノ借金返済法及ビ貸金取立法ヲ徵シ、之ニ關シ議定ノ事

八三井鉱山会社新設、其定款、規約議定及ビ役員選任ノ事

九諸鉱山合併ノ手続議定ノ事

十諸鉱山ノ価格ヲ定メ、鉱山会社ノ資本額ヲ定ムル事

十一諸鉱山ノ廢否ヲ定ムル事

十二諸鉱山ノ業務方針ヲ定ムル事

十三鉱山会社明治廿五年度ノ予算ヲ徵シ及ビ其認可ノ事

十四三越呉服店ヲ三井家ノ經濟ニ合併スルニ付、其組織、定款、規約ヲ議定シ及ビ其役員ヲ選任スル事

十五呉服店ノ營業見込ヲ徵シ及ビ之ニ關シ議定ノ事

十六呉服店明治廿五年度ノ予算ヲ徵シ及ビ其認可ノ事

十七三井銀行ノ改定、々款、規約ヲ徵シ及ビ其認可ノ事

十八銀行分出張店存廃議定ノ事

十九銀行諸滞賃金処分議定ノ事

二十三井銀行及ビ第一銀行ヨリ三井物産会社ニ対スル取引手続議定ノ事

井上の規則案が第六条で列挙した「本会ノ議定スヘキ事件ノ概目」は、整理されてほとんどこの議事順序の中に吸収された。ただ、井上案では、呉服店の改組については簡単に触れているにとどまつたが、この議事順序では物産・鉱山と同様の比重をもつて取りあげられている。すなわち、議事順序の第一項は三井物産会社と三越呉服店とを「三井家ノ経済ニ合併」することであり、これと第八項の三井鉱山会社の新設にともなつて、各会社の組織、人事、定款・規則類の制定、營業方針等の審議を行うことが、三井家仮評議会的主要な目的とされたのであつた。

これにたいして、三井銀行に関する問題は、仮評議会の議事のなかでそれほど重要な位置を占めてはいない。議事順序の一七から一九が三井銀行に関するものであるが、一九回にわたる仮評議会の審議のなかで議題の判明する一六回分について三井銀行に関する事項をひろい出せば、つぎの八件にすぎないのである。

阜岐、大垣、高山、和歌山ノ四店廢止ノ件（第三回、明治二十五年一月八日）

三井銀行廿四年下半期精算目録認可ノ件（第四回、同年一月二十八日）

第三十三国立銀行関係リ件（同右）

三井銀行重役ニ閔スル件（第五回、同年二月一八日）

三井銀行重役ニ閔スル件（第六回、同年三月一四日）

中上川彦次郎ヲ山陽鐵道会社監査役ト為スノ可否ノ件（第七回、同年四月八日）

三井銀行園部、横須賀、小田原三出張店ヲ出張所ニ改ムルノ件（同右）

三井銀行組織変更ノ件（第一六回、明治二六年五月三一日）

三井銀行の支店出張店の整理統合問題は、明治二三年の改革開始以来の懸案であった。これが、渋沢・益田らによる、三井銀行の「十六日の相談会」の審議事項のひとつであったことは、すでにみて来たとおりである。三井銀行の改革問題は、中上川彦次郎の登場以後急速に進展しているが、この相談会が中上川の入行以後においても継続して行われていたであろうことは、第三回仮評議会（明治二十五年一月八日）にいたつて「毎月十六日ノ相談会ヲ廢スル件及ヒ相談役解囁之件」が「原案通り廢会解囁ニ決」していることから明らかとなる。このことは、三井家仮評議会が、「十六日の相談会」を継承し、これを発展させたものであることを示している。三井家仮評議会は、三井銀行の經營の細部にまで立ち入った審議はしていない。むしろ、改革が緒についた三井銀行の問題は最少限にとどめ、物産会社・呉服店・鉱山会

社の改組問題、すなわち三井家の所有する事業の全般にわたる新たな事業体制の組織について検討することが、三井家仮評議会の役割であったのである。

- (1) 三井文庫所蔵史料 追六八六一五。
- (2) 『中上川彦次郎伝記資料』二二七ページ。
- (3) (4) 三井文庫所蔵史料 井上交付書類第一冊。
- (5) (9) (10) 同右 追八四一。
- (6) 同右 新三〇。
- (7) (8) 同右 別二二〇九。
- (11) 同右 井上交付書類。
- (12) 同右 新九八一一。
- (13) 『波沢朱一伝記資料』別巻第四 六一五ページ。
- (14) 三井文庫所蔵史料 W一四一三五八。
- (15) 同右 井上交付書類第三冊、『三井事業史』資料篇三 一七八ページ。
- (16) 同右 追六八七一一。石版刷り。なお三井文庫所蔵史料 追一一〇六一一にもこれと同じものがあるが、これには朱筆で修正が加えられている。この朱筆訂正以後の文章は、つぎの第二案とわずかな字句をのぞいてはほとんど同文である。
- (17) 同右 井上交付書類第三冊。これは「三井銀行」用箋に毛筆で墨書きされたもの。原所蔵者は井上侯爵家。
- (18) 同右 本六二八一一。石版刷り。なお、『稿本三井家史料』三井高朗 一〇二五ページ以下に収録。
- (19) 「三井家仮評議会議事録」、『三井事業史』資料篇三 一八〇ページ、以下「仮評議会議事録」と略称する。
- (20) 三井文庫所蔵史料 六二八、『三井事業史』資料篇三 一七五ページ。
- (21) (22) 同右 一八一ページ。

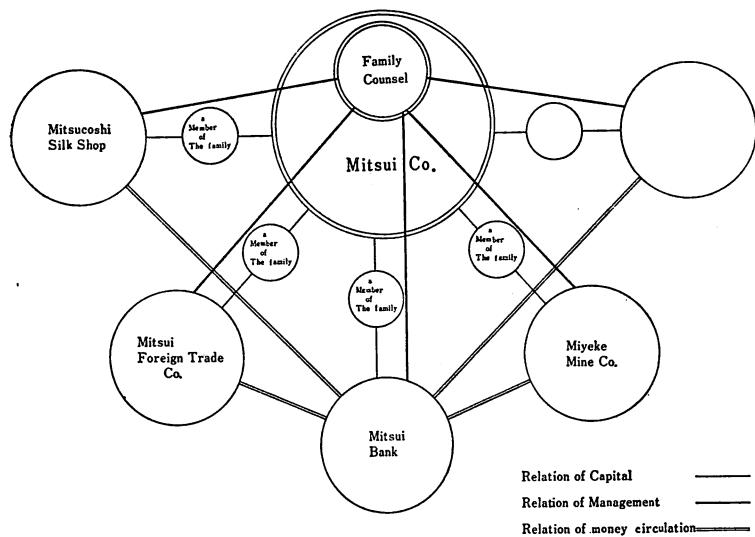
四 三井家組織変更問題の推移

一 大元方寄会の設立問題

仮評議会が決定した議事順序の第一項によれば、三井物産会社と三越呉服店を三井家の経済に合併するにあたって、三井家仮評議会は、「三井家同族会議」の諮問に応じて合併の可否を判断し、その答申の結果に従つて同族会議が合併の決議を行うことを同会議に求めることになっている。この決議を経たうえで仮評議会は、以後の編入方法や新組織の具体的問題の審議に着手する手続きをとるのである。この手続きに従つて、明治二四年一二月三〇日の第二回仮評議会では、「三井物産会社・三越呉服店ヲ三井家ノ財産ニ編入スル」を可とし、「此議決ヲ同族会議ニ通牒シ、同会議ニテ愈々編入ヲ可決スルニ至ラハ、更ニ進ンデ其編入方法ヲ評議」することを議決した。仮評議会は、翌年一月四日付でこの旨を三井組へ通知⁽¹⁾、同月七日高喜、源右衛門、八郎次郎、三郎助、高保、八郎右衛門らの各同苗と中井、西邑、今井ら三重役が出席した「同族会議」では、つぎの議決が行われた⁽²⁾。

三井物産会社・三越呉服店ヲ三井組ニ編入ノ件
一 仮評議会ヨリ本月四日付ヲ以三井物産会社・三越呉服店ヲ三井組ニ編入ヲ可ト認ルノ旨報告ニ依リ之ニ賛同シ、社店共ニ編入ニ
議決シ、右社店財産詳密調査ノ法方審議ヲ依嘱スルニ決定

ところで、この決議を行つた三井家の「同族会議」とは、旧来の大元方寄会ではなかつた。この時期、三井家および三井組の最高の議決機関は、いさゞでもなく大元方寄会（元方寄会・月次寄会）であった。しかし、明治二三年末の改革の開始以来、重要な問題の検討は大元方寄会とは別個の同族会議において行われ、定期的に開催される大元方寄会ではむしろ日常的な、あるいは事務的な事項のみが審議されていたようである。この日（一月七日）も元方寄会が開催されではいるが、その「決議簿」⁽³⁾にこの記事は、全く記されていない。そしてこの決議の記事は、仮同族会の「決議録」に



記載され、またこの決議の仮評議会への通告も、三井組の名をもつて仮同族会から発せられている。⁽⁴⁾ 改正取調役場の「日誌」⁽⁵⁾一月七日の条に「改正臨時会并大元方寄会午後三時ヨリ參集ス」とあり、また「議決ノ件ハ決議書別紙ニ在之」と記されていることからみると、この議決が、大元方寄会とは別個の機関である改正臨時会＝仮同族会によって行われたことは明らかである。このことは、三井家仮評議会の審議が、その出発点において形式上「仮同族会」の諮問と委嘱によって始められたことを示している。それでは、「仮同族会」とは、どのようなものであったであろうか。

三井家の組織改革を進めるうえで、三井家の同苗による新たな合議機関をどのような形態とするかは、重要な問題点であった。三井家憲第一草案の第二章および同第二草案の第三章は、同族会議の規定にあてられていたが、草案の編成過程で三井家側に影響を与えたものは、ロイスレルの見解であった。ロイスレルの見解は、三井組の組織改正案に関連して述べられたものと推測されるが、三井組を民事

三井家同族会の成立過程（岩崎）

会社として法人化する場合、同族の有限責任を確保するには同族会議を三井組から形式上分離し、この会議によって三井組ならびに各事業部門を支配せしめる方法を提案した。右の図は、ロイスレルの意見書に添えられたと考えられる三井家改正組織の機構図であるが、仮評議会の設立が論議された二四年秋ごろには、この方針に沿つたいくつかの改組案が作られていた。仮評議会規則案を審議する過程で「三井家憲第二草案」の第三章同族会議の部分をほとんどそのまま移した規則案が、三井家側から提起されているのも、そのひとつがあらわれであった。しかし、新設の三井家仮評議会が、同族会議的性格を弱められて発足したことは、すでにみて来たとおりである。そして、この仮評議会の設立と平行して、三井家の同苗を中心とした合議機関の新設が進められたのであつた。⁽⁷⁾

この会議は、のちに「大元方寄会」として発足するものであるが、以下の規則草案⁽⁷⁾にみると、当初「仮同族会」の名称を付されていたことに注目したい。三井家仮評議会に対応して、この会議も「仮」の、いわば組織改正問題の処理が終るまでの、過渡的な機関として構想されていたことを示している。

-
- | | |
|--|---|
| 第一 三井家改正ノ事項ヲ協議スル為メ仮同族会ヲ設ク | 一會長 一人 一主事 一人 |
| 第二 仮同族会ハ同族本家ノ戸主ヲ以テ正員トシ、同族ノ隠居及大元方改役ヲ以テ參列員トシテ之ヲ組織ス | 第五 仮同族会ノ會長ハ正員中ヨリ順次月替リヲ以テ之ニ任ス、若會長故障アルトキハ次月ノ會長 ^(紙書) 「又ハ出席員ノ年長者」之ヲ代理スヘシ |
| 正員參列員共ニ討議及投票ノ権ヲ有ス | 第六 仮同族会ノ事務ハ會長之ヲ總理スヘシ |
| 第三 仮同族会正員中未成年者又ハ疾病旅行其他ノ事故ニ因リ引続キ議席ニ列スルコト能ハサルトキハ、会員中ヨリ | 第七 仮同族会ハ會長之ヲ招集スヘシ |
| 仮同族会ノ認可ヲ経タル代表者ヲ定メ置ヘシ、但一人ニシテ二人以上ヲ代表スルコトヲ得ス | 正員ハ開会ヲ請求スルコトヲ得、若議長之ニ応セサルトキハ、会員三人以上ノ同意ヲ得テ之ヲ招集スルコトヲ得ヘシ |
-
- 第四 仮同族会ニ左ノ役員ヲ置ク
ヘシ

第八 仮同族会ノ主事ハ本会ノ決議ニ依リ之ヲ任ス、仮同族

会一切ノ庶務ヲ処理セシムヘシ

第九 仮同族会ハ毎金曜日之ヲ開クヘシ

第十 仮同族会ノ議決スヘキ事件ノ概左ノ如シ

一一 三井家仮評議会ニ議決スヘキ議案ニ関スル件

一二 三井家ノ資産ノ運用方法及保管ノ方法ニ関スル件

一三 三井組ノ業務ニ関スル件

一四 三井組ノ定款及規則ニ関スル件

一五 三井組ノ役員任免職階、給料ニ関スル件

一六 三井組ノ予算及決算ニ関スル件

一七 七仮同族会主事ノ選定ニ関スル件

一八 三井家同族、物産会社同族及三越同族ノ一身上監督

一九 其他諸規則及定款等ニヨリ仮同族会ノ権限ニ属セシ

メラレタル事項

第二十一 一 仮同族会ノ議案ハ緊急事件ヲ除ク外予メ之ヲ会員ニ

配付スヘシ

第二十二 一 仮同族会ハ正員三分ノ一、参列員三分ノ一出席スルニアラサレハ之ヲ開クヲ得ス

但シ

第十三 一 仮同族会ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數

ナルトキハ会長ノ裁決ニ依ル

第十四 一 仮同族会ノ会長ハ討議及投票ノ権ヲ妨ケラル、コトナシ

第十五 一 仮同族会ニ出席スルコト能ハサル会員ハ他ノ会員ニ

委託シ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ヘ及投票ヲ為スコトヲ得

ヘシ

第十六 一 三井組ノ予算ハ毎年五月、十一月ニ、決算ハ毎年一

月、七月ニ調整シテ仮会ニ差出シ、其認可ヲ受クヘシ

第十七 一 三井組ノ財産目録ハ毎年一月、七月ニ之ヲ整理シテ

第十八 一 仮会ヘ差出サシムヘシ

第十九 一 仮会ハ総テ秘密会トス、故ニ其會議録ハ会員其他列

第二十 一 此規約ハ全会員ノ同意ヲ得テ廢止又ハ変更スルコトヲ得

この規則草案は、大元方制度改革の担当者のひとりであった三井三郎助（高景）が、手控として記録したものである。草案には朱筆で修正が加えられ、文中の仮同族会の名称はすべて「大元方寄会」に訂正されている。そして、あらためて朱筆で「大元方寄会仮規則案」と表題が付されているが、修正以後の草案は、後述するように明治二十五年一月二二

三井家同族会の成立過程（岩崎）

日の大元方月並寄会に「大元方寄会仮規則」として提案されたものとほぼ同文になる。ここには訂正以前の原文を掲げたが、この仮同族会規則草案が、三井家の新たな同族会議として発足する大元方寄会の原型をなしていることは明らかである。このように、「仮同族会」の名称は一時的に使われたにすぎなかつた。しかし、それが短期間ではあつても、単なる規則草案のみにとどまらず、「仮同族会」の名称を付した「決議録」あるいは「文通録」などの書冊が作られていることは、この会議が旧来の大元方寄会、月並寄会とは別個の組織として生み出されたことを示している。

規則案によれば、仮同族会は三井家本家の戸主・隠居を正員⁽⁸⁾とし、大元方改役（重役）を参列員として構成する。正員を本家に限定していることが注目される。仮同族会は「三井家改正ノ事項ヲ」協議することを目的としているが、会議が議決すべき事件の範囲は、仮評議会にくらべてかなり限定されている。すなわち、三井家の資産の運用と保管の方法について協議するが、その具体的方法である三井組の業務、定款、規則、人事、予算・決算にかんすることが議事の主なる内容であり、これらは仮評議会に議案として提出して議決を求める。この規則草案からみれば仮同族会は、仮評議会の指揮のもとで、三井家資産の管理・運用機関としての三井組の組織変更問題を検討するための機関であるといえよう。

さて、「仮同族会」は、明治二十五年一月七日「三井物産会社・三越呉服店ヲ三井組ニ編入スル件」を可決したあと、一月二二日には改正取調主務者が提案した「大元方寄会仮規則艸案」について討議した。⁽⁹⁾前掲仮同族会規則案を修正したものであり、主なる修正箇所は、(一)第一項（仮同族会設置の目的）を削除、(二)第十項「議決スヘキ事件」への追加、(三)同族にたいする罰則規定の追加などである。新たに追加された「議決スヘキ事件」は次の三項である。

八同族各家ノ相続、婚姻、養子、離婚、離縁、後見人ノ選定其他重大ナル身分ノ変更ニ關スル件

九 同族各家ノ歳費定額ニ関スル件
十三 三井各商店ノ業務監督ニ関スル件

仮同族会規則案から大元方寄会仮規則草案への移行の過程において、大元方寄会はふたび同族会議的性格を強めた。草案が「仮」規則としていることく、この会議は三井家憲実施後には「同族会議」に転化すべきものである。「三井家改正ノ事項ヲ協議スル」との限定をとりはずし、同族の身分等にかんする事項のほか、さらに「三井各商店ノ業務監督ニ関スル件」をも議決の範囲に含めた大元方寄会仮規則草案は、三井家の家政と事業との全面にわたる同族の合議機関の設立を志向したものといえよう。一月二二日の仮同族会は、この規則草案を「逐条討議ノ上、修正ノ通り一読会ヲ通過セリ、尚修正ヲ淨写シテ回議ニ付スルニ決定」した。⁽¹¹⁾しかしこの修正において、「三井各商店ノ業務監督ニ関スル件」は削除され、大元方寄会を三井組ならびに同族内輪の問題について審議する機関とする方針が定着したのであつた。一月二二八日三井銀行において仮評議会と「改正方大元方寄会」が開かれており、この方針はただちに仮評議会側に伝えられたであろうと思われる。しかし、この日仮評議会の議題にはならず、大元方寄会を新たに設立する問題は、暫く持ち越されることになった。それは、各事業部門ならびに三井組の組織変更について、この時点では未だ方針を確定するにいたらなかつたことによるものであつた。

- (1) 三井文庫所蔵史料 本六二八。
- (2) (8) (10) (11) 仮同族会「決議録」(同右 別二五八六)。
- (3) 三井文庫所蔵史料 追一六七一。
- (4) (9) 仮同族会「文通録」(三井文庫所蔵史料 別二五八三)。

- (5) 三井文庫所蔵史料別二二〇九。
- (6) 同右 井上交付書類第一一冊。
- (7) 同右 小石川家書類。

(12) 同右 本七八四五。

2 三井家諸事業の再編成

すでに述べて来たように、三井家仮評議会設立の目的は、三井家の事業が多角的構成をとることにともなって、それらの各事業部門を統一的に組織するための具体的方法について審議することにあった。この設立の当初における仮評議会は、後の三井商店理事会などにみられるごとき、各事業部門にたいする「統轄機関」としては考えられていなかつたことに注意しておきたい。仮評議会に平行する同族会議では、三井家の共有財産の所有形態あるいはその管理・維持の方法が論議され、これと密接に関連しつつ仮評議会においては営業店の組織、管理の方法、あるいは三井家共有財産のうちの営業資産の運用方法などをめぐる検討が行われたのであつた。いわば、三井家憲を制定する前提として制度面での改革を進めることが主要な問題であったといえよう。こうして銀行・物産・鉱山・呉服店の四つの事業部門の再編成が、仮評議会の完全な統制のもとに進められ、明治二六年にはそれぞれが合名会社として発足する。しかし、この三井家事業の多角化の過程は、分肢を派生することによる多角化ではなく、むしろそれまで潜在的には三井家の事業ではあっても表面上分離していた各部門を三井家の所有事業という枠の中に組み入れ、各事業部門相互の有機的関連を明確にするとという、いわば求心的運動としてとらえることが出来よう。以下では、これら各事業部門が、三井家の事業として再編成される過程を明らかにしよう。この再編成過程が、それぞれの事業部門における営業の実態と不可分な関係にあることはいうまでもないが、これについてここで深く立ち入る余裕はない。「組織変更」がそれぞれに及ぼす問題につ

いては別の機会に譲り、ここでは「三井資本」として定着する過程にのみ限定して考察を加えたいと思う。

明治二三年秋以降の改革論議の焦点のひとつは、三井物産会社の改革問題であった。同年一月七日の大元方臨時寄会では、三井銀行とともに三井物産会社を合資会社組織に変更する方針が決定し、物産会社を三井家の事業として位置づける方法の検討がはじめられた。そしてこの物産会社の改革方法の検討のなかから、三井組（三井銀行）・三井物産会社がそれぞれ經營し来つた鉱山業を統合した新会社の設立問題が生起する。一方、明治初年の「呉服店分離」以後三井家とは隔絶した存在であつた三越呉服店においても、經營の不振から三井家の保護がたびたび要請されており、また明治二十四年七月には商法実施との関連で大元方への編入願が提出されている。⁽¹⁾ このような状況のなかで、三井家の新たな事業組織をどのようなものとするかについていくつかのプランが提示されているが、つぎに掲げる改組案もそのひとつである。⁽²⁾ 仮評議会設立直前の時期のものとして興味深い内容を含んでいるが、以下にその要点を摘記しよう。

a 三井組

- (1) 三井組の名称を継続し、民事会社にして法人組織とする。
- (2) 社員は同族一一名とする。この資本金は各同族に貸与して三井各商店の資本金とし、その他公債証書、株式および地所家屋より生ずる利益の収入を目的とする。
- (3) 業務担当者は同族中より二名を選ぶ。
- (4) 二名の理事を置き、内一名は同族会書記長を兼ね、一名は監査役を兼ねる。監査役は三井各商店の監査に従事する。
- (5) 文書課（計算部、記録部、庶務部）、出納課（会計部、簿記部）、地所課を置く。計算部は出納課・地所課の諸帳簿を檢

査し、その他各商店の予算・決算を調査する。

b 三井銀行

- (1) 合資会社の組織とし、商号は合資会社三井銀行とする。
- (2) 資本金は二〇〇万円。同族ならびに各店の重役その他従来の株式五〇株以上所持のものを出資社員とする。
- (3) 無限責任社員は三井八郎右衛門。業務担当者として頭取一名、副頭取一名、取締役三名、監査役三名を置く。役員は同族四名、重役四名を選任する。
- (4) 従来五〇株以下所持の株式は、三井組へ買上げる。この買上げ株総高は凡一〇万円と見積り、当座預け金をもつて支払にある。

c 三井物産会社

- (1) 合資会社の組織とし、商号は合資三井物産会社とする。
- (2) 資本金は未定。三井武之助・三井辰之助、同族中、各所當今重役の三者が出資する。
- (3) 三井武之助を無限責任社員とし、その他は有限責任とする。
- (4) 重役は七名とし、取締役四名（内一名業務担当者）、監査役三名（同族一名、専務者一名、三井組重役の兼任一名）で構成する。

d 三池炭礦社

- (1) 合資会社組織とし、商号は合資会社三池炭礦社と称す。
- (2) 資本金五〇〇万円。出資社員は同族ならびに各店の重役で、すべて有限責任とする。
- (3) 業務担当者五名を置く。役員は社長一名、取締役二名、監査役二名（内一名は三井組より兼任）で、同族一名、重役

四名を選任する。

(4) 本社を東京に置く。工場の組織は当分従前の通りとする。

e 神岡鉱山

神岡鉱山は合資会社組織に変更する見込はあるが、その処分方法はさらに三井銀行と協議したうえで決定する。

f 三越呉服店

(1) 合資会社組織とし、商号は合資会社三越呉服店とする。

(2) 資本金三〇万円。出資の内訳けは三越得右衛門一〇万円、同族中一五万円、重役五万円。

(3) 三越得右衛門を無限責任社員とし、その他の社員は有限責任とする。

(4) 取締役三名（内一名得右衛門、一名は専務者）、監査役二名（内一名同族、一名は三井組より兼任）を置く。

(5) 重役は総社員の選挙により四分の三以上の多数決で決定するが、三井家同族会議の認可を要す。

(6) 社員出資額持分は重役の許可を得て譲渡しうるが、同族会議の認可を要す。

(7) 本店（東京駿河町）・分店（大阪、京都出張所）・工場（新町紡績所、京都紅店）を営業場とする。

この改組案には、先に掲げたロイスレルの組織図（六八ページ参照）が翻訳されて付けられており、これがロイスレルの見解を容れて作られたものであることを示している。ただ、改組案は同族会議の組織については何も触れていない。三井組の形態は合資会社と考えられる。このプランでは三池炭礦社を合資会社にする方針が述べられており、物産・銀行（三井組）がそれぞれ経営する諸鉱山を統合した鉱山会社設立の構想はいまだ現われていない。しかし全体としてみれば、三井家組織改革のおまかなか見取り図をこの改組案は示している。

三井鉱山会社独立の構想が具体的な姿をとるのは、仮評議会設立直前の時期であったと思われる。そして、これは物

三井家同族会の成立過程（岩崎）

産会社改組と関連して提起された。当時、三井物産会社の改組については、以下に示すごとき各種のプランが出されており、これら一連の書類とともに「三井鉱山会社創立趣意書」⁽³⁾、「有限責任三井鉱山合資会社定款草案」⁽⁴⁾が作られていた。

- (1) 「明治廿三年三井物産会社營業之実況及将来之方針卑見」⁽⁵⁾（益田孝案）
- (2) 「三井物産会社改革旨趣書」⁽⁶⁾（益田案か）
- (3) 「三井物産会社改革将来必要之廉書」⁽⁷⁾（木村正幹案）
- (4) 「三井物産会社本支店将来營業科目」⁽⁸⁾（木村正幹案）
- (5) 「三井物産会社定款」⁽⁹⁾（益田案か）
- (6) 「三井物産会社營業規則」⁽¹⁰⁾（益田案か）
- (7) 「三井物産会社營業内規」⁽¹¹⁾
- (8) 「三井物産会社營業監督方法内規」⁽¹²⁾

まず、物産会社改組問題から検討しよう。(1)の史料は、明治二十四年一〇月付で益田が提出した營業実況報告書⁽¹³⁾を覧覧版で複製したものである。この文書のなかで益田は、主要取扱商品について将来の營業方針の見通しを述べているが、ついで(2)においては、物産会社改組の方針を具体的に展開した。すなわち「物産会社ハ鉱山其他苟モ見込商ヒニ類スルモノハ悉皆廢棄シ、單ニ花主ノ委托ニ係ル売買即チ手数料商売ニノミ是レ當リ、頗ル安心ノ方針ヲ採ル」こととし、「三井銀行及三井ト密接ノ關係ヲ有スル銀行ニ在テハ、今後物産会社ヲ機関トシ、物産会社ヲ仲間ニ立テ其資本ノ運用ヲナシ、物産会社モ亦此補翼ニ由リ内地外邦ニ於テ一定ノ方針ヲ以テ營業ヲ拡張シ、本末力ヲ協セ首尾相ヒ応シ専念業務ニ當」るというものであった。そして改革の手順として、つぎのように記している。

- (1) 三井物産会社の資産実価を評価し、その実価額を武之助・養之助両名の持分として大元方資産に編入する。
- (2) この資産は、さらに大元方より物産会社の資金として支出し、物産会社の営業資本に充てる。
- (3) 以後物産会社営業上の損益は、大元方の受持ちとする。
- (4) 物産会社は表面上武之助・養之助両名の組合として従前の名義のまま営業を継続するが、商法実施の際には同苗方を株主とする有限責任合資三井物産会社に組織変更する。
- (5) 従来の重役名称を廃し、同苗の内一名を社長に、また取締役五名、監査役二名を選任する。社長、取締役、監査役は大元方において任免する。
- (6) 物産会社は鉱山稼行を廃し、内外ともに手数料商売に徹して見込商売を一切禁止する。
- (7) 大元方は物産会社の業務を監督するものとし、別に内規を設けてその方法を定める。
- （三）・（四）の木村正幹の改組案は、この方針に沿って改組の手続きをより具体的に展開したものであり、（五）・（六）・（七）の史料は商法実施にいたるまで臨時的にとのる合名会社の組織案であった。
- 物産会社から分離した諸鉱山は、三池炭山（三池炭礦社）、神岡鉱山（三井組大元方所有、三井銀行が經營）とともに新設の鉱山会社に統合される。「三井鉱山会社創立趣意書」⁽⁴⁾は新会社設立の意図について「元來鉱山事業ノ如キハ独立ノ商業ニシテ、銀行・商業ノ如キ他ノ業務ト混同スヘキモノニアラス、況シヤ三井家ノ如キ、其所有スル鉱山數多ニシテ巨額ノ資本ヲ投シタルモノナレハ、須ラク独立ノ営業トナシ、適當ノ管理者ヲシテ専心一意其責ニ任せシメサレハ到底企業ノ目的ヲ達スル能ハサルベシ」と述べている。ただ、新会社は設立するが、「此際新ニ鉱山ヲ購入シ特ニ其事業ヲ拡張スルノ趣意ニ出ルニアラス、從来大元方及物産会社等ニ属スル諸鉱山ヲ移シテ以テ鉱山会社ノ資産トナシ、着々其事業ヲ整理シ」と、この目的が三井家事業体制の整備にあることを強調している。鉱山会社は、はじめから有限責任合資

会社として設立が企図され、その方針にそつて定款案⁽¹⁵⁾も作られていたのである。

三井家仮評議会の審議は、このような物産・鉱山両事業部門の組織改革案を手掛りとして開始された。明治二十四年一月一六日の第一回仮評議会では「三井物産会社ノ改正ニ関スル件」が論議され、(一)仮評議会員中より仮監査役を選び、物産会社の明治二十四年一〇月現在での資産負債総勘定項目の内訳を調査せしめ、かつその整理方法をあわせて答申すること、(二)改正後における三井物産会社の営業方針、(三)三井物産会社の新役員、を決定した。改正後の営業方針はつきの五項目であった。

- (1)三井銀行その他よりの借入金は減少を期し、現在額を超過させないこと。
 - (2)現在の業務内容は繁多に過ぎるため、減少する方針をもつてその具体案を当事者より提出させる。
 - (3)営業方針は委託販売を主眼とし、見込売買は今後一切禁止する。
 - (4)本支店とも、毎年二度営業予算を作成して仮評議会の認可を受ける。
 - (5)本支店とも、毎年二度総勘定決算および財産目録を作成して仮評議会の認可を受ける。
- またこの日、改組後の物産・鉱山両社の新役員が決定しているが、これらはいずれも先の改組案にもとづいた措置であつた。改組案は、この第一回仮評議会では、ほぼ原案通り承認されていたかのようにみうけられる。
- しかし、第一回仮評議会における規則草案検討のあとを受けた第二回会議（一二月三〇日）では、仮評議会の議事順序を確定する過程で形式上の手続きがあらためて問題とされ、「三井物産会社・三越呉服店ヲ三井家ノ財産ニ編入スルヲ可トスルニ付キ、此議決ヲ同族会議ニ通牒シ、同會議ニテ愈々編入ヲ可決スルニ至ラハ更ニ進ンデ其編入方法等ヲ評議」することになったのである。⁽¹⁶⁾ 仮評議会の答申によつて、一月七日の同族会議（仮同族会）が編入を可決、翌八日の第三回仮評議会では、三越呉服店とともに三井物産会社を三井組の財産に編入するための具体的な手続きが審議された。⁽¹⁷⁾

ここでは、先に決定した新役員に事務引継ぎ旁々至急に資産実価を評価せしめ、「旦ツ旧臘十六日ノ仮評議会ニテ議決シタル五項ノ営業方針ニ基キテ定款ヲ作り、其新調資産目録ト併セテ仮評議会ニ提出シテ其認可ヲ請ハシムルニ決」し、なお三井物産会社は商法実施後合資会社に組織する見込みであれば、新役員が定款を編成する際にもこの予想をもつて行うべしとした。⁽¹⁹⁾ こうして、明治二五年五月の発足を目標にして、新定款の編成がはじめられ、「三井物産会社契約及定款」、「三井物産会社重役会議内規」、「三井物産会社営業規則」が作成された。⁽²⁰⁾ 定款は四月八日（第七回）、重役会議内規ならびに営業規則は五月一八日（第八回）の仮評議会でそれぞれ認可されている。そして、四月一四日、定款更正願が新定款とともに東京府に提出された。⁽²¹⁾

新定款によれば、三井物産会社は三井武之助・三井養之助両名による合名会社とし、資本金五〇万円、社員持分は各二五万円であった。これが商法実施後合資会社に変更するまでの暫定的措置であつたことはいうまでもない。役員は社長三井養之助、副社長木村正幹、取締益田孝・中上川彦次郎・斎藤専藏で構成され、新重役会は四月二六日より発足した。⁽²²⁾

一方、三井鉱山会社の設立については、第一回仮評議会で役員を社長三井三郎助、副社長益田孝、取締西邑庸四郎・中上川彦次郎・麻田佐右衛門と決定したあと、第三回仮評議会では、「新役員ヲシテ事業ノ方針ヲ立て、資産実価ヲ評ニ提定セシメ、又商法実施後ハ其儘合資会社タルニ適スル定款ヲ作りテ仮評議会ニ提出セシムルニ決」した。⁽²³⁾ 新定款は三月一四日の第六回仮評議会で認可、三月二三日三井銀行本館二階に三井鉱山合資会社の本部事務所を開設した。⁽²⁴⁾ ついで四月四日第五回臨時総会が行われ、定款、社員持分高、役員等を決定した。新会社は資本金二〇〇万円、同苗一一名を社員とし、その社員持分額は三井八郎右衛門五〇万円、三井長五郎・三井源右衛門・三井高保・三井八郎次郎・三井三郎助各二十五万円、三井復太郎・三井守之助・三井武之助・三井養之助・三越得右衛門各五万円であった。なおこの出資

金は金額三井銀行よりの借入金でまかなわれた。⁽²⁹⁾すなわち明治二十五年一月一日・一二月一三日の二度にわけて大元方が三井銀行より各一〇〇万円（年六朱、返済期限二八年一二月二十五日）を借り入れ、鉱山会社の株式は大元方の名義となつていた。新会社の設立は四月一三日東京府へ出願、六月二〇日付で「商法実施ノ期迄人民ノ相対ニ任ス」との設立許可がなされた。⁽³⁰⁾

つぎに、三越呉服店の統合についてみることにしよう。この過程における三越家と三井家の関係については、すでに安岡重明氏によつて明らかにされている。⁽³¹⁾ここでは、三井家仮評議会設立以後の経過について述べよう。

三越呉服店の三井組資産への合併を決定したあと、明治二十五年一月八日の仮評議会では、合併の手続きについて次のようく定めた。⁽³²⁾

一三越呉服店ヲ三井組ノ財産ニ編入スルニモ亦其資産ヲ調査シテ當業方針ヲ定メサル可ラス、因テ其調査委員ヲ撰ンデ現有資産額、将来當業方針及ヒ役員ノ人選等ヲ考定セシメ、又商法愈々実施セラレテ呉服店ヲ合資会社ニ組織スル迄ノ間施行スベキ仮規則ヲ編成シテ仮評議会ニ提出セシムベキニ決ス、是ニ於テ指名投票ヲ以テ左ノ三名ヲ調査委員ト為セリ

三井源右衛門、中井三平、今井友五郎

しかし、三越呉服店合併の作業は、物産・鉱山両会社の場合のように順調には進まなかつた。それは、調査委員に選任された中井三平、今井友五郎が次回二月一八日の仮評議会で仮評議会員を解嘱されたことによつて、呉服店の調査がほとんど中断されたことによる。二五年一二月八日の仮評議会では「今日商法全体コソ延期トハナリタレ、其会社法ハ來年一月、遲クテ七月ニハ実施ノ形勢ニ迫レル折柄、猶更取調再興ノ必要アルニ付キ、此際三井三郎助、西邑席四郎ノ兩氏ヲ今井、中井両氏ノ補欠ニ充テ、三井源右衛門ト共ニ調査ヲ嘱托スル」ことを決定した。⁽³³⁾調査委員の報告書は同年

一二月二七日、「三越呉服店改正手続」として仮評議会へ提出された。⁽³⁴⁾

三越呉服店改正手続

今般三越呉服店ヲ三井家ノ財産ニ編入ヲ為スニ付、本年一月八日仮評議会ノ決議ニ依リ左ノ件々ヲ報告ス

一財産調査ハ本年上半期ノ精算ヲ以テ別表ヲ調製セリ

一此表中ノ勘定ニ於テ別段説明ヲ要スル程ノ廉モ之レナク、賃貸其他株式等ハ積立金ヲ以テ別紙ノ通り処分セリ

一営業方針ハ内外織物類、綿類ノ販売、洋服ニ関スル業務及ヒ絹紡績ノ製造販売等、則從来ノ方針ヲ以テ別冊内規及ヒ営業規則ヲ編製セリ

一商法実施ノ上ハ会社組織ト為スモ、夫迄ノ間ハ從来ノ儘得右衛門名義ヲ以テ営業ヲ為スモノトス

一三井組ヘ編入ノ資産ハ當下半季ノ決算ヲ以テ引継キヲ為スモノトス

一三越呉服店ノ資本金ハ、二十六年一月一日三井組ヨリ更ニ授与スルモノトス

一三越呉服店ノ積立金ハ現今三拾五万四千三百貳拾貳円七拾五錢武厘、及ヒ當下期ノ分純益大凡壹万五千円ト推算シ、合計三拾六万九千三百貳拾貳円余ト相成候ニ付、此金額ノ内三拾六万五千円ヲ三井組ニ編入シ、更ニ三拾五万円ヲ以テ呉服店ノ資本金ニ相渡シ、壹万五千円ヲ以テ從來勤務ノ報酬トシテ呉服店總員へ此際賞金ヲ惠与シ、残高四千三百貳拾八円余ハ後半季ノ益金汇縫込置モノトス

一呉服店重役ハ左ノ人員ヲ以テ適任ト思考セリ

店長 三越得右衛門

元締役

藤村 喜 七

副元締役

山岡 正 次

名代役

辻川 新三郎

全

村田 栄次郎

調査委員は、この報告書に添えて「三越呉服店内規」、「三越呉服店重役會議内規」、「営業規則」など規則草案を提出したが、他の議題山積のため次会に繰り越された。⁽³⁵⁾ しかし、これらの議案は、翌年一月一六日の第一三回仮評議会で

三井家同族会の成立過程（岩崎）

審議されたが、ここでは「三越呉服店内規ハ、最初同店ヲ合資会社ニ組織スル迄ノ間ニ施行ス可キ仮規則トナス答（廿五年一月八日決議）ナリシモ、今日トナリテハ既ニ本年七月ヨリ商法ノ会社法等ヲ実施ノ有様ニ立至リタル事ナレバ、此際寧ロ商法合資会社ノ制度ニ準ジテ内規ヲ定ムルニ若カズ」と、さらに調査のうえ再提出することに決定した。⁽³⁷⁾

このようにして、三井物産会社、三井鉱山会社、三越呉服店は、三井家の事業として位置づけられるにいたったのである。そして、営業店の統合と平行して、明治二十五年一二月二四日の元方臨時寄会では、小野田、家原、長井の三連家を再興し、三井武之助、三井義之助、三越得右衛門を新たに連家として三井家の同族に加えることが議決された。⁽³⁸⁾

さて、明治二六年七月一日の商法一部実施を目前にして、三井銀行の組織改正の準備も進められていた。改組とともにならう三井銀行の重役人事は、二五年二月一八日の仮評議会において総長三井高保、副長中上川彦次郎、監事西邑席四郎・益田孝・斎藤専蔵・三野村利助と決定した（二月二六日就任）。⁽³⁹⁾ 益田は、この時はじめて三井銀行の役員に加わるが、なお同日の仮評議会では三井銀行監事の職制に関して「現行三井銀行定款中ニ於ケル監事ノ職制ハ監査役ニ似タレトモ実際ハ取締役ト支配人トヲ合シタルモノニシテ、名実相称ハサルカ故ニ、更ニ監事ノ名ヲ改ムルカ若クハ定款ヲ改正セサル可カラサレトモ、是ハ他日ニ譲リ、今日ノ所ハ先ツ監事ノ名ヲ襲用シ、追テ重役會議ノ規則ヲ作り、此規則ヲ以テ監事ノ職務ヲ明カニスル」ことを決定した。⁽⁴⁰⁾

しかし、仮評議会が三井銀行の改組を正式の議題として取り上げたのは、時間的にも切迫した明治二六年五月三일のことであった。第一六回仮評議会は、「三井銀行ハ商法合資会社ノ制ニ従ヒ三井同族ノ專有ト為スノ必要有之候處、之ヲ実施スルニハ一旦銀行ヲ解散シテ財産ヲ各株主ニ平等分配スルカ、又ハ三井家外ノ株主ノ持株ヲ三井家ニテ買取ルカノニ法中、三井家外ノ株主ノ持株ヲ三井家ニテ一株式百円ニテ買取ル事ハ三井銀行ヨリ申出之通認可シ、夫ガタメ別段株主総会ヲ開カザルベク、株券買入ヲアシタル上ニテ改定定款ヲ議定」することを決定した。またこの日の會議で

は、「三井銀行、三井礦山合資会社、三井物産会社、三越呉服店共、商法ニ従ヒ其組織ヲ改メタル上ハ三井十一家ヨリ一社ニ二名乃至三名ツ、ノ業務担当者ヲ出シ、十一家ノ主人ヲシテ悉ク業務担当ノ責務ヲ帶ブモノトスル方宣シカラソ」などの「内談」がなされたといふ。⁽⁴¹⁾

この時期における三井銀行改組の方針は、三井家同族一一家のみの出資による合資会社の設立であり、その原型は、すでに三井鉱山合資会社の設立に示されていた。これまでみて来たように、仮評議会が進めて来た各社の組織変更は、貫して合資会社の設立を目指すものであり、三井銀行改組の形態が、そのまま他の事業部門に適用されるモデルになつてゐることはいうまでもない。しかし、周知のように、明治二六年七月一日商法実施とともに行われた三井家諸事業部門の組織変更はこの合資会社案によらず、急拠合名会社に転換したのであった。この間わずか一ヶ月にも足らない期間にすぎない。この急激な方針転換は、いかなる理由によるものであろうか。つぎに、合名会社設立案に推移する経過を明らかにすることにしよう。

三井銀行の組織変更案が仮評議会の議題としてとりあげられたのは、さきにみたごとく五月三一日であったが、これに先立つて同月二八日、中上川彦次郎が元方臨時寄会に出席して、改組の大綱についての説明を行つている。⁽⁴²⁾

三井銀行從前無限株式会社ニシテ、今般商法ニテ從前之儘有限株式会社ニ為シ得ヘキモノナレドモ、株式会社ニ為ストキハ、商法制定嚴密ナルハ勿論、株主ノ権利ニ於テモ種々実地煩敷事柄在、向來不為ト考候、就者御同苗限ノ株主ニテ合資会社ノ組織ト為シテハ如何候哉、可然儀ニ候ハ、此資本額何程ト為スヘキモノ哉、既此程於京都金五百万円ト為シ可然トノ説モアリ、尤五百万円ト致スモ、増額ノタメニ信用増トモ不限、三井銀行ノ信用アルハ從前世間ノ知ル所ニシテ、如從前式百万円ニテモ信用上ニ変ルコトモ在間數様ニ考、且向來都合ニ寄資本増額ヲ為スコトハ何レトモ出来得ルモノ、故ニ今度ハ三百万円ト増額為スコトモ止メ、如從

前資本金額ハ貳百万円ト致置ケハ帳簿上ニ於テモ格別変ルコトモナク御都合トモ考候、御決議伺上候

三井家同族会の成立過程（岩崎）

中上川の説明は、組織変更実施の準備を整えたうえで、これを同族会議の決議となすべく承を求めたものである。ここには、三井銀行の改組の方法として二つの方向があることが述べられているが、それは有限責任の株式会社か、出資額のみに責任を限定する合資会社かのいずれかであり、合資会社か合名会社かの議論ではないことに注目しなければならない。云うまでもなく、三井家の組織変更を実施するうえで、出资者の有限責任制を確立することは、重要な課題であった。この改革の過程で、三井家の諸事業部門がとるべき会社型態としては、一貫して合資会社組織が考えられたり、合名会社はほとんど論議の対象にはされていなかつたようみうけられる。この場合、論議を進めた当事者が、合評議会に資会社形態においては社員の有限責任制が自明のことであるととらえていたことは、明治二十五年四月八日の仮において「三井鉱山合資会社ハ、先般名称ヲ定ムルニ当リ有限責任ノ四字ヲ冠スル事ト為リシガ、商法ニ拠レバ社員間ニ特別ノ契約ナキ限りハ合資会社ト云ヘバ有限責任ノ意味ヲ含ムガ故ニ、殊更有限責任ノ文字ヲ加フルノ必要ナカルベシ、因テ此四字ヲ削除スルニ決」していることからも明らかである。⁽⁴³⁾ 明治一〇年代に商法草案の編纂にあたったロイスレルは、差金会社 Commandit-Gesellschaft を定義して「凡商社ノ社員中一名又ハ數名ノ責任上他ノ契約アルニアラサレハ、總社員ハ差入財産ノミヲ以テ責任ヲ受ル者、之ヲ差金会社ト為ス」としたが、⁽⁴⁴⁾ 「差金会社の社員を有限責任社員とし、これに積極的に業務を担当させることによつて、会社を隆盛させよう」というロイスレルの見解が、当事者に大きな影響を与えたであろうことは推測しうことであらう。⁽⁴⁵⁾ 五月二八日の元方臨時寄会は、中上川の説明を容れて、「株主同苗限トシ、合資会社ニ組織為スコトハ可然」と合資会社組織への変更を正式に決定したのであつた。⁽⁴⁶⁾ しかし、六月一六日の第一七回仮評議会において、事態は急転した。同会は、あらためて銀行ならびに各営業店を合

名会社の組織に変更することを議決、さらに一八日早朝三井高保、中上川、益田が井上を訪問し変更の経過を説明して承諾を得たあと、中上川・益田が再び元方臨時寄会に出席して再議決を求めたのであった。⁽⁴⁷⁾ 両名の説明は、以下のとおりである。⁽⁴⁸⁾

商法ノ実施ニ際シ、三井各商店ノ組織ヲ株式、合資、合名ノ中何種ノ会社制ニスルコト最モ適當ナルヤラ較量セニハ、左ノ諸点ニ就キ最モ近キモノヲ撰択スベキヲ要ス

一商店ニ於テ破産等ノ不幸ニ遭遇スルモ、其損害ノ三井家ニ及ブコトノ成ルベク少ナカルベキモノ

二三井各商店ガ世間ノ信用ヲ受ルニ最モ都合ヨキモノ

三資本金ノ増減、社員ノ交迭ヲシテ究屈ナラザラシメ、業務ノ施行ヲシテ便利ナラシムルモノ

四三井家固有ノ組織ト現今実状トニ最モ近クシテ此際変移ノ最モ容易ナルモノ
之ニ依テ思考スルニ、株式会社ハ姑ク曰ハズ、合資会社ハ有限責任社員ト無限責任社員トヲ置クコトモ得ルニヨリ、第一ノ点ニ於テ稍安全ナルガ如クナレトモ、三井十一家ノ資本ヲ平分シテ各商店ニ注入スルニヨリ、一商店ニシテ破産等ノ不幸ニ遭遇スルトキハ、其商店ノ無限責任社員ハ他ノ商店ニモ資産ヲ有スルニヨリ、其影響ハ忽チ他ノ各商店ニ波及シ、三井總体ノ信用ヲ傷クルノ恐アリ、第二点ニ於テハ、世間ノ人ヨリ見ルトセハ從来無限責任視シタル三井名商店ガ俄カニ其社員中ニ有限責任ト肩書シタルモノヲ交ヘテ公告スルトキハ、少ナクトモ世間ノ人ヲシテ何故ニ有限責任者ヲ置キタルカトノ不審ヲ起サシメ、不審ハ疑惑トナリ、疑惑ハ不信用ヲ來ラスノ恐レナシトセズ、又資本金額ヲ登記スルニヨリ今迄左シモ奥床シク眺メラレタル三井家ノ内兜ヲ見透カナルノ心地シ、第三ノ点ニ於テモ、資本金額増減ノ都度登記ヲ受クル等ノ不自由アリ、第四ノ点ニ至リテハ、合資会社ニスルトキハ幾分カ組織上ニ変更ヲ要スルモノアリ

今之ヲ合名会社ニスルトキハ、其商店ノ資本ハ其商店ニ名ヲ掲クル社員ノ持分ノミニシテ、一朝不幸ニ遭遇スルモ其損害ハ其一商店ニ止マリ他ノ商店ニ連及セス、而シテ其資本金額ハ登記公告ヲ要セザレハ、外面ハ三井家從来ノ儘ニシテ、其社員ハ悉ク無限責任ナルニヨリ世間ノ信用ヲ増スベク、資本金ノ増減ハ登記ヲ要セズ、社員ノ交迭ハ自在ニシテ究屈ヲ感ゼス、代務人ヲ置テ事ヲ処理セシムル、社員ハ單ニ其監督指揮ヲ為スベク、又一二ノ名目ヲ変更スレバ、今日現在ノ儘ニテ其实体ハ少シモ変更スル所ナクシテ、此商法実施ノ一大過渡ヲ経過スパン、是レ実ニ三井家本来ノ面目ニ立返リ、從来ノ組織ヲシテ三井家ノ地盤ヲ堅固ニスルノ好

機会ナリシト云フモ説言ニアラサルヘシ、右ノ如キ理由ニ依リ、此際速カニ合名会社ノ法制ニ從テ三井各商店ノ基礎ヲ定メントス

三井家同様会の成立過程（岩崎）

ここでは、株式会社案はすでに対象から除外され、合資会社か合名会社かのいざれをとるべきかの論議となつてゐた。この合資会社は、三井家の場合、出資社員がすべて有限責任社員であることは不可能であった。明治二六年七月施行の旧商法は、合資会社の社員を原則として有限責任社員としながらも、「商号ニハ社員ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス、但シ無限責任社員ノ氏ハ此限ニ在ラス」、「若シ商号ニ社員ノ氏ヲ用キタルトキハ、其社員ノ此カ為メ当然会社ノ義務ニ対シテ無限ノ責任ヲ負フ」（第一三九条）、「業務担当社員ハ其業務施行中ニ生シタル義務ニ付キ連帶無限ノ責任ヲ負フ」と規定され、したがつて三井家の共有資産を同族一一家の各社員の持分として出資した場合、無限責任社員が一事業部門の破綻を他に及ぼす危険性から逃れることは出来ない。合資会社は、無限責任であることを免がれない点では、合名会社と同じ条件となるのである。しかもこの時点で、後述する三井家の共有資産の管理運用機関としての三井組の組織変更問題が、行き詰まりに陥つていたという状況も、無視出来ない要因であつた。したがつて、さし迫つた商法実施期を乗り切るために、三井家の『現状』に及ぼす影響がより少ない——説明によれば一二の名目を変更すれば現在の儘にそその実体は少しも変更する所のない——合名会社の方向が選ばれたと考えられるのである。それは、一一名の同族がそれぞれいづれかの合名会社の社員となり、共有財産の各部分を出資する形態であるが、この形態は、すでに三井物産会社において、商法実施までの過渡的な措置として企てられた合名会社案において検討されていたものである。

このようにして、三井家の四つの事業部門は、明治二六年七月一日商法会社法の施行にともなつて、合名会社として新発足するにいたつた。しかしこの組織変更是、以上述べたごとき状況のもとでは、暫定的措置であつたことは否定出来ない。それは、このうち三井組の組織改革作業が確定すると、ふたたび各合名会社の組織改正問題が提起されている。

ことに示されている。ここでは、あらためて三井家事業がとるべき会社形態として合名会社あるいは合資会社の諸案が検討され、明治三十一年各合名会社の契約改訂に到つて漸く定着をみるのであつた。

- (1) 三井文庫所蔵史料 追一七二一。
- (2) 同右 北六四一四。
- (3) (14) 同右 物産五六・井上交付書類第四三冊、『三井事業史』資料篇三 一一一一一ページ。
- (4) (5) (6) (9) (15) 同右 物産五六。
- (7) 同右 井上交付書類第四六冊・物産五六、『三井事業史』資料篇三 一一一一页。
- (8) 同右、『三井事業史』資料篇三 一二七ページ。
- (10) (12) 同右 物産二八九。
- (11) 同右 井上交付書類第四六冊。
- (13) 同右 物産二八九、『三井事業史』資料篇三 一一〇ページ。
- (16) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一七九ページ。
- (17) 同右 一八〇ページ。
- (18) 三井文庫所蔵史料 別二五八六。
- (19) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一八三ページ。
- (20) 三井文庫所蔵史料 物産二八九。
- (21) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一八六・一八七ページ。
- (22) 三井物産会社「日記」(三井文庫所蔵史料 物産二六)。
- (23) 同「明治廿五年中重役會議」(同右 物産二二三)。
- (24) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一八〇ページ。
- (25) 同右 一八四ページ。
- (26) 同右 一八五ページ。
- (27) 大元方「日記」(三井文庫所蔵史料 本七四五)。

三井家同族会の成立過程（岩崎）

- (28) (30) 三井文庫所蔵史料 追一七五〇。
- (29) 大元方「貸借帳」（三井文庫所蔵史料 別二〇二〇）。
- (31) 安岡重明『財閥形成史の研究』第二部第七章第五節。
- (32) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一八三ページ。
- (33) 同右 一九二ページ。
- (34) 三井文庫所蔵史料 新三〇、『三井事業史』資料篇三 二五一ページ。
- (35) 同右 新三〇。
- (36) 一二月二八日付三井三郎助より三井源右衛門宛書簡（同右 新三〇）。
- (37) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一九四ページ。
- (38) (42) (46) (47) (48) 「決議録」（三井文庫所蔵史料 追一六七一）。
- (39) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一八四ページ。
- (40) 同右 一八五ページ。
- (41) 同右 一九八ページ。
- (43) 同右 一八六ページ。
- (44) 利谷信義・水林彪「近代日本における会社法の形成」（『資本主義法の形成と展開』3 所収）九七ページ。
- (45) 利谷・水林前掲書 九九ページ。
- ### 3 三井組の改組
- 三井組の改組問題は、各事業部門の組織変更と密接な関連のもとで進められていた。三井組の機能と組織は、三井家共有財産の所有とその管理・運用の方法を具体化するものであり、これが三井家改革の最大の眼目であつたといつても過言ではないが、また改革のなかで最も難航したものでもあった。以下では、明治一四年から二七年にかけて行われた三井組改組の過程を明らかにしよう。

三井家政改革の発端をなす明治二三年一月七日の北三井家における集会で、「三井組ヲ合名会社ニヨリテ設立スル事」を決議したことは、すでに述べたとおりである。この会議では、従来の三井組＝三井家の共有財産を、三井銀行持株の比率に応じて各同苗に分割（持分を設定）する方針が定められ、また三井組を合名会社組織によつて設立するための規則草案の調査を、穂積陳重に依頼することになった。その後、規則草案編成の作業は、岡山兼吉に委嘱されたが、三井家の共有財産を管理する機関を法人化する場合にとるべき会社形態については、合資会社と合名会社のいずれにするか、なお異論があつた模様である。穂積・岡山らの草案編成と平行して、高橋義雄が、井上の命を請けてボアソナード、ロイスレルなど外人法律家の意見を徵したが、このうちロイスレルの見解が三井家に大きな影響を与えたであろうことは、これまで度々指摘したとおりである。ロイスレルは、井上の諮問にたいして、三井組を商法の規定によらない民事会社となしうる可能性を示唆し、その形態としては合資会社を採用することが最適であると答申したのであつた。次に掲げる文書は、こうした見解をふまえて作成された大元方（三井組）の改組案である。⁽¹⁾ここでは、いまだ三井家を構成するのは従来通りの八家であり、したがつてこの案が、三井家憲第一草案に対応する時期のものであることは明らかである。

大元方改正草案^(マサ)

第一条 従来三井組ノ祖職ヲ合資会社ニ変更ス

第二条 事業ハ 有価証券ノ転換ヲ以テ利益スル目的
倉庫寄托ノ目的

鉱山事業ノ目的

第三条 無限責任者ハ何名ヲ以テ定ム
〔朱書き〕
「但シ無限責任ハ堺名或ハ數名ニテモ差支ナキヤ」

三井家同族会の成立過程（岩崎）

第四条 営業期限ハ無限トス

第五条 大元方財産ヲ三井八家ノ名義ニ更ニ引直ス

（朱書）「但シ自身名義ノ財産ト雖トモ、退社ヲ禁スル時ニ当テハ動カスヘカラサルハ法律ノ許ス所ニアラサレトモ、尚契約ヲ以テ動カササル事ヲ取結歟」

第六条 （朱書）社員退社并ニ他人ノ入社ヲ禁スルハ契約ニ依テス

〔但シ此件ハ功能有無ノ尋問ノコト〕

第五条 大元方財産ヲ三井八家ノ名義ニ更ニ引直ス、此共有財産ニ付、左ノ通り結約ス
商法条例ニ基キ、仮ニ其金高ヲ八人ニ分与シ各自名義ヲ付スト雖トモ、祖先ノ遺志ヲ遵守シ、是ニ此ノ共有財産ヲ分離セザル事
此ノ共有財産ヨリ生スル利益金ノ内ヲ以テ、三井家ニ対シ忠功ノ者へ恩賞与及国事献金等ノ準備金ニ可充事
隠居者及長子等、此合資会社役員タラシメント欲スルトキハ、無株主ニアルハ不都合ニ付、前ニ各家名称株其家名儀株ノ内ヨリ割
付スル事

さて、明治二四年五月三井家憲第二草案が作成されたが、この時期には、岡山兼吉による三井組の規則草案の作成も
進められていた。これが岡山案「合資会社三井組定款」草案である。⁽²⁾ ただ、沢澤は、五月二三日付の井上宛書簡で、こ
の草案が一〇日以内に完成する見込みを述べていたが、実際に三井家側に渡つたのは暫く後であり、また前述した事情
(四〇ページ参照)から三井部内での検討が開始されたのは、明治二四年秋であったと考えられる。

岡山案「合資会社三井組定款」は八款三九条からなり、これに「借用金証書」の様式が添えてある。各款の構成は、
第一款（一～五条）名称及組織、第二款（六・七条）目的及位置、第三款（八・九条）資本、第四款（一〇～一二条）役員、
第五款（一二～二九条）総会、第六款（三〇～三三条）計算、第七款（三四・三五条）印章、第八款（三六～三九条）社員で
ある。これによれば、当会社は「民事合資会社三井組」と称し（第一条）、「財産ヲ所有シ其収益ヲ獲得スルコト」、「三
井家一族ニ貸出シ、又ハ保管預リヲナスコト」の二項を業務とする（第六条）。この会社は、三井家一族をもつて成立す

る民事合資会社であり（第一条、第三条）、その責任は会社の財産の範囲にとどまる（第四条）。資本金および社員の出資額持分はこの定款において定められ（第八条、第九条）、社員は各出資持分を社員外に質入・譲渡・抵当となし、または第三者をその持分に加えることは出来ない（第三十八条）。役員は総長（一人）、取締役（四人）、副長（一人）、幹事（四人）からなり（第一〇条）、総長を業務担当者とする（第一一条）。総長、取締役は社員中より選挙し、任期は三年とする（第一一・一二条）。総会は通常総会と臨時総会があり、出席社員の過半数をもって決議する。毎年度の収益は積立金となし、便宜上動・不動産に換えおくことがある（第三二条）。当会社の出資金および積立金は、業務年限中社員が払戻を請求することは出来ない（第三七条）。

岡山案は右のような内容を含んでいた。要するに岡山案の骨子は、三井家の共有財産にたいする各同族の持分を確定し、これを各自の出資金として民事合資会社三井組を設立することにあり、三井組はこの共有財産を所有、管理し、三井各商店へ出資する場合は出資金を同族に貸与し、これを同族が各商店へ出資する形態をとるというものであった。したがつて三井組は、三井家共有財産の所有と管理のための機関であり、総会は三井組の運営のみにかんするものとし、これが三井資本全体を指揮する機能は持っていない。この機能を持つ機関としては、三井組の総会とは別個の同族会議の設立が考慮されていたからである。なお、岡山案は第四条で責任が会社財産に止まるとしているが、これと関連して「本条即チ第一条中三井組ト称スルトアレトモ、斯クテハ商法第百三十九条ニ抵触シ、其責任ヲシテ無限ナラシムルノ恐ナキニ非ス、故ニ他ノ名称ヲ用ユルヲ可ナリトス、然レトモ商法実施前ニ在テハ敢テ此恐レナン、依テ暫ク三井組ノ名称ヲ存スルモ妨ケナシ」との付箋がつけられていた。

岡山案は、云うまでもなく三井組改組案の原型をなすものであった。その後、この草案を検討する過程で、名称を「民事会社三井組」とするなどの修正が加えられ、また家憲第二草案に対応した会社純益金の処分割合の規定が加えら

れるなどして、三井家仮評議会が発足した明治二四年末には、「民事会社三井組定款」⁽⁴⁾案が作られていた。そしてこの草案は「大元方寄会仮規則」とともに、仮評議会設立後の同族会議Ⅱ「仮同族会」の審議に付されたのである。明治二五年一月五日の仮同族会の「決議簿」には、つぎのように記されている。⁽⁵⁾

三井組定款ノ件

- 一 改正取調主務者ヨリ呈出ノ草案、討議ノ末修正ノ通決議シ、仮評議会ノ認可ヲ受ケル事ニ決ス
- 三井組職務章程ノ件
- 一 草案中、大元方ニ関スル職務ヲ区別シ、本案ヲ修正シテ別ニ大元方寄会職務章程ヲ草案スルニ決定ス

この決定によつて、「民事会社三井組定款」は、さらに仮評議会に提出された。しかし、これをうけた仮評議会は、二月一八日の会議において「三井組仮定款ハ民法・商法ニ関係スル所多キカ故ニ、追テ其実施セラレタル上議定スルコトトナシ、当分ハ日常事務必要ナル箇条文ヶハ内規ヲ作リテ之ヲ規定シ置ニ決ス」と仮同族会の提案を否定し、あらためて、三井組内規の作成を命じた。⁽⁶⁾改正取調主務者は、ただちに「三井組内規則」草案を作成して提出したが、仮評議会（三月一四日）は、これについても「内規中ニ若干条ヲ加ヘ、三井組重役ヲシテ三井同族各家ノ家政大体ヲ監視セシメタシ云々ノ説アリ、因テ修正ノ上更ニ評議スルニ決」し、認可を保留したのであった。⁽⁸⁾

この年の一月以来懸案となつていた「大元方寄会仮規則」の草案とともに、この「三井組内規」の審議が再開されたのは、八月になつてからである。この間の空白は、仮評議会が、主として銀行、物産、鉱山の組織変更問題に意を注いだ結果とみられるが、他面では、第三特別議会において民法・商法施行延期法案をめぐつて熾烈な論争が行わられるなど、その実施が予断を許さない状況となつていたことの影響も無視出来ない。

三井組の改正規則案は、まず八月二二日の大元方臨時寄会に提出された。⁽⁹⁾これは、「同族寄会仮規則」、「三井組積立金支出法」、「同族各家歳費会計監督法」の四つの規則案からなっていた。⁽¹⁰⁾これらの諸案は、同族寄会を大元方寄会とするなど若干の修正を経て仮評議会に提出された。九月二三日の第一〇回仮評議会の議事録は、これについての審議結果を、つぎのように記している。

大元方寄会規則、三井組内規、三井組積立金支出法及び同族各家歳費会計監督法認可ノ件
一 仮評議会ハ重ニ三井一統ノ営業ニ関スル事ヲ議スルモノニシテ、今度設ケントスル大元方寄会ニテハ同族内輪ノ事項ヲ評議スル趣向ナレバ、二者ノ性質ハ自ラ同ジカラズト雖トモ、会員ノ組織ニ至テハ大同小異ニシテ、議ス可キ事モ内外ノ別コソアレ、同じク三井一統ニ關スルモノニ外ナラザルノミナラズ、大元方寄会ト仮評議会ト両々分立シテハ他日其間ニ思ハザル衝突ヲ來スノ患ナキヤ測リ難シ、且又大元方寄会規則起草ノ趣意モ行ク／＼ハ現今仮評議会ニテ議シ居ル事項ヲ同会ニ移スニ在ルコトナレバ、逆モノ序ニ今其趣意ニ拠テ両会ヲ一一繩墨ル方然ル可シト思ハルニ付キ、一応此意ヲ以テ当夜欠席ノ会員ニ謀リ、篤ト熟識ノ上承諾ヲ得タラハ更ニ原案ヲ立て、再び仮評議会ニ議ニ附ス可シト云フニ決シ、三井組内規以下三項ノ原案ハ大元方寄会規則ノ変更ニ從テ多少細目ノ条項ニ異動ヲ生ズ可ケレバ、是亦同時ニ改訂シテ寄会規則ノ新案ト共ニ提出スル事ニ決ス

仮評議会の席上、三井家仮評議会と大元方寄会とが並存することに歎問を提起したのは、渋沢栄一であった。渋沢は、内事すなわち三井家の同族に関する事項を審議する大元方寄会と、外事すなわち三井組はじめ各商店の商事に関する事項の審議機関である仮評議会との間に、幾分か審議事項の差はあっても、両会とも「等シク三井家ノ大主権ノ場所」であり、両者の間に他日不測の衝突を生じることは免れがたいとする。そして、この際両者を並存させるよりは、むしろ仮評議会を廢止して家憲草案における同族会議の組織に変更することを提言したのであった。⁽¹¹⁾ただ渋沢は、これを仮評議会の決議とすることなく、仮評議会側の要望として「御同族ニ於テ一応御熟議ヲ希望申候」としている。いう

三井家同族会の成立過程（岩崎）

までもなく仮評議会設置の建前は、三井家の家制と事業体制の再編成が完了するまでの過渡的な機関であり、三井家憲が実施されれば当然同族会議が最高の決定機関としてこれに代るべきものであった。しかし、事態が強大な権限を有する仮評議会の主導によつて推移することにたいしては、一部の同族からの反発があつたことも事実である。「同族寄会仮規則」以下の諸案についての意見を求められた三井元之助（高生）が、三井組純益金配分割合のうち各家分配金の比率の増加を要求し、また「今般同族会規定ナル上へ、仮評議会ヲ解クコト」を求めていることも、そのあらわれであつた。⁽¹³⁾ 浅沢ら仮評議会側の真意は、この時点では仮評議会と大元方寄会とを「統合」することではなく、仮評議会を唯一の審議機関として存続させ、これによつて三井家の改革を推進することにあつたのである。

大元方寄会の設立に参考を求めた仮評議会の希望は大元方に伝えられ、元方寄会は一四日再議のうえつぎのように決定した。⁽¹⁴⁾

仮評議会ヨリ如申出「ツニ纏メ候事ニ議決候、然ルニ、ツニ纏ムルニハ更ニツノ会名設ケ、大元方寄会及仮評議会ヲ廃止シ可然、其ツノ会名ハ家憲第三章同族会名称ト為スモノカハ尚仮評議会ニ協議ノ上可相定事

若干ニーアンスの差はあるが、大元方寄会規則案を撤回する件は一二月八日の仮評議会に報告されている。同会ではこれをうけて、三井家憲の同族会議の規程を確定するまでは、仮評議会をこのまま継続することを決定した。そして、これにともなつて、三井家憲草案の確定を急ぐことが確認されている。それは、明治二六年四・五月ごろの実施を目途として、まず仮評議会としての断案を作るというものであつた。⁽¹⁵⁾

こうして三井組の改組は大元方寄会の新設とは分離して進められることになつた。仮評議会に提出した「三井組内規」は一二月八日、「三井組積立金支出法」ならびに「同族各家歳費会計監督法」は一二月二七日にそれぞれ認可され、

実施は二六年一月一日よりと定められた。⁽¹⁶⁾ 内規にもとづく三井組の重役は、一二月二十五日の元方寄会において總長三井八郎右衛門、參事三井元之助・三井源右衛門・三井八郎次郎・中井三平（兼理事心得）・西邑房四郎、理事今井友五郎と決定した。⁽¹⁷⁾

「三井組内規」によれば、ここに新らしく発足した三井組は、「三井同族ノ共同財産ヲ保管シ且ツ確實ニ其利益ヲ収得スルコトヲ務メ、又三井同族各家ノ余資ヲ保管預リスル」ための機関であった。この内規を仮評議会が認可する際、三井組は「商法ニ所謂『商ヲ為ス』モノニ非レバ仮令商法実施ノ暁ニ至ルモ商事会社トシテ問ハル、咎ハナカル可シト雖トモ、其際内規ヲ官庁ニ差出スコトモアリテ穿鑿ヲ受クル場合ノ用心トモナリ、且又明文ヲ以テ明ニ商ヲ為スニ非ルコトヲ規定シ置クハ當組自身ノ為ニモ有用」であるとして、「當組ハ自カラ商工業ヲ営ムコトヲ得ズ」との一条が加えられた（第二条）。三井組が「商ヲ為ス」ものでない以上、商法の制約を受けることなく、単に民事上の組合にすぎず、当事者の意志によつてはこれを法人とすることもない。しかしこのことは、三井家が三井組を会社形態に変更する意志を放棄したこと意味するものではなかつた。三井組内規の作成を命じた明治二十五年二月一八日の仮評議会の決定は、三井組の組織変更を商法・民法の実施以降に持ち越そうとするものにすぎず、それ故に二六年一月の三井組の発足は暫定的措置というべきものであつた。この時点では、共有資産を保有しそれを管理・運用する機関としての三井組の実体は未完成であり、三井組が所有する共有資産の総額についても確定していなかつたのである。三井組重役会の議事録には、明治二六年二月二十四日の條に「明治廿五年下季大元方勘定目録出来候ニ附調査シ大元方江差出ス」とある。⁽²⁰⁾ 宝永七年以来継続した三井家の大元方勘定目録は、これをもつて最終とする。しかし、この大元方勘定目録⁽²¹⁾の数字は、このまま新「三井組」の勘定として翌年一月へ繰り越されたのはなかつた。このあと旧滞貸金を切捨てるなどの整理が行われ、あらためて二五年一二月三一日現在での三井組「總勘定差引残高報告表」が作成されて、これによつて新「三井組」

の勘定が発足するのである。しかし、各営業店への出資額を含めた三井家の営業資産の全体が確定するのは、明治二七年になつてからのことであつた。

このような三井組の組織変更の困難さは、三井家憲草案の確定にも影響を与えていた。明治二六年に入つてから、元方寄会、仮評議会のそれぞれにおいては、つぎのように三井家憲の審議が再開されていた。

(一月二十七日・元方臨時寄会)

一明治二十四年中評議調制、同族家憲修正案再議之件、第七章財産ノ部伊東巳代治氏考案在之、熟考候処穂積陳重氏考案ノ方此方家法建方ニ適當可然ニ決ス

(一月六日・元方寄会)

一家憲再議、第一章ヨリ第六章迄議決候事

(三月二三日・第一五回三井家仮評議会)

三井家憲逐条議定ノ件

三井家憲ノ序文ハ文章趣意共ニ猶ホ修正ヲ要スル事ト定メ、第一章(三井家同族)及ビ第二章(同族ノ義務)ニ就キ討議修正アリ、第三章、第四章、第五章、第六章ハ後会ニテ議スルコトニ決ス

(六月一三日・元方臨時寄会)

一家憲第七章ハ後会ニ譲ル三井組組織、依第八章ヨリ末督文ニ至リ議決ス

すなわち、右の記事は、三井家憲草案の検討が、第七章財産の規程をめぐって難航していたことを示している。第七章の規程は三井組の組織と一体をなすものであり、したがつて三井組の組織変更についての決定案が容易に作成しえない以上、三井家憲草案を確定することも出来なかつたのであつた。

- (1) 三井文庫所蔵史料 新三〇。
- (2) 同右 追六八七一七。
- (3) 『波沢栄一伝記資料』第二九巻三六六ページ。
- (4) 三井文庫所蔵史料 追六八七一四。
- (5) 同右 別二五八六。
- (6) (8) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一八五ページ。
- (7) 三井文庫所蔵史料 追七七〇一八。
- (9) (14) (17) 「決議簿」(三井文庫所蔵史料 追一六七一)。
- (10) 三井文庫所蔵史料 北六四。
- (11) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一九〇ページ。
- (12) 「大元方寄会仮規則ニ付波沢氏意見概略」(三井文庫所蔵史料 追一三三三六)。
- (13) 三井元之助「考案」(同右 追一六七八一三)。
- (15) (19) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一九一・一九二ページ。
- (16) 同右、『三井事業史』資料篇三 一九二・一九三ページ。
- (18) 三井文庫所蔵史料 追八三七、『三井事業史』資料篇三 一〇一ページ。
- (20) 三井文庫所蔵史料 追八三六。
- (21) 同右 別二三二一一二一、『三井事業史』資料篇三 一〇六ページ。
- (22) 同右 追七三七。

4 三井家同族会の設立

最後に、三井家の最高議決機関である「三井家同族会」の設立にいたる経過をみることにしよう。

三井家の家政と事業とを全体にわたって支配する同族会議の設立が、家政改革の当初よりの懸案となっていたことは、すでにくり返し述べたとおりである。同族会議は家憲において規定されるものであったが、家憲草案を確定する作

業は容易に進まなかつた。前項で述べたように、三井家仮評議会と平行して新たに大元方寄会を設立しようとする案は、仮評議会側の意向によつて見送られ、家憲実施以後においてこれらを一本化する方針が定められたのであつた。

ところで、大元方の寄会の記録「決議簿」によると、明治二六年一月二〇日の元方寄会は、つぎのごとき決定を行つてゐる。

- 一大元方寄会規則別冊之通改定候事
- 一大元方明治十八年改正規約全廢候、依大元方役、見習役、平役并ニ改役今度解役候事
- 一大元方寄会定日、如從前月ノ第一金旺日ニ定候事

同族による合議機関としての大元方寄会を設立する案を撤回し、家憲実施以後に仮評議会を統合して同族会議を設立する方針を定めたにもかかわらず、その直後に「大元方寄会規則」を定めていることの意味は、つぎのように考えることが出来よう。

江戸時代以来、三井家の最も重要な合議機関であった「元方寄会」と「月並寄会」は、維新後しばらくの間途絶していたが、元方寄会は明治一四年一二月、月並寄会は同一五年一月より再開された。⁽²⁾これらの寄会は三井家の同苗と重役とで構成される最高の議決機関として位置づけられるが、その議事録から判断するがぎりでは、必ずしもその審議内容が実質的意味における最高の議決機関とはいひ難いものであつた。とりわけ三井家政改革の重要な問題を審議する場合などには、この元方寄会とは別に同族会議が招集されており、しかもこれらの会合の議事は、本来の議事録には記載されない場合が多かつたのである。今この理由について深く追求する手段を持たないが、この時期まで、会議の運営に関する明確な規程もないまま、旧慣によつていたのではないかと思われる。もとより、家憲によつて同族会議の組織と権

限が明確にされる段階にいたれば、この元方寄会がいすれ同族会議となるべきものではあった。しかし、これまで見て來たごとき「大元方寄会」設立をめぐる問題は、仮評議会の持つ権限との関係において旧来の元方寄会を強化しようとする意図のあらわれであったということが出来よう。大元方寄会としての新設は、仮評議会側の意向によつて見送られて大元方寄会規則はひとまず撤回されたが、この規則はそのまま元方寄会の運営規則として明治二六年一月より施行されたものと考へてよい。なおこれと同時に、三井組の改組とともに三井組重役会が発足し、二六年一月二〇日の元方寄会では「三井組重役会議内規」が議決された。三井組重役会は、月並寄会の後身といふべきものであつた。

元方寄会にしても三井組重役会にしても、その審議の対象となつたものは、三井家の同族ならびに三井組に關する事項に限定されていた。したがつて、この時期において三井家の全般にわたつて実質的な審議を担当したものは、いうまでもなく三井家仮評議會であつた。仮評議會が、再編成された各事業部門の営業の細部にわたつて、どれほどの統制を加えたかについては詳らかではないが、審議事項——議題から判断するかぎりでは、営業店の個々の問題にまで立ち入ることはなかつたようである。しかし、三井家仮評議會規則第九条に規定されたごとき営業の基本にかかる重要な事項は、すべて仮評議會の審議を経たとみられる。この件に関して、明治二六年二月一六日の仮評議會では、同会への議案提出方について三井鉱山合資会社からつぎのような照会がなされている。⁽³⁾

三井家仮評議會規則第九条ニハ、三井各商店ヨリ同会ニ提出シテ認可ヲ受ク可キ項目ヲ定メタレトモ、既ニ同会ノ認可ヲ得タル会社ノ定款ニ由テ社員ニ議決ノ權ヲ与ヘラレタル事項ハ、仮令第九条中ノモノト雖トモ仮評議會ニ提出スルニ及バザルヤ、將又若シ仮評議會ニ提出シテ認可ヲ受クヘキモノトスレバ、会社ハ先シ之ヲ社員ニ提出シ、社員ヨリ仮評議會ノ認可ヲ受クルコトナリヤ

この照会にたいして仮評議會は、仮評議會の認可を受けた定款によつて社員に議決権を与えられた事項といえども、

三井家同族会の成立過程（岩崎）

必ず仮評議会の議決を要し、議案はまず仮評議会に提出すべしと決定し、これが鉱山会社のみならず各営業店すべてに適用すべき方針であることを確認している。このことは、各社の営業方針の最終的決定権が仮評議会に集中され、同苗の出資社員による社員総会が単なる形式にとどまり、各社の重役会が直接仮評議会の管理下に置かれていたことを意味しているであろう。

ところで、現存する仮評議会の議事録は、明治二六年五月三一日第一六回会議までである。しかし、これ以後も数回の会議が開催されており、次のとおりが審議されていた。⁽⁴⁾

六月一六日（第一七回）

三井銀行改正定款ノ件

三井物産会社資本金請求ノ件

家憲第三章ヨリ第六章迄修正ノ件

七月二七日（第一八回）

合名会社三井銀行、三井鉱山合名会社及ヒ三井物産合名会社ノ理事任命ノ件

三井物産合名会社重役内規及同社営業規則認可ノ件

茂住鉱山製煉場新築費支出ノ件

三井家々憲修正案

一〇月一一日（第一九回）

三井同族会設置ニ付協議ノ件

三井物産合名会社及ヒ三井鉱山合名会社廿六年上半季決算及ヒ下半季予算報告ノ件

そして一〇月一八日付で、三井家仮評議会議長三井高保から、「今般三井家同族会設置ニ付、同苗集合ノ上御評議仕度候間、明十九日午後正二時麴町土手三番町三井八郎右衛門宅へ御来駕被成下度」との招請状が発せられた。⁽⁵⁾ この一〇月一九日の会合が、三井家同族会「決議録」において第一回三井家同族会とされているものであった。この日の決議事項は、つぎのとおりである。⁽⁶⁾

三井家同族会規則

一 三井家同族会規則ハ、三井家憲草案第三章ヲ修正ノ上執行スルコトニ決ス

但シ右草案ハ第二回同族会ニ於テ修正スベシ

顧問任命ノ件

一 渋沢栄一氏へ三井家同族会顧問ヲ嘱託スルコトニ決ス

参列員資格ノ件

一 三井家同族会ノ参列員ハ投票権ヲ有セサルモノトスルコトニ決ス

同族隠居資格ノ件

一 三井同族ノ隠居ハ、家憲ノ規定ニ依リ参列員ニ加名スルコトニ決ス

事務引継ノ件

一 今般三井家仮評議会ヲ解散シ、新ニ三井家同族会ヲ設置スルニ付、仮評議会ノ書類及ヒ三井組大元方寄会ノ書類ヲ悉皆同族会議

長ヘ引渡スコトニ決ス

重役ヲ参列員ニ推選ノ件

一 三井各商店重役ノ中、左ノ者ヲ参列員ニ加入スルコトニ決ス

西邑房四郎、益田孝、中上川彦次郎、木村正幹、今井友五郎、藤村喜七、三野村利助

仮評議会員ヘ報酬給与ノ件

一 仮評議会員ノ中、左ノ者ニ相当ノ報酬金ヲ給与スルコトニ決ス

三井家同族会の成立過程（岩崎）

三井家仮評議会と大元方寄会とを統合して三井家同族会を設立する案は、ここに漸く実現のはこびとなつたのである。これは、かねての計画通り、三井家憲草案第三章同族会議の条項を実施することによって行われた。もとより家憲草案は、いまだ最終的に確定されたものではなかつた。しかし、元方寄会ならびに仮評議会における家憲草案の逐条審議は、第七章財産を除いた他の部分についてはほぼ終了しており、これによつてひとまず同族会議を発足させる条件が整つたとみることが出来よう。⁽⁷⁾

しかし、三井家同族会の発足を可能にした理由は、三井家の共同財産の管理・運用のための機関である三井組の組織をめぐる論議が一応の結論に達し、これを三井元方として設立する方針が確定したことによることが出来る。すでに述べたごとく、明治二六年一月には、「三井組内規」が実施されたが、これは商法の実施までの暫定的措置であつた。このため、同年七月の商法実施の時点においては、三井組の名称、組織をめぐつて若干の混乱を招いたのであつた。まづ、明治二六年六月一六日の三井家仮評議会は、各事業部門の合名会社化の方針を決定するとともに、「三井組ハ商法実施ノ暁忽チ差支ヲ生スルニ付、寧ロ此際組ノ名ヲ廢スル方可ナラン、但シ大蔵省ヨリ払下ヲ受ケタル炭山ハ三井組總代ノ名義ナルニ依リ、組ノ字ヲ抜キ三井八家ノ總代名義ニ改ムルコトヲ大蔵省ニ出願スレハ可ナラン」と決定し、この旨を大元方に通達⁽⁸⁾、これをうけて同月一八日元方臨時寄会は組名を廢することを議決している。⁽⁹⁾しかし、三井組からは、「本月三十日限組名及門口ニ掛ケアル三井組ノ看板ヲ廢スヘキ哉」、あるいは「組ノ名ヲ廢スルニ只三井ト而已モ如何、何ト歟名義御定メ相成度」などの伺が提出され⁽¹⁰⁾、六月二一八日の元方臨時寄会では、三井組を以後「三井会所」と称し、また從来三井組の所有となつていた地の地所・家屋の名義を各同苗の個人名義に変更する方針を決定している。⁽¹¹⁾

そして同年一月一日三井家同族会の発足と同時に、三井組は「三井元方」を称するにいたつたのである。これによつて、三井家の共有財産を管理・運用する機関を法人化する問題は、ひとまず見送られることになったのであつた。

三井家同族会の発足とともに、従来三井家仮評議会へ提出された議案が、すべて三井家同族会へ直接提出されることになったことはいうまでもない。三井家同族会は、三井一一家の戸主を正員とし、同族の隠居、成年推定相続人ならびに特に三井各商店重役の中から推せんされた者を参列会員として組織された。参列員には、渋沢栄一をはじめ、従来三井家仮評議会員であった西邑、益田、中上川、木村、今井、三野村に、呉服店重役藤村喜七があらたに加えられた。明治二六年一二月制定された「三井家同族会規則」は、「同族会ノ決議認可ヲ経ベキ事項」として以下の一〇項目を規定している。⁽¹²⁾

- 一同族各家ノ相続、婚姻、養子、隠居、分家、離婚、離縁、自治産、禁治産、准禁治産其他重大ナル同族身分ノ変更ニ関スル件
- 二同族各家ノ歳費定額ニ関スル件
- 三同族各家所有ノ不動産其他同族会ニ届出タル家産ノ売却、譲与、交換、抵当質入ニ関スル件
- 四同族中他人ノ為ニ保証人ト為リ又ハ債務ノ責任アル契約ヲ締結スルノ件
- 五同族中会社ノ株主若クハ資本主トナリ又ハ官務公役ニ服スルノ件
- 六同族各家ノ後見人、後見監督人、保佐人ノ指定選定及免除ニ関スル件
- 七特ニ会員ニ推選スル者ノ選定及解任ニ関スル件
- 八同族各家ノ執事任免ノ件
- 九三井家同族ノ共同財産保管及其運用ノ方法規定ニ関スル件
- 十同族ノ営ム商工業務監督ニ関スル件

三井家同族会は、三井家の家政と、三井家が所有するすべての事業を統轄する最高の意志決定機関としてここに成立

三井家同族会の成立過程（岩崎）

したのであった。三井家同族会の設立は、明治中期における三井家の家制とその事業の再編成過程のうえで、重要な画期をなすものであった。もとより、「三井財閥」が機構的に定着するまでには、この後においても三井元方の改組（明治二七年一〇月）、三井商店理事会の設立（同二九年九月）、各合名会社契約の改正（同三一年一一月）、三井家憲の施行（同三三年七月）、同族会管理部の設置（同三五年四月）等々多くの糾余曲折を経なければならない。しかし、「三井財閥」の総合事業体としての基本的骨格と、資本集中の中核をなす同族財産共有制は、この時点において成立したといつても過言ではあるまい。

- (1) (9) (11) 元方寄会「決議簿」（三井文庫所蔵史料 追一六七一）。
- (2) 拙稿「明治期における三井家元方制度の構造とその機能」（『三井文庫論叢』第六号）五一ページ。
- (3) 仮評議会議事録、『三井事業史』資料篇三 一九四ページ。
- (4) (5) 仮評議会開催通知（三井文庫所蔵史料 新一一五）。
- (6) 三井家同族会「決議録」（同右 追二〇〇七）、『三井事業史』資料篇三 二八四ページ。
- (7) ところで、三井家同族会の決議録は、一〇月一九日のこの会合を第一回三井家同族会と記している。しかし、三井銀行の「日誌」（三井文庫所蔵史料 本七四五）によると、一〇月二八日に最後の仮評議会が開催され、また一月二日の条には「本月一日より大元方ノ名称同族会 三井組ヲ三井元方ト相成候事」と記されている。したがって、三井家同族会は、明治二六年一月一日をもって設立されたとすることが妥当であると考えられる。
- (8) 三井文庫所蔵史料 追一七四八。
- (9) 明治二六年「回議回達」（三井文庫所蔵史料 追一七四九）。
- (10) 三井文庫所蔵史料 追一三三四、『三井事業史』資料篇三 二八一ページ。